

第百八十九回国  
参議院農林水産委員会會議録第十六号

平成二十七年八月二十日(木曜日)

午前十時十六分開会

委員の異動

八月十八日

井原 巧君  
井原 庸行君

補欠選任  
堀井 巖君

八月十九日

馬場 成志君

補欠選任  
上月 良祐君

八月二十日

上月 良祐君  
堀井 巖君  
堀井 彰君

補欠選任  
豊田 俊郎君  
山下 雄平君  
野田 国義君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

山田 俊男君

委員

野村 哲郎君  
山田 修路君  
徳永 エリ君  
紙 智子君

金子原二郎君  
小泉 昭男君  
古賀友一郎君  
上月 良祐君  
豊田 俊郎君  
中泉 松司君  
堀井 巖君  
舞立 昇治君  
山下 雄平君  
小川 勝也君

君が選任されました。

○委員長(山田俊男君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣審議官澁谷和久君外二名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田俊男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山田俊男君) 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○金子原二郎君 今回の農協改革の問題で、私は全中の問題についてお尋ねをしたいと思ひます。

お尋ねをする前に、大臣にお願いしたいことは、できるだけ大臣にお答えいただきたい。と申しますのは、ずっとこの法案を作るのには大臣は関わってきております。したがって、今後やっばりいろいろな法案を固めていく上において大臣というのは非常に大事でございますし、また私もかつて知事をしておりまして、大体、知事が答弁すると、その内容に沿って事業はうまくいきます。ところが、部長さんたちには悪いんだけど、も、答弁すると、なかなかそれが政策としてうまくいくかどうかということで、やっばりこれは国も一緒だと思ひますので、是非その点についてはお願い申し上げたいと思ひます。それから、できるだけ、私も内容をちゃんと言ひますので、簡潔に、再質問しないように、是非よろしくお願ひしたいと思ひております。

全中と国との関係、農林水産省の関係を振り返つてみれば、私は、お互いに協力し合つて持ちつ持たれつであつたということは、これはもう間違ひない。いろいろな政策を推進していく上において末端まで浸透させることができたというのは、これはもう全中の力が大であつたというふうに思ひます。そういつた今まで全中がやつてきたことについて私の方で質問をさせていただきます。幾つか意見を述べさせていただきますので、これらについて大臣の所感を伺ひたいと思ひております。

今回の法改正において、中央会の在り方が大幅に変わる中で、現行の中央会制度が廃止され、県中は連合会に、全中は一般社団に移行し、法人格だけでなく事業や権限も大きく変わることにあります。特に、一般社団になる全中は、強い法的位置付けがなくなつて、監査は分離されることから、これまでに比べ、組織運営に幾つもの課題を抱えることとなります。

しかし、農業政策や農協運営に関して全中の果たしている役割は大きく、今まで県中ももとより、農林水産省や全国連にとつて極めて重要な存在になつております。農協経営の基本的な経営改善指導や教育を行つてきたが、JAの合併や監査に関しては大きな役割を果たしてきたことはこの委員会でもよく出された話題であります。

地元の長崎では、かつて大きなJAの経営問題がありました。そのとき、全国の力が大変必要でした。そして、全中が全国のJAグループの調整をするなどしていただいたので、本日に県の負担は僅かで済み、大きな役割をJAグループに果たしていただいたおかげで、今でもその農協は健全経営をやつております。

また、農協も、普通の会社同様に多くの法令等にのつとり組織、事業運営をしており、そうした

法令、会計等の相談や指導を仰ぐことがありまして。また、役職員の教育、研修も行つてまいっているようです。その相談や研修等の対応は、農協独自の法令、事業や協同組合に精通した中央会を各単協は頼りにしてきたと思います。法令等は、農水省と調整をしたり統一の指針を示したりして全国の単協に対して徹底するようにやつてまいりました。全中が全国の政策をJAグループの方針として整理し、県中を通じて普及することでJA等の現場に浸透しやすくなっているのです。

また、JAは総合事業であります。県や全国の連合会は事業ごとになっていきます。この事業間の調整を行わないと、総合JAが事業が縦割りになつてしまいます。こうした調整をできるのが中央会であり、現在、県連合会が全国と統合し、県組織は全国の支店のようになつており、余り権限がないとお伺いしております。その中で、全中は、全国段階の調整をすることはますます重要になつております。

このような役割を果たしてきた全中でありまして、これに対して大臣の認識をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(林芳正君) 今、金子先生からお話がありましたように、この中央会制度というのは昭和二十九年でございまして、当時スタートしたときは単位農協が経営的に困難な状況にありまして、数も単位農協一万を超えていたと、こういう状況のときに、今お話がありましたように、行政に代わつて農協の経営を指導するというところで、この農協という組織をきちつと再建していこうと、こういう目的で導入をされたというものでございまして。

そして、今お話をいただきましたように、合併の促進、それから連合会の再編と、こういうことをしっかりとやっていたといたことと、農協や連合会の経営基盤の強化に貢献をしてきたと、こういうふうにご考えております。また、農業者、農協の意思の集約、農協間の連絡調整、行政との連絡、こういうものも役割を果たしてき

ていただいたと、こういうふうにご考えておられるわけでございます。

先ほど申し上げましたように、一万を超えておりました単位農協が七百程度に減少した、そして、幾つか一県で一つのJAになるところも出てきたと、こういうこととございまして。それからもう一つは、信用事業について、JAバンク法に基づいて農林中金というものに指導権限が与えられている、こういうふうにご昭和二十九年と状況は変わってきたと、こういうこととございまして。

したがって、地域農協の自立と自由な経済活動を促して、これを適切にサポートするという意味で、この自律的な新たな制度に移行すると、こういうふうになつたわけとございまして、今おっしゃつていただいたような総合調整等は引き続きこの役割を果たしてもらわなければならないと、こういうふうにご考えておられるとございまして。

○金子原二郎君 そこで、いろんな個々の問題等がありますので、その点についてちよつと尋ねますが、まず、法令相談などについては、中央会は模範定款例の作成の法的権限も与えられながら法律や定款の解釈やその対応についての相談、指導をしてまいりましたが、これは今後どうなるのか。もし行政で対応するということになれば、行政の負担増につながります。また、民間の経営にそこまで行政が対応するのということにもなると思ひます。それじゃ、行政で直接対応しない場合はJAで対応するということも考えられるんですが、負担や専門性の観点から限界があるのではないかと私は思ひます。

今後どうなるのか、大臣のお考えをお伺いいたします。

○国務大臣(林芳正君) 今回の農協改革におきまして都道府県中央会は農協連合会に移行すると、こういうこととございまして、代表機能、それから総合調整機能、監査のほか、会員である組合、組合が会員になつて連合会ということになりますので、この組合からの要請を踏まえた組合の組

織、事業、経営に関する相談業務、これを行うことになるといふこととございまして。

したがって、法律の解釈は行政庁、これ国や都道府県が行うことが基本でございまして、その仲介を含めて、そして、定款の解釈等々、相談については都道府県中央会から組織変更した農協連合会が引き続き行つていただくと、こういうことになろうかと考えております。

○金子原二郎君 私は、農協連合会では限界があると思うんです。正直言つて、スタッフ的に。だから、JAグループの現在の全中が一般社団になつたとしても、優秀なノウハウを持った職員さん方がいらつしやるわけですから、それをやつぱり大いに活用していくことが、今後、政策遂行の上でスムーズにいくというふうに思ひますが、この点いかがでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 全中につきましては、農協の経営指導を長年にわたつて行つていただいた、様々なノウハウが今お話がありましたように蓄積されております。農協の管理部門に関する専門的知識を有する職員も多数おられるということとございまして、山田委員長もそれをつつとやつてこられたというふうにご承知しておられるわけとございまして、全中が組織変更した後も、こうした職員がせつかくノウハウを持つていらつしやるので、これを有効に活用するということは大変大事だと思つております。

全中から、今度一般社団ということに組織変更されるわけとございまして、そこで会員の意見の代表等の業務に従事するということとございまして、それに加えて、全国監査機構、外出しで設立した監査法人において監査やコンサル業務に従事すると、こういうこともあろうかと、こういうふうにご思つております。

それから、先生も御存じのように、都道府県中央会から全中に出向されておられる職員というのがおります。したがって、出向元である都道府県中央会に帰任をしていただいて、この連合会において会員である組合の経営の相談に応ずる事業

等に従事していただくとか、それから、そこから更に地元の農協に出向していただくということと管理部門、内部監査部門の業務に従事すると、こういうこともあろうかと、こういうふうにご思つております。

我々としても、今回の改正法の附則五十条一項四号でございまして、農協監査士に選任された方が組合に対する監査の業務に従事することができるよう適切に配慮すると、こういうことをしておりますが、これに併せて、専門的知識を持つていらつしやる、ノウハウをしっかりと持つていらつしやる職員の皆さんが引き続きそれぞれの場で活躍できるように適切に対処してまいりたいと、こういうふうにご考えております。

○金子原二郎君 次に、政策推進などについて。最近では、米価の下落という現場の一番の課題に対応するために飼料用米の推進が重要な政策となつております。この政策推進を現場で徹底してやつてきたのは全中であり、農林水産省も頑張つてはいますが、飼料用米の積み上げという結果を出せているのは、全中がJAグループの組織力を活用し全国の現場に広く徹底できたからであると私は考えております。

この点に関してどう評価しているのか、お伺いをいたします。

○政府参考人(今城健晴君) お答えいたします。我が国におきましては、主食用米の需要は残念ながら毎年八万トンずつ減少するということが生じております。このような中で、需要に応じた生産を進めるということが重要でございまして、主食用米から需要のある飼料用米など主食用米以外の転換ということを進めてまいり、これが非常に重要な課題となつております。

このため、私も、まず農林水産省といたしましては、飼料用米の拡大に向けまして、地方ブロック、県ごとに、行政、生産者団体、畜産団体等、幅広い関係者から成ります推進体制を整備し、関係者が一体となつて、飼料用米生産農家と

畜産農家あるいは配合飼料メーカーとのマッチング、多収品種の種子の確保、飼料用米の低コスト栽培技術、あるいは家畜への給与技術の普及などの取組を推進してきております。

このような中で、御指摘のとおり、JAグループの方におかれましては、主食用米の価格の安定のために主食用米の需給の改善が不可欠との認識に立たれまして、自主的に、本年産米、二十七年産米の飼料用米の生産振興目標六十万トンと置きまして、中央会、連合会、地域農協が一体となつて飼料用米の生産拡大、積み上げを推進してきたということでございます。

このような取組の結果も受けまして、現段階、七月十五日時点での取組状況ということでございますが、対前年比で三・九万ヘクタール増の七・三万ヘクタール、これを主食用米の単収で換算しますと大体三十九万トンということになっておりまして、このように飼料用米の作付けが大幅に増加した要因といたしましては、JAグループの……

○委員長(山田俊男君) 今城局長、初めての質疑であります。指導のことについて触れておられますので、飼料用米の意義はよく分かります。

○政府参考人(今城健晴君) 飼料用米の作付けが、済みません、大幅に増加した要因といたしましては、JAグループのこのような自主的な取組、そういう全体となつて一丸と取り組むということもその大きな要因の一つであるというふうに考えております。

○金子原二郎君 最後だけ言ってもらえばいいんです。前段はもう前提の中で質問しているんですから、限られた時間でやっているんですから、これからは前段を省いてください。

そして、今まではこういった形でできたんですが、全中は農協法に基づく特別な法人であったためにこうした政策推進を行うことも当然求めることができたんですが、今後は一般社団になるんですね。農水省の管轄でなくなります。全中のこうした業務は政府行政には代替できないのではない

かなというふうには私は思います。

全中がやらなくなると農政の停滞につながるものにならないのか、また、一般社団全中の業務は会員が決めるということになっておるんですが、政府としては、政策推進に關して今後、全中に対してどういうことを期待しているか、言うならば、従来どおり全中を最大限活用するようなことを考えているのかどうかということをお尋ねしたい。

○大臣政務官(中川郁子君) お答えさせていただきます。今回の農協改革は、地域農協が自立して自由に経済活動を行い、有利販売をして、そして所得向上につながる、このようなものであります。中央会については、地域農協の自立と自由な経済活動を促してサポートする、そして、現在でも農水省が全中に行政代行的に農政を推進させるという関係にはございませんで、JAグループとして、農業者の所得向上に向けて自主的に政策の活用を働きかけることは当然あり得るものであるというふうに思います。今先生御指摘の飼料用米に關しまして、このような形で自主的に取り組んでいたにいたる、そしてその結果が出ています。ということではないかというふうに思っています。

その中で、今回組織変更した全中は、会員である組合の意見の代表や組合相互の総合調整などを行うこととなっております。会員の求めに応じて、引き続きこれまで同様の役割を果たすものというふうに考えております。

したがって、今回の中央会制度の見直しは農政の停滞につながるものではないというふうに考えているところでございます。

○金子原二郎君 つながらないようにこれから活用していくということですね。

そこで、全中にはこの監査関係を除いて大体プロパーで百人から二百人くらいがいるというふうにお聞きしております。年間、大体六十億から七十億円の維持費が掛かると。その費用は今までは地方の農協と農林中金、共済連、全農連が負担

してきたというふう聞いております。

一般社団の全中の運営は、これまで法的裏付けのあった賦課金で賄ってきまして、今後はどのような運営にしていけるのか、お尋ねしたい。要するに、賦課金制度がなくなるわけですから、それに対してどういうふうにしてこういった経費を捻出するのか、それをお聞きしたい。

○政府参考人(奥原正明君) これまでの全中の運営は、今御指摘がございましたように、農協法に基づく賦課金によつて運営されてきたわけでございます。今回、全中が一般社団法人になりますと、この農協法上の賦課金は当然なくなります。一方、一般社団法人法、この中の第二十七条というところで社員からの会費の徴収というものはできるように法律上の規定がきちんとございまして、したがって、今後も会員から会費を徴収した上で仕事をしていくと、こういうことになるかと考えております。

この組織変更後の全中の費用、これを誰がどのように負担するか、その事業の内容等に依つて全中とその会員の方々と協議をして決めていたかと、こういうことというふうに考えております。

○金子原二郎君 会費といつたら、なかなか一般社団の会費というのは集まりにくいんですよ。今までは法的裏付けがあったから賦課金という形でそれが必要なお金を出していただんです。会費というのは任意性になってきますから、それぞれのつばり付き合い方によつてということになってまいります。

特に、大事なものは、農林中金、それから共済、それから全農が多くの負担をしていたわけなんです。それから、当然その負担をやつぱりある程度、JAグループの中で話合いということであっても、今回法改正でこういう形になったということは、その働いている方々が失業させるわけにはいかないわけなんです。そこはやつぱりある程度国の方からもこういった指導ということをやつていか

ないと、いや、もう知りませんよというふうなやり方は余りにも私は冷たいと思うんですよ。今までもお互いウイン・ウインの関係でやつてきたことは間違いないんですよ。これは、そこはやつぱり国として考えなきゃ。これは農林水産大臣に御答弁いただきます。

○国務大臣(林芳正君) 今回の改正で、中央会がこれまでの会員を構成員として、社員である組合の意見を代表する、それから社員である組合相互間の調整を行う、こういうことを主たる事業とする一般社団法人に組織変更できると、こういうふうになりましたが、組織変更後の一般社団法人において、その名称中に引き続き全国農業協同組合中央会、こういう文字を用いることができる、こういうふうにいたしました。

また、全中の運営費でございますが、これは、今局長から答弁いたしましたように、社員である農協等と協議した上で決定していくということになります。実は今の現行法でも、中央会は定款の定めるところにより会員に経費を賦課することができると、こういう規定になっております。一般社団法人は、御案内のように、社員は定款で定めるところにより一般社団法人に対し経費を支払う義務を負う。字面からだけ聞くとこちらの方が負うというふうになっておりますが、いずれにしても同じようにこの決定をしていただかなければならないと、こういうことでございます。

したがって、このところの趣旨、内容について、法律が成立をさせていたいただきますれば関係者に対してしっかりと丁寧に説明をしていきたいと、こういうふうには思っております。

○金子原二郎君 私もういろいろ改革をやつてきましたけど、やつぱり後始末はちゃんとしなきゃいけないと思うんですよ。そこでそういったいろいろな問題が起つてこないように、これは国主導で法改正をやつたわけですから、やつぱりそこは国の責任で必ずやつていただくことを強く要望しておきたいと思つております。

次に、准組合員の事業利用規制についてお尋ね



者の協同組織の発達を促進する、こういうことであるうと、こういうふうに思っております。

先ほど答弁されていたように、この規制の在り方、准組合員の利用の規制の在り方については、五年間、事業利用の状況、農協改革の実施状況を調査した上で検討すると、こういうふうになつておりますので、現時点でどういふ調査結果になれば規制掛けるとか掛けないと決めておるわけではございませんが、当然、この法律通していただければ、また、現行の法律にも一条というものが明記をされております。したがって、どういふことになるうとも、この一条の目的に反するような規制を行うというふうには考えておらないわけでございます。

なお、農協が自己改革によりまして農業者の所得向上に向けて十分な成果を上げていきまして担い手の皆さんから高い評価を更に得るようになっていくと、こういうふうになれば、准組合員の利用規制が必要であると、こういう議論もおのずから小さくなつていくんではないかと。むしろそういうふうな農協改革をしつかりとやっていかなきゃならないんじゃないかと、こういうふうな考えております。

○金子原二郎君 今回の改正案の目的は農業所得の増大であると承知をしておりますが、改正案に基づけば、農協は買取り販売を増やすなど一定のリスクを取りながら収益を伸ばすことが求められております。

こうしたリスクを負いつつ、准組合員の事業利用規制の結果、信用、共済事業の収益が悪化すれば、かえって経営を危うくする要因となります。まして、農産物の生産を下支えする営農指導事業については、従来から収益を出すことは困難であり、農協経営が悪化すれば事業の縮小を余儀なくされるおそれもあります。こうした意味で、准組合員の事業利用規制は、正組合員の農業所得増大以前に組合経営を根底から揺るがす結果をもたらすと思いますが、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) よく平均的な姿として言われまするは、経済事業が赤字で金融事業でこれを補填する、こういう構造だと、こういうことでございます。

経済事業の中にも、今先生おっしゃったように、営農指導もございまして、また、販売というのにも資材の調達というのもあるわけでございます。こういう補填自体は、これ総合農協でございます。この当然違法でないわけでございますが、やはり経済事業は、全体としてこれはもう改善しようがないというふうに諦めてしまつて金融業務に注力していけばいいんだと、こういうふうになつてはいけません、こういうことでございまして、やはり先ほど来議論になつておりますように、特に担い手を中心とする農業者の皆さんからは、農産物販売、また資材の有利調達、こういうものを積極的に、そして、それをやれば農業所得の向上に成果が出る、こういうことでございまして、そういう声に添えていただくということが大事であろうと、こういうふうにおもつておるわけでございます。したがって、やはり創意工夫で自由に経済活動を行つて、農産物の有利販売、こういうものに全力を挙げていただくような環境整備をしていこうと、こういうふうな考えておるところでございます。

したがって、こうしたこととの関係で利用規制の在り方についても議論をしてきたところでございまして、先ほど来答弁させていただいたような議論を経て、五年間の調査の上で在り方について決めていこうということでございます。今、今時点で、何か予断を持つてこういうふうにしていこうというものがあるわけではございません。

○金子原二郎君 今でも、農協は委託販売だけでなく、できるだけ高く売ろうとしているんですよ。それは、多額で売らないと手数料収入も少ないし、農協の単協でも収益を上げなきゃいろいろな事業はできないわけですから、決して私は、委託販売で、努力をして高く売っていないというふう

に決め付けるのはいかなものかと思うんですね。

特に、農協から品物を卸す場合は、ある程度一定の量がまとまつていないとそれぞれの消費地の市場にも受け取ってもらえないんですよ。したがって、荷物の集荷をしながらそれぞれの市場に出荷して、その市場の中で値段が決まってくるんですよ、時の相場によつて。

だから、よつぽど契約栽培をするとかブランド品でない限りは、どんな努力をしたって日々の相場によつて随分値段が違います。今、野菜が高騰しているでしょう。だから、その野菜が高騰すると逆に手数料収入多くなつてくるから、農協も市場も収入が増えるんですよ。ある一定の収益を上げないとカントリーエレベーターも造れないんですよ、選果場も造れないんですよ。

だから、そういうことをみんながやつていきながら、それでもなかなか収益を上げることができない。その中で金融事業が、保険事業があつて、これは当然、准組合員、組合員以外含めて積極的に売り込めば、そこで思い切つた、収益が上がつていくからこそのいろいろな事業ができるわけであつて、そこはよう分かつた上でやつていっていると僕は思つていんですよ、皆さん方も。

恐らくそれは、私も、ずっと知事時代に各農協にブランド品の販売事業で随分やりました。三越から人を連れてきたりしていろいろやつたんですよ。努力はしていても限界があるんですよ。やれるところはもうやつてい。今からやろうといつたって、僕は難しいという感じがするんだ。

一つは、一番何が大事かという、理事のいろいろな問題、役員問題が出ていますが、トップの組合長なんですよ、組合長の指導によつて随分やつぱり単協は違います。だから、やつぱりその組合長をどういふふうにして育ていくかということ、人材を考へていかなきゃいかぬし、仮に有利販売をやらないと言つたつて、今、職員はそういう教育を受けていない中でやれと言つたつて、売り先だつてどうして見付けるんですよ。

か。かえつて今度は、買取りでやるということになつてくると、もしかしたら相場が安くなるからと思つて買取り価格を低くしますよ、そうすると結果的には安心して売ることができると。委託販売だと時の相場で売ることができると、そういうのが実態なわけなんです。そういう実態を踏まえながらやつていかないと、単なる文書でこうこうこうと言つても、私はそれは難しいというふうに思いますので、そこはよく考へておつていただきたい。

次に、改正案では、附則第五十一条第二項で、法施行後五年間でまず正准組合員の事業の利用状況や改革の実施状況を調査しながら、事業利用規制の検討を行うこととしております。政府は、利用状況調査の内容は今後検討していくとして、具体的にどのような調査項目をいつまでに設定するのか明らかにしていません。また、農協が有利販売、有利調達と農業者の所得増大に取り組んでいれば准組合員の利用規制に言及しないという姿勢を示していますが、これだけでは、どのような基準を持つて規制するか否かを判断するが不明確であります。

やはり地域住民の生活を支えるインフラとしての農協の役割は大きく、特に、私どもの地元の長崎のように離島、半島を多く抱える地域では、農協は雇用やインフラ提供において重要な機能を果たしております。こうした地域の住民は、准組合員の事業利用規制の検討が行われることに対して大きな不安を抱いております。したがって、地域が必要とするインフラを提供する農協の機能は今後も政府として尊重することを示し、不安を払拭することが重要であると考えます。

林大臣は、大臣に就任する前に党の農林水産戦略調査会の会長として農協改革の議論に関わり、政府と調整して最終的に改革の骨格をまとめ上げられたんです。したがって、准組合員の事業利用規制の議論の経緯をよく御存じで、この御存じの大臣の在任中に、法律成立後速やかに関係者の意向を十分聞いた上で、組合員の事業利用状況調査

の具体的な指針を示していただくことが望ましいと私は考えておりますが、大臣のお考えをお伺いします。

○国務大臣(林芳正君) 大変大事な御指摘をいただいたと、こういうふうに通じております。

まさに、今お話をいただいたように、党の取りまとめのときにもここについては大変大きな議論があったところでございまして、先ほど申し上げたような取りまとめになったわけでございまして、具体的にどういう調査をしていくかというのは今後の検討になってまいります。政府・与党で白紙から検討を進めていくということになろうかと、こういうふうに通じておりますので、調査自体はこの検討に資する項目を幅広く調査をしていく必要があると、こういうふうに通じております。やはり、調査についても、今後、関係者の御意見を伺いながら適切に対応していかなければいけないと思っております。現場が混乱しないようにしっかりと説明をしながら進めていかなければならないと、こういうふうに通じておるところでござい

ます。

先ほど、こういう意見があったということで、葬儀屋さんの例やガソリンスタンドの例も出しましたけれども、先ほど申し上げましたように、各地域によっていろいろ様々に違っているというところとございまして、地域別にいろいろ調べてみると、それから、その地域地域でほかの方が同じようなサービスをどういうふうに通じているのか、というふうに通じているのか、ということもやはりちゃんと見る必要があるんじゃないかなと、こういうふうに通じております。

いずれにしても、法案が成立させていただいた暁には、いろいろな御不安が払拭できるようにしっかりと趣旨、内容等を説明していきたいと、こういうふうに通じております。

○金子原二郎君 是非よろしく願います。五年間待った結果、調査の結果駄目だったといった大変なことになりますからね。だから、やっぱ

り五年間調査の内容を見てとよく答弁なされてい

るんだけど、それでは、五年後にいきなり駄目にしたとなつたらそれは大混乱ですから。だから、そこはもうよくお分かりになっているでしようから、そこをよく踏まえた上で、早く一つの方向付けを出していただくことを強く要望したいと思っております。

次に、今度は農業の成長産業化におけるJAグループの役割についてお尋ねをします。

農協改革の目的である農業の成長産業化を推進していくためには、それぞれの単位農協の努力だけではなく、全国組織を始めとするJAグループの総力を投入すべきと考えます。

信用事業の全国組織である農林中金は、単位農協等のJAバンク等から約五十三兆円の資金を集めております。これを元に国内向けに約十九兆円の貸付けを行っておりますが、農林水産分野の貸付けは約五百六十億円で、貸付金の1%にも満たない状況であります。貸出金以外の資金の大半は資金運用に回っております。また、平成二十六年年度の連結純利益は約四千億円、利益剰余金は約一兆五千七百億円となっております。当該年度における預金利息は、聞くとところによりまして、農協に対する預金利息は約三千億円、配当金が約六百七十億円、農協系統への還元は約三千六百七十億円程度というふうになっております。

共済事業の全国組織である全共済連は、共済掛金の受入れにより、平成二十六年年度末において約五十四兆円の資産を保有し、うち約四十九兆円余りを有価証券として運用しております。利益一千三百億円、利益剰余金約一兆八千七百億円を有しております。当該年度における出資配当による農協系統への還元は約二百四十一億円程度になっております。組合員から集めた資金を運用して生じた利益について、もつと農家の所得向上のために還元されるべきであり、これは冒頭に申し上げました農協改革の目的、農家所得の増大にも合致する政府は、農協改革の目的である農家所得の増大

に向けた農林中金、全共済連の役割についてどのように考えているのか、お尋ねいたします。また、准組合員の組合利用を規制するのではなく、農林中金、全共済連が有する資産利益について、もつと農家の所得向上のために活用すべきと指導すべきではないかというふうに通じていますが、大臣のお考えをお伺いします。

○国務大臣(林芳正君) この信用事業でござい

ますが、農林中金が運用益を預けて金利、利息として農協へ還元をしておると、こういうことでござい

ます。

共済事業については、農協が全共済連との共同元

受けの下で受け入れた共済掛金がございまして、経費を除いた部分を共済部門の剰余金として計上して

していると、こういうふうになっておりますので、この還元をされたものは結果として農協が行う営農関連事業等に必要

なコストを賄っており、こういうことにはなっておりますが、さらに、昨年六月に与党で取りまとめをしていただきました。やはり、単位農協の経営における金融事業の負担、それからリスクを極力軽くして人的資源等を経済事業にシフトできるようにすると、こういうこともこの取りまとめをしていただきましたので、JAバンク法に規定されている方式がござい

ますが、こういうものも、代理店方式と言っておりますが、活用を積極的に進めると。ただ、進めるといつてもなかなか分かりませんが、手数料はこれぐらいになりますよというのを示してもらって代理店方式の選択肢を示していくと、こういうようなこと。それから、共済では、全共済連と共同元受けになって、リスクは全共済連が負っておりますので、単協はリスクを負っておられないわけですが、更に単位農協の事務負担を軽くするような改善策をやる、こういうことも取りまとめていただきました。

もう一つは、今先生おっしゃったように、せっかくこれだけあるんだから、余ったお金を運用するということにとどまらずに農業に貸していく、

やっぱりこれをしっかりとやってもらわなければならない、こういうふうに通じております。これは借りる側のニーズを把握していくということもあるわけでござい

ます。新たな設備投資をするのだとか、いろんなことも含めて、いろんな政策で後押しをするということももちろんあるわけ

でございますが、まさに本業である金融機能の発揮というものをしっかりとやっていくということも同様に目指していかなければならないと、こういうふうに通じておるところでござい

ます。

○金子原二郎君 時間が来ましたが、上月君に五分間ほどお願いして、ちよつと質問を続けさせて

いただきます。

たしか今ファンドをつくっているんだけど、百

億円のファンドなんですね。しかも、中金とそれ

から共済で五十億なんですね。それは金額的に小

さいと思うんです。しかも利用者が少ない。それ

は、六次産業に限定しているからなんです。も

う少し畜産を含めて幅広く、設備のそういったものにも使えるように、是非これは検討していただ

きたい。そして、もうちよつとパイを大きくし

て、やっぱりそれだけの内部留保もあるんですか

ら、必ずそれを初期の投資の金として利用、活用

するような、そういう指導も是非やっていただ

きたいというふうに通じております。

最後に、畜産クラスター関係は、非常にこれは

もう地元で喜んでおります。それで、この予算が

足らなくて今苦労しておる、みんな。来年度も恐

らく相当な要望が来ると思っていますので、もうこの

点については、TTPも含めて、畜産事業のこれ

は一つの大きな課題を解決するためには、これが

一番、非常に効果的だという声が出ていますので、必ず予算はどんなことがあっても要望どおり

活用してもらいたい。

もう一つは、建物を作るときの単価が、値段が

上がっているんですよ。この単価を見直しをして

もらわないと難しい。これはもうそうしないと、

せっかくこういつた予算多くても、結局受益者の

負担が大きくなつてくると、結果的には資金は使

われないと。これはもうそうしないと、

せっかくこういつた予算多くても、結局受益者の

われないということになってきますので、是非お願いしたい。

それからもう一つは、畜産農家は減っていつています。非常に頭数が減っていつて、今子牛を買うのも苦勞しておる。これはもう本当に、年取った人が離農しているんですよ。したがって、新規を育てるといつても、なかなか新規の方に、牛舎を造ったりいろんなことするのに三千万円近くの経費も掛かって、そして市場に出すまでには三年以上掛かるでしょう。その間、全く資金繰りとかその他を自分で調達してというのは、なかなか新規じゃ集まりませんよ。

私は、これを、地方の農協が積極的にそういったものについて、やっぱり国の補助金と地方の補助金と、そして農協のまた貸付金と、できればさつき言ったような農林中金とか共済の金も使って、本当に使いやすいような資金をつくって、できるだけやっぱり立ち上げしやすいような形をつくってやらないと、政策だけがあつたつて増えませんが、正直言つて。

これはもう是非強く要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○上月良祐君 自由民主党の茨城県の上月良祐でございます。

私は、ふだん隣の部屋で内閣委員会において、委員外議員に質問の機会をいただきましたことを心から感謝をいたしたいと思います。極力重ならないように質問をさせていただきたいと思ひます。

冒頭ですけれども、今年の一月から二月にかけて、党内でも大変大きな議論がございました。私も、北海道に次ぐ大農業県の代表の一人でありまして、郡司先生もいらつしやいますけれども、党内でも、一回生ですからやや控えめに言つたつもりですけども、言わなきゃいけないことはちゃんと言わせていただいたつもりでございます。

様々な立場や角度からいろんな御意見があつたんだと思ひますけれども、当時の林農林水産戦略

調査会長さん、そして奥原局長さんのお力で、そして、今日、後ろに座つていらつしやったり、あるいは役所で院内ネットを見ていらつしやる本当に皆さんのお力で、何とかぎりぎりの案をまとめた、いただいた、もちろん副大臣も政務官もいらつしやる、その三役がもう一緒に力を合わせてまとめた、いただいたんだと思つて、感謝を申し上げております。

大変難しい問題がたくさん日本には残っているんだと思ひます。そういう問題にぎりぎりの答えをまとめて何とかつくっていくというのが私は大変重要だと思つておりまして、その一つであるというふうに思つております。

そして、今回の法案の分量を見たり、この質疑のやり取りを見たりして、役人もやつておりましたので、どれだけ役所が大変だったのかということとは十二分に想像も付きます。そういう意味では、役所の皆さん方にも本当に心から感謝を申し上げたいというふうに思つております。特に、林会長さんのそのときの迫力というんでしょうか、さばきのすごさというんでしょうか、本当にやっぱり日本を代表する政治家つてすごいんだというふうに、見ていただけで光榮に思ひましたが、今日は質問をさせていただくのも本当に光榮に存じますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

最初に、済みません、ちよつと是非聞かせていただきたいんです。これは衆議院でも参議院でもあつたし、この前、長峯先生からも質問がありました。

全中がよく、何か最初の頃、今でもそんなことを言っている人いるかもしれない、全中が監査の権限を使つて単協を抑えているんだ、その自由度を奪っているんだというようなことを随分言われていたように思ひます。それは本当にあつたのですか、結局。

それから、そのあつたのかなかつたのかと併せて、今回の改革の趣旨、その原因というんでしょうか、そういうたものと併せて、是非、大臣に教

えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(林芳正君) 先ほどの准組合員の議論と併せて、今のところ大変党内の議論のときに、また法案の審議の中でも随分と議論になつたところでございます。

いろいろな参考人に来ていただいているいろいろな話を聞いたり、委員もおられましたけれども、その中で、全くそういうことがゼロだったかといへば、そういうニュアンスのことを言われた方もおられたということではありますが、例えば、農業新聞のアンケートを見ても、もう大多数の方がそういうことはないと思つていらつしやるというのも、そういうアンケートもあるわけでござい

ました。したがって、我々は、そういうことがあるから今回の改革をやると、こういうことではなくて、やはりしっかりとこの中央会、連合会が適切にサポートしていくと。全体の環境が変わつてきて、先ほど申し上げましたように、一万を超えていたものが、全中のいろんな指導のおかげで七百までになつてきたと。今からは、もつと大切なことは、まさに地域の自由な経済活動、それぞれの地域農協がそれぞれの地域の特色をもつと生かしていけるような環境をつくるということで改革をしていこうと。

結果としてそういう取りまとめをさせていた、だいて、したがって、それを受けてこの法案を出して、おられますので、提案理由にもこの中央会の指導、監査が農協の活動を制約しているということ

を提案理由として挙げておりませんで、まさに私が申し上げたような、地域農協の自由な経済活動を適切にサポートしていくと、こういうことを提案理由にさせていた、だいたところでございます。

まさに、この制度発足が昭和二十九年でござい

を産業政策と両輪としてやつていくと。大きな改革をやつてきたところでございますので、全体の改革がそういうふうになつてきた、これに合せてメインのプレーヤーである農協や農業委員会あるいは法人についてもそれに対応した形になつて

らおうと、こういうことで法案を提案をしてい

ると、こういうことでござい

○上月良祐君 ありがとうございます。よく分

かりました。当初、そういう説明は余り明確にな

かつたんだと思ふんです。議論の最初の頃は、な

ので、何で監査を外せば、その権限を外せば所得

が上がるんだみたいなポイントを外れた質問が、私

は、単協が、正直、上からのプレッシャーは何か新しいことをしようとしたらあるんだと思うんですよ。それをねのけてでもやる元気が単協にあったのかどうか。

むしろ、越前のたけふが随分話題になっていましたけれども、茨城でも北つくばという農協は同じようなことをもつと先進的にやっているとあるんですね。それは別に、今の制度だつてできたわけですよ。それは、やっぱりあつたきはいろいろあつたんだと思うけれども、それをねのけてやるパワーがあつたということだと思ひます。それは組合長さんの力も大きいんだと思ひますけれども。

なので、むしろプレッシャーを取り除くというよりは、やっぱり単協に元氣になつてもらうということ、まさに今回の法律の趣旨だと思ひますけど、それをやつていかなきゃいけないということ、それも感じておりました。だから、ある、ないという議論というのはどれほどの意味があるのかなというふうにも思つていたところもありました。

それからもう一つ、私が一番重要だと思つていたのは、現場のことを本当にちゃんと見てくれているんだろかという、何というか、不安というんでしょうか、懸念というんでしょうか。こんな議論があるって、そんな声、だつて現場で聞かないんですけつていうのをすごく思つたんですね。

これは、農林水産省だけじゃないんですよ。今、実は私、全省にそういうことがあるんじゃないかと思つていて、実は国だけじゃなくて県だつてひよつとしたらそうなっているんじゃないかと思つて、さすがに市町村はないと思ひたいですけれども、やっぱり現場から遠くなつていて、奥原局長、ここ一年出張とかでどれくらい現場のところへ行かれたか、現場の声を直接聞かれたかというのをちよつとお聞きしてみたいような気もするぐらい。

土地とか土とか水とか天候という、最も現場に

縛られるわけですよ、農業つて。やつぱりそこに行つてそこの人たちと議論してもらうということとを農林水産省がしないで誰がするんだという思ひが、私はあるんですよ。なので、そういうことをちゃんとやつぱり、特にこれからの農業を担う後ろに座つていらつしやるような若い世代の方々には是非ともそういうふうになつていただきたいというふうにも思つています。

それが、何かそういう議論が起つてもびしゃつと反論してくれなかつたのは、ひよつとしたら何か、そういうふうな風潮というんですか、そういうのがだんだん一般化してきているような、そんなのの表れじゃないかと思つて大変危惧をいたしておりました。そういう意味で現場を見つていただくの重要性つて物すごく大事だと思ひますけど、そこを、奥原局長、どんなふうになつていらつしやるか、お聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(奥原正明君) 農政を進める上で、現場との意見交換も極めて大事なことで思つております。

この一年間に私が出張をどれだけしたかということにつきましては、国会やつている間は非常に出張しづらくてあれですが、国会やつていないときは、中間管理機構の件も含めまして、各地の担い手の方々のところにいるいろいろお邪魔したり、あるいは機構の活動状況を見させていただったり、いろいろなことをやつております。

こちらが行くだけではやつぱり限界もございまして、我々注意してやつておりますのは、全国各地のいろいろなレベルの農家の方々に東京に来ていただいたときにお寄りいただいて意見交換するということを積み重ねております。これは、認定農業者の方々もいらつしやいますし、法人の方々もいらつしやいます。それから、青年の農業者の集まりもありますし、あるいは女性農業経営者の方々もいらつしやいますので、これは毎月平均すると二回ぐらいは我が局でもやつているような感じでございまして、その場で、農協についてどう

いうふうにも思つておられるか、それから農業委員会の今の状況についてどうかとか、いろいろな意見交換を実はさせていただいております。

今回の法案の作成に当たりまして、そういう役所ベースの意見交換もやりましたし、政府・与党でのいろいろな場でもヒアリング等もさせていただいたところでございまして、これからも現場の意見をききこんで踏まえながら、現場できちんと政策が生きるように、これは十分注意をしてやつていきたいと考えております。

○上月良祐君 ありがとうございます。大変心強く感じます。

別に奥原局長を責めているわけでも何でもありません。これはもう全役所の問題だと私は思つております。

それから、今、来てくださった方と意見交換をする、それは大切なことです。大切なんですけど、大変恥を忍んで言いますと、私も国の役所にもおりました、県庁にも長くおつたんですが、私は極力外へ出ようと思つて出たつもりだったんです。最後は役所を辞めて、十か月間無職で走り回つていた、選挙のときに、それで、現場に、県庁の人なんか誰もいないような、出先の担当者もないような現場、たくさん行きました。それで、行つて、最初話を聞いていて、どうも聞いていた話と違ふんですよ。僕は予算査定もずつとやつていたので、総務部長、もう足掛け八年いましてから、それで副知事もやつていたからいろいろな話を聞いていたつもりだった。

ところが、現場に行くとうちも聞いていた話と違ふんですよ。あれつ、何でちよつと違ふのか。大変、何というんでしょうか、危機感あふれるというんでしょうか、もう生々しい声なんです。僕は、最初そこに行つて、最初はそれが例外なのかと思つていたんです。ところが、行くところ行くところでもそういうことを何度か経験しているうちに、あつ、自分が聞いていたのが間違つていたんじゃないかと思うようになったんです。結局、役所というのはそういうものなんです。

やつぱり何重にもフィルターを通じたきれいな情報しか上がつてこないんですよ。だから、農家の方が直接来られて話をするのは大変重要なことだと思ひます。

しかし、やつぱり農林水産省に行つて机たいて言う人なんかなかなかいないんですよ。やつぱりホームじゃなくてアウエーの戦い、あつ、いらつしやるのかもしれないが、それでも役所からしてアウエーに行つて、それで、何というんでしょうか、向こうの現場で議論をするということは大変大切だということを是非考えて。

ただ、やつぱり内部業務もたくさん増えているんです。情報公開であるとかコンプライアンスであるとか、たくさん内部業務が増えて、かつ定数が減つていくから、定数の実質減つて物すごく大きいんだと私は思ひます。なので、そういう意味で行革もよく考えて、本当に無駄なことはやめていくのはいいけれども、必要なところはちゃんと付けるといふこともやつていかないと、めり張りの利いた体にならないと、激瘦せみたになつていくとやつぱりうまくいかないんです。現場の声を業界団体の代表を通じてではなくて聞くように、部下の方も含めて是非督励いただきたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。それから、大臣にちよつとお聞きしたいと思ひます。

先ほど金子先生からもお話がありました、日本の農業をこれまでしよつてきたJAGグループ、最近系統共販率も落ちてきてはおりますが、それでも五〇%ぐらいあるわけなんです。そういう単協も含めてJAGグループというものがこれから日本の農業の中でどういう役割を果たしていく必要があるんだろうかと、その重要性、必要性、それについて大臣がどう思つているか、これを簡単にちよつと教えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(林芳正君) 中央会がスタートしたのは昭和二十九年と先ほど申し上げましたが、農協法自体は昭和二十二年に制定をされております。その前の歴史も遡ると、私の長州でございます

が、大先輩の品川弥二郎という人が、明治維新でたくさんの方々が、今度は明治維新が起きた後、乱を起こすと、伊藤に言われて、おまえはあいつらを説得しに行けと、こういうふうに出て、説得しに行くんですが、東京に行ってしまったおまえには俺たちの気持ちが分かるのかと言われて、説得できずに帰ってきた。そのことがずっと頭に残っていて、後年、ドイツに行ったときに、青木という人から、ドイツでは協同組合という組織があった、これを大資本と伍して闘うための法的なインフラとしてやっているんだという話を聞いて、長年の自分のテーマを見付けたということ、帰ってきて内務卿になって、最後にこの法案の成立を見るまで病床で頑張ったと、こういう話があるんですが、そこがスタートでございます。

したがって、やはり協同組合の精神というのはしっかりとそこから戦後の農協法も通じて脈々と息づいているんじゃないかなと私は思っております。単に利潤を追求するとか、効率的にやっていくというところにとどまらない協同組合というそのものがあつて、それがあつたからこそ、一般の法人と比較していろいろな優遇措置というものがあつたろうと、こういうふうにも思っております。

う農協の下で一緒になつてやつていこうと思えるようなもの、これは多分地域地域によつて同じではないと、こういうふうにも思っております。それぞれの地域に合ったものを、組合員の中でしっかりと話し合ひをしてもらつて、方向性を共有した上でしっかりと進めていくと、こういうふうにあつていたのだと思います。そういう環境を整備するためには我々もしっかりと努力をしていきたいと思います。

○上月良祐君 ありがとうございます。今も大変よく分かってまして、心強く感じました。

自分の経験でいいますと、三・一一が起つたときに、放射能汚染の問題がありました。あのときに補償の問題、大変、当時副知事だったんですが、山口代表にも当時本間に助けていただきました。代表来られてますます緊張しております。そういうときも、組合員だけじゃなくて、そのときは県中の皆さんが農家の皆さんを全部束ねて東電との交渉、国との交渉などもやってくださつたんです。ある種のライフラインとして物すごく重要な位置付けであつたということがございました。

それから、これから少子化が進んで、増田レポートなどもありますけれども、あの増田レポートというのは、これから日本の少子化が三次曲線的に落ちていく、その一番上のところなんですね。あれがもつと落ちていくときには増田レポートよりももつと大変なことが起こっていくという現実を考えたときに、さっきのガソリンスタンドとかスーパーみたいな話も含めて、そういう意味でのライフライン的機能もこれからは発揮せざるを得ないところも出てくるんだと思います。しかし、やっぱり農業のこと、農家のこと、それがまず一番重要なことだと思います。

全員一斉に走らせたら、みんなマラソン選手みたいなのに、オリンピック選手みたいにくる走れるわけではないんだと思うんですね。やっぱり中間集団というのはたくさんあつて、そういうところをちゃんと支えないと日本の農業がやっぱり支え

られないんだと思うんですよ。

農業の所得を上げていくというふうに言つたとしても、やっぱりJ Aグループが抱えているような、今売上高で五〇%ですけれども、そういう人たちの平均値をぐっと上げられるかどうかというの、どうも農水省の施策を見ると、優良事例の横展開と言つてはいいけれども、優良事例をよく見るんです。それはオリンピック選手を見て見るようなものなんです。全部は無理ですよ、そうしなければいけません。なので、やっぱりその平均値のところをよく考えて、押し上げていく施策というのを併せて是非やっていただきたいというふうにも思っております。

J Aの皆さんに頑張つていただくというときに、私、農家の方々とよくしゃべることがあるんですけど、何でも、何というんでしょう、物すごく明るくてポジティブで、物すごく農業に未来があるなということをするごく情熱的にしゃべられる方も多いんですね。一方で、何かもうあしたにも駄目になりそう、本が大変だと言つても多いんですよ。じゃ、その心理は平均値かといつたらそうじゃなくて、どっちも多分心理で、二極化しているような気がどうも何かして、その分水嶺が何なのかと自分なりに考えたときに、私が今感じているのは、やっぱり経営に対する意識の強さではないかというふうにも思つてます。つまり、い

持ちでそういう話ができないといけないと思うんですね。そういう意味で、一人一人の農家というんでしょうか、結局そういうことを捨象すればJ Aグループも元氣にはなれないんだと思ひますので、あえてもう答えは聞きませぬけれども、是非その点もよろしく願ひしたいと思ひます。監査のことをちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

公認会計士の監査につきまして、准組合員も増えてきたということで、正組合員との数が逆転した。そういう意味では、コンプライアンスもあるのか、今回、監査で公認会計士の監査を入れるというように必要だと言つたような声もあつたということなんですけれども、それをやつた上で、今度は准組合員に規制が掛かつてもちよつと困る。それがあつたから公認会計士の監査を入れたんだつたとしたら、それも踏まえて准組合員の問題もやつていただきたいと思ひますが、ちよつとそれは後ろに置いておいて、監査のことをちよつとお聞きしたいんですけれども。

私、公認会計士の監査というのは、一流企業を見ていろいろと問題が起きるところも多い。基本的に監査をする会社から報酬をいただいているわけだから、ある意味で何というんでしょうか、お得意先でもありまして、やっぱり監査の中には、全然好きな言葉じゃないんですけれども、ある意味で上から目線で厳しく言つてもらわれないかと思ひます。なので、ポジティブな、オフエンシブな、何というんですか、取組というのはどんどんやつていくべきだと思ひますけれども、一方で、監査というのはちゃんと慎重にやつていかなくちゃいけないところが大変大きいんだと思ひます。

そういう意味では、J Aグループ元氣になつてもう、農協に今回の役員の方と組合員によく話をしてもらつて、よく経営方針とかというふうなことは答弁で読みましたけれども、出てきまされども、一人一人の組合員の人たちがそういうふうな意識を持つてもらわなければ、結局話合ひをしたつて、何というんでしょうか、要求ばかりになつちやつても駄目だし、やっぱり同じ気

そういう意味で、数字の帳尻が合つていれはいわけじゃないので、例えば、私も県にあって市町村の、国にあって県の財政とかを見る立場で見ていたこともあるんですけれども、決算が締まつ

ていればそれでいいわけじゃもちろんなくて、やっぱり指標、健康診断だって一緒かもしれない、各種の指標が範囲内に収まっていればいいんじゃないかと、どう動いているかとか、そういうふうなベンチマークとの比較で、ここがどういうのがあるかとかというのをきちんとやっぱり監査をしてお伝えするというのが大変重要なんじゃないかと思ってるんですね。

そういうのは公認会計士の監査ではできないんでしょうか。これは奥原局長にお聞きしたいです。

○政府参考人(奥原正明君) 農協が、この法律の趣旨に即して、それから組合員の利益を大きくするように業務運営をしていただく、これは極めて重要なことだというふうに考えております。これをしていく上でまず一番大事なのは、やっぱり事業運営に当たります理事の方、この方々がこのことを十分自覚をしていたらいいですね。経済環境もありまして、いろんな要素があります、それを踏まえた上で本当に組合員のメリットが大きくなるような事業を工夫してやっていただくというので、この自覚が一番大事なことだというふうに思っております。今回の農協法の改正では役員体制の見直しというのが入っておりますけれども、これはこの部分に資する、そういう話だということでございます。

その上で、適切な業務運営が本に行われているかどうか、このチェックというものが当然必要になってまいりますけれども、これにつきましては、まずは農協組織であれば監事、会社で言えば監査役ですけども、この方々が法令違反等をきちんとチェックをするということも必要です、最終的には組合においては総会で組合員自身が判断をする。きちんと財務諸表や何か適正な数字で出された上で、それを踏まえた上でこの経営方針でいいのかどうか、どこをどう直していったらものと農家にメリットが出るのかといったことをやっぱり議論していただくと、こういうチェックが一番大事なことだというふうに思っております。この総会におきまして組合員がチェッ

クをするためには、この財務諸表は適正に作成されているということが大前提になりますので、純粋な外部監査として公認会計士による会計監査を受けていただくということはこういう意味でも極めて重要なポイントだというふうに思っております。

恒常的に同一の第三者によるいわゆる業務監査ですとかコンサル、これを受けるようなことは一般の民間組織では行われていないわけですので、必要ときにそれをお願いすることは当然一般の会社でもありますけれども、恒常的に行われているわけではありませぬので、まずはこの農協の監事なり、あるいは農協の総会におけるチェック機能、これをきちんと発揮するような体制を普通の会社と同様に整えていく、これが機能するようにしていくということが極めて大事なポイントであるというふうに思っております。

○上月良祐君 ありがとうございます。それは当然だと思っております。

その上で、私、茨城県にいたときに、県の住宅供給公社が破綻したんですね。数百億円という大規模破産をして、全国で初めての破産処理をしたんです。今でも住宅公社の理事長ですよ。私、破産処理をして清算をしたけれども、登記簿上消せないから、私は今でもあの理事長になつていないから、私は今でもあの理事長になつていないから、結局、議会がチェックをして、そして監査委員がチェックをして、包括外部監査がチェックをして、そうやって、もちろん職員も見ている、それでもそうなるってしまふことだつてあるんですね。

環境の変化もあるんだと思います。そういう中では、もちろん自分たちでチェックするというのは当然ですよ。しかし、やっぱり第三者からちゃんとやってもらうというのは大変重要だと思っております。そのときに、数字の帳尻が合っていればいいんじゃないかと僕は絶対だと思っております。私が例えば市町村の財政を見ていたときも、やっぱり動きを見るんですね。その指標の動きを見て、ちゃんと、まあ指導という言葉も好きじゃないけ

れども、アドバイスをしてあげないといけないところもあるんだと思っております。

僕は、そういう意味で、全中のというか監査機構のいうか、これまでのいろんな膨大なノウハウがあると思っております。そういうノウハウでやっぱりその指標の見方というのがあると思うから、単に締まっていればいいというんじゃないで、そういう意味で質の高い監査を新しいその監査機構に託してなる公認会計士のその会社がやっていただけるように、私はその点は是非期待をいたしております。

それから、業務監査のことなんですけれども、さっきの話で業務監査の話もちよつと触れていただきました。いつも、答弁も見させていたんですが、大体そういうふうな御答弁をされていく、確かに、一般のところでそういうものは義務付けられてはいないということなんです、もちろんそうなんです。でも、何というんでしょうか、例えば農業の管理、大変劇薬も扱っていらつしゃつたり、そういうのがちゃんと管理されているかとか、例えば給与の考課の仕組みがあつたとしても、そういうのを考課の基準に従つてちゃんと評価をしているか。

やっぱり農協が元気になるというのは、職員が、県庁だつてそうです、国だつてそうですよ、やっぱり頑張っている人がちゃんと頑張っているように報われなければ頑張る気もなくなつちやいますから。それで組合員が、何というんでしょう、所得が上がる、元気になるんというのではないと思っております。

そうしたら、そういうった監査とかというのは、その公認会計士はしませんが、恐らくそんなことは。給与考課はちゃんとやっていますか、人事の評価はちゃんとやっていますか、そういうものは、何とないですよ。だから、そういうものは、何とないのか、義務じゃなくて任意になつちやつたら、本当はやつた方がいいんじゃないかなというところやらなかつたりしたら、やっぱり問題なんだと思っております。

私は、特に、今回義務付けを外すと、多分二、三年、三、四年はいいですよ。しかし、ちつちな火種のときに、まあコンプライアンスの問題とかもあるかもしれないけれども、そういうものはやっぱり消していく。J Aバンク法で関わるところはいいです。しかし、それ以外のところとかはその後だんだんだんだん悪くなっていく可能性があつて、幾つかのところは全国でそういうのが問題になる可能性があるんだと思っております。なので、これは県庁もそういう機能がなければいけないんだと思ひますし、もちろん、中でちゃんとやっていたかどうかというのが重要ですけども、単協が自立しているかどうかというのは奥原局長と議論させていただいたことがありますが、自立していかなければいけない。しかし、さっき言ったように、県だつてそういうことが起こる可能性があるわけですよ。なので、そこは慎重に、何というんでしょうか、やっぱり見ていくという姿勢が絶対になきゃいけないんだというふうに思ひます。

なので、そのことは是非お願いしたいと思うんですが、そういう意味で、今のお話を聞いた上で、業務監査の必要性について奥原局長の御見解を伺いたいと思ひます。

○政府参考人(奥原正明君) 従来の全中の監査の一環としてのこの業務監査でどこまでが見れていたかという問題もこれはあるんだと思ひます。いろんな角度からの点検というのが多分あると思ひますので、今先生御指摘になりましたように、給与の評価ですとかいろんなことを含めて、いろんな角度からやろうと思ひばやれると思ひますが、そういうことをどこが本当にやるのが一番適切なのかということかなというふうに思っております。やっぱりそれぞれの経営層がきちんとその組織の運営について自覚をしていたら、自分たちの中でチェックできればそれが一番望ましいかもしませんが、できれば適切なタイミングで外部に頼むということも当然必要だと思ひます。それから、農協の場合には、法律上行政庁の監

督を当然受けておりますので、単協については都道府県が当然検査にも入ります。そこでどこまで指摘できるかも、これもまたありますけれども、そういうことを複合的にやる中でこの経営の体質をきちんと健全にしていこう、こういうことかなと思っております。

○上月良祐君 今の答弁も分かるんですが、何というんでしょうか、まずは自分たちでちゃんとやれというのは本当よく分かります。しかし、できないときに問題が起こるわけです。そして、そういうときに指摘してくれるのは、耳が痛いからもう誰だって聞きたくないですよ。しかし、それを指摘してもらおうというのも大変重要なことだと思います。そういったことなしに単協が元気になるという組合員の所得が上がったというところは私はないんだと思っております。

なので、まあそこは県中の仕事かもしれません。やっぱりその単協の役割をよく見た上で、是非とも、まあ義務付けはもうないのであれですけども、適切にアドバイスがされるように、見てもらえるように、そこは当面、ある意味での経過期間でもあるわけですから、適切に御指導をお願いしたいというふうに、ここは本当強く要望いたしておきたいと思っております。

これ、大臣、済みません、一言だけちよつと何かお答えいただけないでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 大変難しいかつ大事な論点だと思っております。党でも随分議論をいたしました。まず会計監査で、人に迷惑を掛けるようなところまで行く前に会計監査が入って、金融の場合は特にシステマチックリスクというのがありますから、それはきちつとやっていくということと、それと業務監査の関係がそれぞれどこまであるのかというのはいろいろな事例があると、こういうふうに思いますけれども、基本的には業務監査というのは一般企業でいうとコンサルで、こういうことをやっていくとか、ここをこういうふうにするのとよくありますよ、こういうようなことも含めてやるわけでございます。

したがって、今おっしゃったように、移行期間といいますが、これが新しいことになって、すぐみんながそういうふうになるのかどうなのかというのは大変いろいろ議論が分かれるところであらうと、こういうふうに思いますので、まさにこの義務付けはなくなるんですけれども、この業務監査にコンサルを依頼することは可能であります。

それから、まさに今おっしゃっていたように、都道府県の中央会、これがやはり会員の要請を踏まえた経営相談や監査ができると、こういうふうにしてあります。県の中央会はその単協の単協、先ほど言ったように一万が七百になつておりますので、かなり県の中のそれぞれの単協とは数も少なくなつて近いところにおつて、いろんな情報が権限としてではなくて入ってくるんだらうと、こういうふうに入つておりますので、そういうものをよく見ながら、どうもあそこは会計監査はちゃんとつていけるけれどもいろんなこういう話もあるねということがあれば、一番望ましいのはその単位農協のガバナンスが利くということが望ましいわけでありまして、そうでないケースというののも当然出てきた場合のこといろいろ考えながら、やはり県それから県中央会、我々はしっかりと目配りはしていかなければいけない、こういうふうに入つております。

○上月良祐君 ありがとうございます。

新しい海外に何かを売っていく、そういうときにコンサルに聞くとかというのはもう本当に任意でやればいいと思うんですが、もうこんなことも言いたくないんですが、本当に耳の痛いこと、我々もそうなんですけれども、やっぱり常に聞かなきゃいけないんだと思うんです。なので、そういうことについては是非御配慮をいただきたいというふうに入ります。

それから、農業者の所得増の中で、今回、活力創造プランの中でこのJA改革の話が入っているわけなんですけれども、JA改革をやったときのその寄与度というのはどれぐらいなんだらうなという

ふうに入らないがずっと議論をさせてもらつてきました。それはそれで、私は、地域によつては物すごく大きな寄与度があるところもあると思ひます。そして、さほどの寄与度がないところもあるのかもしれないけれども、いずれにしてもJA改革はしつかりやつてもらわないといけないと思ひますけれども。

あわせて、何というんでしょう、何か現場のところへ行つてみると、やっぱり農機具というんですか、機械の経費は実際、いろいろ教えてもらつてあれしたんですが、やっぱり統計で見ても人件費に次いで多いんですかね、労務費に次いで多いとかというのもあるんですが、やっぱり耕作機械の経費というのか、それから流通に掛かる経費というんでしょうか、やっぱり農家の方の手にちゃんとお金が行くようになってほしいなというふうに入つておまして、農業の売上げが増えても農家の手取りが増えないんだたら余り意味がないので、そういう意味で、農機具あるいは流通に掛かる経費、コストを安くするのと同じく売ると、所得を上げるのはその二つしかありません。

そういう意味で、これは富山の公聴会でも見ましたけれども、随分言つていらつしたところですね、農機具の経費のことは。そういったところを是非きちんと取り組んでいただきたいと思うんですが、こちらについては、生産局長、お願いいたします。

○政府参考人(今城健晴君) 委員御指摘のとおり、コストを削減するという観点から、流通経費あるいは農業機械に掛かる経費の圧縮ということについては非常に重要な論点だと思ひます。

そういう観点から、農業機械コストの低減については、例えば低価格モデルの国内への普及ということと、耐久性、メンテナンスを向上させた機械の開発ということとをメーカーとも一体となりながら推進してきているということでございます。また、流通経費につきましても、いろんな

工夫の仕方があると思ひますが、そういうことも含めて、なるべく生産コストの削減という一環として、業者と一体となりながら、またJAグループと一体になりながら努力していきたいというふうに入っております。

○上月良祐君 そこも本当にしっかりとやっていただきたいというふうに入つておりますので、よろしくお願ひいたします。

小泉副大臣には、済みません、御要望にさせていただきますたいと思ひます。

さつきちよつと飛ばしちゃつたんですが、農協監査士さんのこれまでの活動はやっぱり大変重要な役割を果たしてきただと入るんですね。なので、その監査士さんの皆さん方が、これまで議論していた中では、これからの二、三次第だみたいな感じの御答弁だったんですが、事務方の御答弁は、やはりこれまでの活動に対する敬意も表していただいて、これからの活躍の道というんでしょうか、そういったことをしっかりと是非考えていただきたいと思います。

また、監査に関わる実質的な負担増がないようにすることに関しましては、野村先生からの御質問などもありましたので、その点につきましては是非要望させていただきますたいと思ひます。それから、一番聞きたかったといひますが、この話なんですけれども、今までいろんな人に聞いたんですが、余り明確な答えを言つていただける方がいなくて。

今回、JAに頑張つてもらおうということと、そして、頑張つていける単協が、スターの単協が幾つあつて、そういったところが非常に注目されているということなんですけど、こういう競争をやっていくと、みんながスピードを上げて走っていくようになって、どんどんどんどんスピードを上げて走っていくようになった、その競争の先は一体どんな社会になるんでしょうか、農業の関係は一体どんなことなんでしょうか。

実は、地元の茨城は消費費地に大変近いんですから、そして中山間が比較的少ないということなど

もありまして、比較的そういう競争をしたときには有利なんだと思うんです。しかし、私は青森県にも行っていたし、長く鹿児島県にも行っておりまして、そういう意味で、やっぱり大消費地から遠いところあるいは中山間といった条件不利地域、そういったところのことを考えると、この競争競争というのをやったら先が一体どうなるのかと、当然負けるところも出てくるんだと思うんです。

それは、普通の会社だったら負けるところが出てくるというのは、倒産しちゃうのはよくないけれども、それでも世の常、経済の常なのかもしれないけれども、やっぱりJAってそれでは困るので、これまでの、何というんでしょう、信用の話については救済合併みたいな感じなんです。しかし、そういうのがあるのかもしれないんですが、特に経済事業、営農指導、そういったところについては競争に敗れるところとかというのが一体どうなっていくのかと。

みんなに頑張つて走つていつてもらおうという施策なわけですけども、その行き着く先というのがどんな形になって明るい未来が見えるのかということについて、これは大臣にちよつと是非教えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(林芳正君) 今回の農協改革でほんとに競争を激化させて淘汰をしていこうと、こういう考え方はなくて、やはり先ほど申し上げました協同組合の本旨にのつとつて、一条、すなわち農業者のための協同組織という原点に返つていこうと、こういうことでございます。

やはり国内外でディマンド、マーケット・インとよく言われますが、新しい需要を開拓していうということ、付加価値を付けていくということもあるわけですが、やはり全体としての、マクロとしての需要をどう増やしていくか、これを考えながらこの改革を進めていかないと、全体のパイが同じ中で競争していけば、今おっしゃったようなことが出てくる可能性もあるわけでございます。

したがって、先ほど申し上げましたこの三年に及ぶいろいろな政策の中で需要というのを大変重きを置きまして、国内でも例えば介護食品の基準を作るとか薬用作物に出していくとか、いろんなことをやって付加価値をまず上げる、単価を上げるということがございしますが、もう一つは、やはり海外の旺盛な需要、これとどんどん伸びておりますので、これをどうやって取り込んでいくか、そういう意味で輸出の戦略を作つて今やつてきたところでございます。

したがって、こういうことを我々としてもマクロでやはり需要を掘り起こして増やしていくということや常々考えていくと。我々だけがその環境整備ということではなくて、それはそれぞれの地域農協の皆さんや全農の皆さんや、それぞれの皆さんの努力の総和がそれに結果としてつながっていく、こういう姿を目指していかなければならないと、そういうふうな考えております。

○上月良祐君 ありがとうございます。まさにおっしゃるとおり、そういうふうな方向で是非やつていただきたいと思ひます。

アメリカなんかは大規模でいいなと思つたら、そちらの話をよく知つている方からお聞きすると、大規模だからいいというわけじゃなくて、やっぱり相場の影響をその分大きく受ける。しかも、もつと大規模にしなきゃいけないんじゃないかというふうな、強迫観念というところがあるんですけど、そういうふうなこともあつて、大規模だからいい、日本と比べたらそれは大規模だからいいのかもしれないが、そうだからいいというわけでもないし、あと、何というんでしょうか、輸出するときに、お米の輸出なんかで、高い値段で売っているけれども、実は輸出している人はそんなに高く売れていないと、流通の難しい問題もあるとお聞きしております。

需要を増やしていくという中で、あるいはコストを減らしていくという中で、是非いろいろなことを、難しい課題が本当にたくさんあると思ひますので、大臣に督励いただきまして、是非ともい

い結果になるようにしていただきたいと思ひます。准組合員の問題についてちよつとお聞きします。

もう相当細かく議論されておりますし、今、金子委員からもお話がありました。一点だけ確認させてください。改正法の七条二項で、農業所得の増大に最大限の配慮をと、こういうのが入りましたけれども、これは准組合員の利用規制に、根拠になったりすることはありませぬ。これは奥原局長、お願いします。

○政府参考人(奥原正明君) 七条二項の趣旨は、農協は農業者の協同組織ですから、この正組合員である農業者の方々のメリット、農業所得を上げていくと、これが趣旨でございますので、このことと准組合員の利用規制との関係は全くございせん。

○上月良祐君 ありがとうございます。

それから、先ほど来りましたが、やっぱり五年間の調査というのは、これはこれで丁寧にやつていただきたいんですが、やはり各単協は、その間組合員の皆様も心配なままなんです。五年間どうなるんだろうと思ひながら。そして、財源という観点では、新たな投資の財源計画も立てにくくなるわけですが、その五年間の間は、したがって、営農の方、農業の方を頑張つてもらおうと思つてもなかなかうまくいかないということにもなりかねないということでもあります。

古賀委員の質問にもありましたけれども、第一条の関係で、やはり何というんでしょうか、准組合員から得られる財源で営農指導とかのほうからないところもまたやれるんだというふうなこと、その第一条の趣旨は十分に勘案して、これは先ほども御答弁もありましたので、もうそこはあえて聞きませぬけれども、この調査を是非やつていただきたいというふうな思つております。大臣がうなずいておりますのもう質問はしませぬので、よろしくお願いしたいと思ひます。

それから、認定農業者等のJAの理事、これは

農業委員会についても同種なんでしょうけれども、これも一応確認だけさせてください。最初に過半であれば、毎回開くときはもちろん過半でなくてよろしいんですね。奥原局長、お願いします。

○政府参考人(奥原正明君) 今回の改正法では、農協の理事あるいは農業委員につきまして、農協につきましては過半数を認定農業者や販売や経営のプロにする、それから農業委員の方につきましてはその過半数を認定農業者にするという規定を置いておりますけれども、この規定はあくまでも農協の理事あるいは農業委員選任に当たつてのルールということでございます。

したがって、選出された後の理事や委員の立場は認定農業者等であるか否かにかかわらず平等でありますので、毎回の農協の理事会あるいは農業委員会の総会において出席者の過半数が必ず認定農家でなければいけないということにはなりません。

○上月良祐君 ありがとうございます。

この例外の必要性は、僕は大分早い段階で指摘したつもりでございました。省令で例外を書き切るということもございましたけれども、うまく書き切れるのか、本当に私はちよつと心配をまだいたしております。是非、地域の実態をよく見ていただいて、最後に特認条項を入れるとか工夫を是非していただきたいと思ひます。

今城局長、大変申し訳ありません。飼料用米の話、しっかりと聞かせてもらいたいと思つたんですが、時間がなくなりましたので、是非、十年間の百十万吨、これはアクセスとブレーキ、物すごく難しいと思ひますので、よくうまく現場のことを見ていただきながら、サステナビリティーに疑義が生じないようにしっかりとやっていただいて、今年の概算金も大分調子は何となくいいようございいますから、是非米価の下支えをやつていただきたいと思ひます。

最後に一問、大臣にTPPに対する御決意だけ一言お聞きをして終わりたいと思ひますが、もう

その後なので一言最後に申し上げますけれども、この法律をきつかけに、私は、JAとかJAグループの皆さんが地域の方々にとつて、あるいは地域にとつてかけがえのない存在だということをは是非再認識してもらえように頑張つてほしいし、見せつけるように頑張つていただきたい。そのことを申し上げて、最後に大臣のTPPに対する、最後大変苦しい状況かもしれないが、そのときに五品目を守つていただけるように、そのことについての御決意を聞いて、私の質問を終わりたいと思います。大臣、よろしく願ひします。

○国務大臣(林芳正君) JAのことについては、今委員がおっしゃった方向、私もそういうふうに認識しておりますので、その方向で一先懸命やつていきたいと思つております。

TPPの交渉状況は、様々な報道もあつて、お地元の茨城県始め全国の生産者の方々に不安の声があると、こういうふうな承知をしておりますが、まさにこの農林水産委員会での決議、これは生産者の方々の意見も踏まえてしっかりと決議をされておりますので、この決議が守られたというふうな評価されるように政府一体となつて全力を尽くしていきたい、この考えを変わずにやつていきたいと思つております。

○上月良祐君 ありがとうございます。終わります。

○委員長(山田俊男君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時開会

○委員長(山田俊男君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。  
本日、上月良祐君、堀井巖君及び郡司彰君が委員を辞任され、その補欠として豊田俊郎君、山下雄平君及び野田国義君が選任されました。

○委員長(山田俊男君) 休憩前に引き続き、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひします。

○徳永エリ君 皆様、大変お疲れさまでございます。民主党・新緑風会の徳永エリでございます。改正法案の質問に入る前に、なかなか機会がございませんので、二つだけ別の質問をさせていただきますと思います。

まずは、七月十七日に根室沖でロシアの警備艇によつて漁獲量超過の嫌疑で拿捕された北海道の十勝の広尾漁協所属の第十邦晃丸、国後島の古釜布まで連行されて、約一か月、古釜布沖ですつと停泊をさせられているわけでございますけれども、二十一歳から六十四歳まで、十一名の乗組員がずつと船の中にいるわけでありまして。健康状態は大丈夫なのか、あるいは心の状態は大丈夫なのか、そしてずつと待つておられる家族の皆さんのことも大変に心配であります。

現在どういう状況なのか、また日本政府としてロシア当局とどういう接触をしておられるのか、そして今後の見通しは、分ける限り御説明いただきたいと思ひます。

○副大臣(城内実君) 徳永エリ先生の御質問にお答えいたします。

先生今述べられましたとおり、七月十七日金曜日、午後六時五十分頃、第十邦晃丸は、根室沖北緯四十三度五分、東経百四十六度十五分付近におきまして、ロシアの国境警備局所属の警備艇によりましてベニザケの漁獲量超過の嫌疑で拿捕されました。その後、国後島古釜布に連行され、現在に至るまで残念ながら古釜布沖に停泊中でありまして。

日本政府といたしましては、こうした事態を受けまして、外交ルートを通じて、人道的観点から、伊東船長を始めとする十一名の乗組員及び第十邦晃丸の船体の早期解放を繰り返し繰り返し申し入れてきてまいりました。それとともに、第十邦晃丸の関係者からの要望を受けまして、ロシア

側と調整を行いつつ、四島交流事業等の訪問団によります葉や食料品の差し入れを計三回行つたところでございます。

ロシア側当局からは、取調べは既に終了し、まさに今日、本日、裁判が開始予定であるとの説明を受けております。また、この裁判につきましては、今後の見通しにつきまして予断することは差し控えさせていただきたいと思ひますが、いずれにしましても、日本政府としては、引き続き、人道的観点からも乗組員及び船体の早期解放がなされるようロシア側に強く働きかけていく所存でございます。

以上です。

○徳永エリ君 ありがとうございます。政府からロシア当局に働きかけをしているということですので、そのロシア側の反応というのはいかがなんでしょうか。

○副大臣(城内実君) 外交ルートでこれまで十数回にわたりました。例えば八月十一日、原田駐口大使からモルグロフ・ロシア外務次官に対して申し入れるなど、累次にわたり申し入れておりますが、個々の内容につきましては、この場で申し上げることは外交上の関係もありますので差し控えさせていただきたいと思ひます。

いずれにしましても、累次にわたりロシア側には強く働きかけてきておりますし、これからも続けていく所存でございます。

○徳永エリ君 船内から電話でのやり取りはできるといふふうな聞いておりました、医薬品とか食料を届けた際も、船長、乗組員の皆さんからの要望に沿つてということでありますけれども、七月の二十四日に、外務省の職員と鈴木宗男元衆議院議員それから鈴木貴子衆議院議員が邦晃丸に乗り込みまして、船長や乗組員の皆さんと直接会つて話をしておりますよね。その際に、メディアに対して、鈴木元衆議院議員が、ロシアサイドから全員の取調べが終われば船長以外は釈放する、船長は裁判が終わるまでは残すという説明があつたそうなんですけれども、取調べが終わつたのなら船長以外

の乗組員の皆さんは帰していただけるんだと思ひますが、この点について日本政府の方から申入れはしているんでしょうか。

○副大臣(城内実君) その点につきまして、ちよつとどういふ状況が詳細について把握しておりますけれども、まず、船長だけ仮に残つた場合は、その船を航行する状況にはとても、多分でないということもございまして、その辺についても、今後、外務省を通じて、船長及び乗組員の方々とよく相談しながら、あとまたロシア側の意向も踏まえて検討していきたいというふうな考えでございます。

○徳永エリ君 それにしましても、持病を持つていらつしやる方もいるということでございまして、全員そこにいる必要はないわけでありまして、帰していただけるのであれば何名かでも帰していただけるように、是非とも働きかけを続けていただきたいということをお願いしたいと思ひます。

それから、サケ・マスの流し網漁の禁止法案が審議されているときは、安倍総理大臣からプーチン大統領に対して、電話会談という形でありましたけれども、会談、働きかけがあつたということですが、今日のレベルで申入れをしているのかということについてもちよつと御説明いただきたいでしょうか。

○副大臣(城内実君) この問題につきましては、サケ・マス流し網漁の問題につきましては、あらゆるレベルで、まさに安倍総理からプーチン大統領、そして現地の大使からカウンターパートのロシアの外務事務次官含めて、累次にわたりこれまであらゆるレベルで行つておるところでございます。

○徳永エリ君 乗組員の帰国に関しても、是非とも総理大臣からも働きかけをしていただきたいというところをお願い申し上げたいと思ひます。林大臣にもお伺いしたいと思ひますけれども、今回の件を受けて農林水産省としてはどのように対応しておられるんでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 今外務省から答弁がありましたが、残念ながらまだそういう状態が続いていると、こういうことでございます。外務省と引き続き連携して、船体の早期解放、それから人道的観点から乗組員の皆さんの早期解放、連携して対応して実現していきたいと思っております。

これまでも、ロシア水域に出漁する関係漁業者に対しては操業規則の遵守等の指導を行ってきたところでございますが、今後も引き続きまして、関係者に対して指導を行って安全操業を確保するように努めていきたい、こういうふうに思っております。

○徳永エリ君 是非とも、林大臣からも、外務大臣あるいは総理大臣からも、一日も早い帰国に向けて働きかけをしていただくようお願いをさせていただきたいということを申し上げたいと思っております。

そして、まさに十勝の広尾漁協というのは中川政務官の御地元でございます、選挙区でございますので、是非とも御家族の方と接触をしていただいて励ましていただく、あるいはできる限り情報を届けていただく、その努力を、私たちもしますけれども、是非ともお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(中川郁子君) 御質問いただきましてありがとうございます。そして、御心配もいただきまして大変ありがとうございます。

私も、報道を通じてこのことを知ってすぐに広尾漁協の方に走り、そして組合長、そして組合員の皆様方に逐次説明を行っているところでございます。

薬に関しても当初から御心配がございましたので、人道的観点からお願いしたいということで、私自身も四島交流事業で北方領土の荒木専務がいらつしやるというふうにお聞きをいたしまして、すぐさま荒木専務にお願いをしたところ、鈴木宗男先生、そして鈴木貴子先生がその船に乗っているというところで、直接手渡しをしていただい

たということ、本当に有り難いことだなというふうに思っております。

そのお話を受けて、食料品でありますとか、それからその後、衣料品でありますとか、また先日は生鮮食料品及び清涼飲料水も「えとびりか」に載せてお届けをしたということでありますし、毎日のようにユジノサハリンスク総領事館の館員の方が伊東船長とお話をして、家族の皆さんに対してのメッセージなどを受け取っているという旨も、私自身も外務省から聞かせていただいて、毎日のように漁協に電話をさせていただいているところでございます。

本日に、一日も早くふるさとに帰してあげたい、そして、やはり生活のこといろいろ御心配しておられるであろうというふうに思いますので、一日も早く帰ってきていただきたい、そのように私自身も努力をしていきたいと思っております。

○徳永エリ君 ありがとうございます。

漁協だけでなく、女性として、奥さんとかお母様とかあるいは子供とか、心もすっかりとお支えいただきたいと、一緒に頑張りますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

城内副大臣、ありがとうございます。

○委員長(山田俊男君) 城内外務副大臣、どうぞ、結構でございます。

○徳永エリ君 それでは、澁谷審議官にお越しいただきまして、T P Pについてお伺いをしたいと思っております。

T P Pハワイ交渉会合が大筋合意で、甘利大臣は、もう一回関係会合が開かれれば合意できるとおっしゃっていただけておりますが、八月中はもう無理ですね。そして、今日の日本農業新聞の記事にもなっていましたけれども、甘利大臣は十七日の日にテレビ出演をなさいます、その際に、九月いつばいという気持ちを持ち続けなければ漂流する危険性があるというふうにおっしゃったそうでありますが、カナダや米国などの政治状況を考えても、なかなかこれ九月中にとい

うのも難しいのではないかとこのように思います。九月に関係会合が開かれるという可能性について、現状を含めて御説明いただきたいと思っております。

○政府参考人(澁谷和久君) お答え申し上げます。

ハワイの関係会議では、ルールの分野で実質的に収束したチャプターがかなりあったというところでございます。現在、テキスト、いわゆる協定の案文に係る法的チェックなどの作業が事務レベルで行われているという状況でございます。

それから、未解決の課題、これはいずれも政治イシューになりますので、次の関係会議で解決に向けた議論を行うということになるわけでございますが、案件によっては、その前に何らかの形で事前の調整をするという必要も出てくるわけでございまして、その辺りの作業状況を踏まえて次回会合の日程が今後調整されてくるというふうに思っております。

現時点でまだ具体的な日程が固まっているわけではございませんけれども、九月は不可能だとか、そういう状況になっているとは認識しております。いずれにいたしましても、関係国と十分に調整をしていきたいというふうに思っております。

○徳永エリ君 ありがとうございます。

甘利大臣から漂流する危険性があるという言葉が出るというのは、今まで余りなかったんじゃないかなというふうに思います。相当やつぱり危機感を持っておられるのかなという印象を受けました。

ちよつと心配なのは、十四日のインサイドU Sトレードの記事によりますと、T P P交渉参加国の域内の経済活動の八五%を占める少なくとも六か国が協定を批准したらT P P協定が発効することを日本が提案し、その提案がコンセンサスの方向に進んでいるということでありました。日本の提案は、米国と日本を含む六か国が交渉の妥結後二年以内の協定の批准をすることが必要だとしているというところであります。また、自由貿易委員会とい

う組織を新設して、新加盟国の加入の可否もチェックをするとしています。

日本がなぜこのような前のめりな提案をするのか、なかなか合意が難しい中で、いわゆる難航している分野に対して反対している国を外して日米を中心に進めていくという考え方があるのかなというようにも感じます。

○政府参考人(澁谷和久君) 御指摘の発効規定を含む、これは我々最終規定というふうには呼んでおりますけれども、三十一のチャプターのうちの一つが最終規定でございます。この最終規定は、前文とともに全体が合意されるときにセットするということを目指して調整がされているものでございます。先月も、あのハワイの会合におきましても、これは事務レベルのワーキンググループで議論がされているところでございます。

今御指摘いただいた報道では、何か日本が提案したというような書かれ方をしておりますが、この国は別といたしまして、通常、この手ものは、各国の意見がある程度踏まえて、議論のたたき台を誰かがつくらなきゃいけないということで、それはそのチャプターに関する幹事的な国が整理をするということに通常なっているところでございます。

最終規定につきましても、そういう形で議論はされたということでございますけれども、各国がそれぞれまだ意見を言っております、引き続き調整をするということになっております。まだ、固まっている状況ではございません。

○徳永エリ君 なかなか関係会議を開くことも難しいと思いますし、大筋合意は簡単にはできないのではないかとこのように思っておりますけれども、まだまだ緊張していないといけないという思いであります。

いずれにしても、先ほど林大臣からも、衆参の農林水産委員会の国会決議は守ったと評価される

ようにというお話がありました。今まで報道されている数字等を見ておられますと、とてもその国会決議を守ったと評価できるような中身ではありません。そして、医薬品のデータの保護期間の問題等々も、T P Pの内容をいろいろ見てみますと、一部の大企業にとっては大きなメリットになるかもしれませんけれども、多くの一般国民生活にとつてはもう本当にこれは不幸を招きかねないという内容でありまして、やはりT P Pには参加するべきではないということ強く感じています。

○政府参考人 澁谷和久君 この委員会を含めまして様々な御意見、十分踏まえて対応しているつもりでございます。これからのそういう意味でしっかりと対応していきたいと思っております。

○徳永エリ君 ありがとうございます。澁谷審議官、結構です。

○委員長(山田俊男君) 澁谷審議官、御苦労さまでございました。

○徳永エリ君 それでは、改正法案について御質問させていただきます。

衆議院でもそうでしたが、参議院でも先日行われました富山の地方公聴会、そして一昨日の参考人質疑、公述人や参考人の方から今回の法改正に関して懸念あるいは非常に否定的な意見が大半を占めているという状況であります。

法改正の目的である農業者の所得の向上と法案の内容がどのようにリンクするのか理解できない、まずは法改正ありきで単にJ Aグループの弱体化を狙ったものではないか、あるいは、そもそも政策の策定過程に問題がある、現場の声を聞かずに最初規制改革会議が出した案を国の政策として決めてしまったことへの不信感から始まっているという意見が次々と出されました。皆さん、改革は必要だと言っていますね。改革は必要

だけれども、この改正法案については非常に問題があると言っているわけです。

そして、一昨日参考人として出席していただいた全国農協青年組織協議会の天笠会長は、法改正には次世代の農業を担う若い農業者の意見が必要なんだと、なぜ青年部の意見を聞くことしなかったのか、この改正法案については納得、理解を得られていないという御指摘がありました。

大臣がおっしゃっているように、その変化に伴って改革、改正が必要なのであれば、まさにこの次世代を担う若い人たちの声というのが非常にこの改正には必要だったのではないかとこのように私には思います。恐らく、公聴会あるいは参考人質疑の公述人、参考人の方々の御意見というのは大臣の耳に届いていると思えます。議事録を御覧になっているかもしれません。

こういった懸念の声、あるいは否定的な声を受けて、これを、先日の委員会でも紙先生からもお話をありましたが、今後、農林水産省としてどう扱っていくのか。聞き放しで終わってしまうわけにはいかないと思っています。この点について、林大臣にお伺いしたいと思えます。

○国務大臣(林芳正君) 八月の六日に富山県で地方公聴会が開催をされております。また、八月十八日には参考人質疑でいろいろな方の御意見を聞いておられるわけでございます。地域農協、それから中央会の役員の方、法人経営、家族経営で農業を行っている方、多様な地域農業の関係者、また学識経験者の方から幅広い御意見があったというふうに向つております。

この農協改革に関しても、地方公聴会においては、農業者からは、農協は事業展開のスピード感が足りず、流通、販売経費が高過ぎると思うが、今後の改革に期待をする、また、一農業者として農協を改革していくと思つており、現場の思いに近い改革にすることができるといった、今触れていただいたような改革の必要性に関する発言がありました。参考人質疑でも、政府と同じ方向を向いて農業所得の増大に全力で取り組む、こ

ういう発言もあったということで、大変に心強く感じております。

一方で、これもお触れいただいたように、例えば、非常利規定を削るのは協同組合の否定につながるのではないかと、それから、理事の選任に関して、現場が混乱しないよう、地域の事情に応じた選べるようにすべきではないかと。それから、准組合員の利用がなければ、営農指導コストが賄えず地域住民の生活にも影響が出るので、准組合員の利用規制は認められないというように、こういう御意見もございまして、内容が十分伝わっております。我々の説明不足もあるかもしれませんが、この法案への疑問、懸念を多くの方が述べられておるといことも承知をしておりますのでござい

ます。

検討過程ではいろいろな方からのヒアリングをやつて、そのときには、若手農業者を含む多様なヒアリングをやつてまいりました。また、何度もお話をしておりますが、最終的な骨格を取りまとめたときにJ Aグループの皆様と、当時、私は党におりまして戦略調査会長でございましたが、夜を徹するような形で何度も時間を掛けて、ここにおられる野村先生もその一員でございましたが、一緒に不意の議論を交わした上で最終的な合意をいただいて、骨格を取りまとめたところでございます。

この衆参、特に今日の委員会の質疑でもそうでございますが、今出たような御意見を踏まえていただいて御質問していただいて、それに我々としてなるべく分かりやすく答えていくと、このこととかなりの疑問解消につながっていくと、こういうふうにも我々も思っておりますし、また必ずしも法案の中身そのものというよりは、法案が成立させていただきますれば、その後どういふふう運用していくのかと、こういうこともござい

ます。

したがって、お聞きさせていただいたいろいろな御意見はしっかりと御説明をするということ、それから今後の運用にもしっかりと生かしていく

と、こういうことを丁寧に説明をしていく、こういうことで懸念を払拭していきたいと、こういうふうにご考慮をいただければと思います。

○徳永エリ君 検討過程でいろいろな方の話を聞いた、長い時間を掛けてヒアリングをしたということとでありますけれども、だったら、参考人でいらつした方々からもつと前向きな御発言があると思うんですけれども、やつぱり不安、懸念、払拭されていないということでありまして、私たちも、こうして審議をしておりますけれども、やはり不安が残つたままで、説明を幾らしていただいても、五年後一体どうなるんだろうかという不安な思いが全く消えないという状況であります。是非とも、今後、運用という話もありましたけれども、政省令で決めていかなければいけないこともたくさんありますので、今まで以上に現場の声をしっかりと受け止めていただけて大臣には御対応いただきたいということをお願い申し上げます。

そして、一番やつぱり多いのは、農協事業の株式会社等への転換、准組合員の利用規制の部分でありますけれども、私も何度か北海道の事情を申し上げてまいりました。交通の便が非常に悪い、あるいは一年の半分を雪に閉ざされている、そしてホワイトアウトなんて話もありますけれども、吹雪になれば車にも乗れない、電車もバスも全部止まつてしまふ、本当に地域に生活インフラがなかったらもう生きていけないというような状況になりますので、本当に深刻な問題なんです。もう一つは、雇用の問題なんです。農協の事業でもって地域の雇用が創出されているわけですよ。Aコープでパートで働くお母さんたちとか、それからホクレンのガソリンスタンドで働く若い人たちとか、こういった雇用が失われることにも大変に懸念をいたしております。

奥原局長は、こういうことを何度も申し上げますと、大丈夫ですからというふう非常に前向きにおっしゃるんですけれども、全然大丈夫だという気持ちになれないんですね。

そこで、本当に農水省が、地域のインフラである農協の業務、これにこの法改正で支障がないようにすると、大丈夫だと言うのであれば、もう審議も後半でありますから、しっかりと、どうやってこの業務に支障がないようにしていくんだということを明言していただきたいと思うんですが、その機会を設けましたので、是非とも明言をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○政府参考人(奥原正明君) 株式会社化の問題でございます。

今回の法律の中では、地域農協につきましても選択肢として株式会社等に転換できるという規定を置いているわけでございます。

まず、この背景でございますけれども、農協は農業者の協同組織でございます。しかし、過疎化、高齢化が進行する農村社会の中で、實際上、地域のインフラとしての機能も持っている、側面を持っているというのも事実でございます。その場合に、やっぱり農協という組織形態のままではなかなか仕事に適切にできないというケースも考えられるわけでございます。農協の組織形態であれば、員外利用規制は法律上当然掛かりますし、それから運営につきましても正組合員だけが議決をする、こういう仕組みになっておりますので、場合によっては、農業者でない地域住民に対して地域のインフラとしてのサービスを適切に提供していくことが難しくなるということも考えられるのではないかとこのように思います。

このために、今回の改正案では、農協がその選択肢によって、例えば生活購買やガソリンスタンドなどの事業を分割して株式会社組織変更できるようにするという選択肢を置いているというところでございます。この選択肢を使った場合には、当然農協法上の員外利用規制は外れることとなりますし、それから議決につきましても、農協であれば正組合員だけが議決をすることになります。が、分割をして会社になれば、准組合員の方も、あるいは地域住民の方もこの出資者になって議決に参加するということもできるようになります。こういったことによつて、地域のインフラとしてのサービスを適切に維持、提供することを可能にするというのが今回の選択肢の趣旨でございます。

いづれにいたしましても、この株式会社への組織変更はあくまで選択肢として入れるわけでございますので、今後、各地域農協が自己改革に取り組んでいく中で組織の問題がネックになった場合に必要に応じてこの制度を活用していただきたいというところでございまして、これを強制する話ではございません。

○徳永エリ君 今までいただいてた御答弁と何も変わらないということですね。全然不安は払拭されないんですね。

ほとんど北海道の町村は高齢化が進んでいて過疎化、限界集落でありますから、本当にしっかりと守っていかないと、もうその地域には住めないということになっていって、地域そのもの、町そのものが崩壊してしまうということになりますので、是非とも、今後慎重に、農協法の位置付けから外れたからもう農林水産委員会は関係ない、あとは厚生労働省とかほかでやってくれとかという話ではなくて、しっかりとそこは責任を持って、冷たい御対応をなさらないようによろしくお願いしたいと思います。

特に、これもこだわっておりますけれども、厚生病院、本当に病院は大変なんです。旭川とか札幌とか帯広とか、こういうところの厚生病院はそれなりに利益も上げておりますけれども、ほかの町村にあるような厚生病院はもうほとんど採算が取れないような状況ですから、だから、社会医療法人になったときに一体どうなるんだらうと。そして、病院の運営はできるような状況であつても、医師の確保が難しいんですよ。

先般申し上げましたけれども、医師を確保するのに年間のギャランティーが二千五百万とか三千万掛かるわけですね。それは、やっぱり総合事業の中で農協だからそういうギャラを払って医師

を確保できたのではないかとこの部分も多分にあると思ひますので、立派な病院の側があつても医師がいなければ病院は成り立ちませんので、そういうところも細かく御配慮いただきまして、今後御検討していただきたいということをよろしくお願い申し上げます。

せっかくの機会ですから、前回質問させていただいたときに、北海道の単協の組合長さんたち全員に私、アンケートを出させていただいて、十八単協からお答えをいただいたというお話をいたしましたけれども、その組合長さんたちの意見をちよつと申し上げたいと思います。

J Aの総合事業は一つの拠点で複数の事業が利用できるワンストップサービスを組合員や地域住民に提供している、地方によつてはJ Aしかないという地域もあり、地域社会の暮らしを支え、地域インフラの一役を担っているんだと。まさにこのような状況や実態を無視した政策であり、地方の崩壊を招くことが懸念され、全く理解し難い。

あるいは、当地区は純農村地帯であり、高齢化が進む中、二百戸ほどの組合員が農畜産物の販売を生業にしており、その販売で成り立っている農協ですが、販売事業以外では准組合員、員外の利用も一定にあり、それらを除くと組合の運営は困難な状況です。また逆に、地域住民にとつても役立つ存在となつていては疑問があります。

それから、准組合員の利用規制は、信用事業、共済事業を農協から分離することを目的とするものであり、農業協同組合の解体を狙つたものと思つています。地方創生とは真逆であります。信用、共済事業を切り離した専門農協で農業振興は成し得ない。

最後に、T P Pによる保険、貯金等の市場開放が狙ひと思われませんが、営業、販売、経済事業を中心とした組織構築はコスト高となり、総合事業でなければ成り立ちません。過疎地である当地域は商店も数軒で、生鮮食品を扱う店舗は当J A店舗のみで、赤字経営中で地域住民へ配達サービス

をするので高齢者を支援しているんです。貯金、共済事業等は親世代から顔見知りの中で、地域住民にとつて便利で安心して利用できるJ Aとして存在していると認識しております。准組合員の利用制限は地域の実情を無視した内容であり、理解できません。非常に丁寧に皆さん書いて御回答をいただきました。

そして、奥原局長は、農協の株式会社化について繰り返し選択肢というふうにおっしゃつておりますけれども、農協から要望があつて今回、できる規定が入つたわけではありませぬ。現場からそんな要望は全く上がつていないと。

この法案は財界と官邸の強い意向によりまとめられたものですから、これまでも委員からお話がありましたけれども、在日米商工会議所の意見書にもあるように、他の競争関係にある業態から強く批判され、イコールフットリングの観点からも財界が農林中金と共済連の株式会社化を狙つており、准組合員の利用規制を掛けたいわけで、その結果、農協が現在担っている地域のインフラ事業も切り離されてしまうのではないかと、その可能性が非常に高いわけであります。あるいは、もしかすると、不採算分野を切り捨てたいというふうな狙いもあるのかもしれない。

附則第五十一条第二項において、准組合員の組合の事業の利用に関する規制の在り方については、五年間調査、検討を行った上で結論を得るとされております。今回の改正法の附則の五十一条第二項に、この調査の中身が書いてあります。正組合員、准組合員の組合事業の利用状況、そして農協改革の実施状況がこの調査の内容ということになります。

しかし、何のために調査をするのか、その調査目的が曖昧です。その結果がどうだつたら、どういう判断をもつてどのように決定されるのかということもよく分からないと。ここを改めて御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(奥原正明君) 准組合員の関係でございます。

農協はあくまで農業者の協同組織でございますので、この正組合員である農業者のメリットを拡大する、これが最優先でございます。したがって、准組合員はもちろんサービスを利用していただくわけですが、そちらの方に主眼を置いて正組合員である農業者へのサービスがおろそかになつてはならないというふうに考えているわけでございます。ただ一方で、先ほどから申し上げておりますように、過疎化、高齢化が進展している農村社会において、農協が実際に地域のインフラとしての側面を持つているのも、これも事実でございます。

こういった状況を背景としまして、政府・与党の中でこの准組合員の利用規制について議論がいろいろされてきたわけですが、これまで規制がなかったこともありまして、正組合員と准組合員の利用実態が把握できていないということもございまして。それから、今回の農協改革によって農業者の所得向上に向けた成果がどの程度出るか、これを見極める必要があるということから、五年間の調査を行った上で検討して結論を得るということになったわけでございます。

具体的な調査の身につきましては今後検討することになりますけれども、この調査結果を見ながら、白紙から検討を進めていくということになりますので、検討に資する項目がある程度幅広く調査をしていくと、そういう必要があるのではないかなと思っております。

したがって、現時点で、調査結果がどうであれば准組合員の利用規制を掛けるのかあるいは掛けないのか、そういった基準を決めているわけではございませんけれども、農協が農業者の所得向上に向けて十分な成果を出している、農業者からも評価されているという状態になった場合に、農協がそれに併せまして当該地域において不可欠な地域インフラとしての業務を行うことを妨げる、そういう理由はないのではないかなというふうに考えているところでございます。

たことを十分踏まえて進めていく考えでございます。

○徳永エリ君 先ほど申し上げましたように、日米の財界の狙い、結果ありきでもしこの法案が審議されているんだとすれば、調査を行った結果によつては准組合員の利用規制が導入されるという可能性も否定はできないわけですね。

あるいは、局長も何度かおっしゃっていましたけれども、准組合員でない地域の農業者、いわゆる員外利用ですね、これが非常に多いから、誰でも自由に事業を利用できるようにした方がいいんじゃないですかということ、ある意味耳当たり

のいい話をして世論を誘導して、選択肢としてではなくて、組合組織の事業を株式会社などに転換させた方がいいんじゃないかというような一定の空気をつくられてしまうと。今までもこういう手口はいっぱいあったわけで、非常にここを心配しているわけでございますけれども、こういった可能性について、お答えできないかと思ひます。

○政府参考人(奥原正明君) 今回御提案している法律の中に今後どうするということを書いているわけでは全くございませんので、将来の話については何も決まっております。

○徳永エリ君 恐らくそうじゃないかと私は思っていますので、これからはそうならないようにしっかりと見ていかなければいけないなと思ひます。

富山県で行われた地方公聴会では、富山県農業協同組合中央会の穴田会長から、准組合員の利用がなければ、農協法の第十条、事業、この第一項に明記してある組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導、農協が一番やらなければならない営農指導事業に関する予算的な措置が確保できないのではないか、新規事業に関する農業関連投資などは不可能になるという御懸念がありました。

また、一昨日の参考人質疑では、龍谷大学農学部 石田教授からは、改正案の第七条第二項、職

能純化路線を准組合員の利用規制の根拠としてはならない、附則第五十一条第二項は削除すべきであるという御意見もありました。

また、元明治大学農学部北出教授からは、正組合員と准組合員など地域住民に対する事業は、二律背反ではなく相乗効果を発揮して農協活動を発展させているんだと。農協が今後目指す方向は、農を基軸とした職能的地域組合なんだというお話もありました。

そこで、改めて伺いますが、現行法の八条を書き換えて、第七条第二項が新設されたのはなぜなんでしょうか。

○政府参考人(奥原正明君) 現行の農協法の第八条のところには、営利を目的としてその事業を行つてはならないということが書いてござい

ます。この趣旨は、農協は当然株式会社とは違う組織でございますので、株式会社は出資配当で利益を配るのを基本としておりますが、この株式会社のように出資配当を目的として事業を行つてはならないと、こういうことをこの八条の従来の規定は意味しているわけでございます。

この趣旨につきましては、この八条だけではなく、これは今回改正しないで残っておりますけれども、農協法の第五十二条第二項というところにも、出資配当につきましては上限が設けられておりまして担保をされております。この出資配当の上限の制限につきましては、ほかの協同組合法制におきましても全て共通に設けられているところでございます。ここは今回の農協法の改正でも特にいじっておりません。

このようなことを踏まえて、今般の農協法の改正に当たっては、この出資配当の制限を定める規定は改正をしないこととしておりますけれども、一方で、従来の「営利を目的としてその事業を行つてはならない」という、この書き方の部分で

すが、これが、そもそも利益を得てはいけない、あるいはもうけてはいけないんだと、こういった誤った解釈をされている傾向もございました

で、この規定を削除するということにしているわけでございます。

その上で、農協が農産物の有利販売等に積極的に取り組むということを促すために、組合は、事業の実施に当たりまして、農業者の所得の増大に最大の配慮をしなければならないということ、これは新しい第七条の第二項でございます。それから、第七条の第三項で、組合は、農畜産物の販売等において、事業の確実な遂行により高い収益性を實現して、その収益で事業の成長発展を図るための投資又は事業利用分量配当に充てるよう努めなければならないという規定を追加したわけでございます。

ただ、これまでと同様に、新しい第七条の第一項でも、農協は准組合員を含めて組合員のために最大の奉仕をすることを目的とするということ、これまでどおり規定をしているわけでございます。

したがって、今回の改正案では、地域農協がその判断によつて各種のサービスを総合的に提供することができると、こういう現在の枠組みは何ら変えておりませんので、総合事業体としての機能を否定したり准組合員の利用を排除するものであるという指摘は全く当たらないというふうに考えております。

○徳永エリ君 局長、よく聞いてください。この八条を書き換えて第七条第二項を新設したことにしても単協の組合長さんからいろいろ御意見があります。

自己改革は、食と農を基軸として地域に根差した協同組合として、農業者や地域住民と一体となつて持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会を實現することを目的とした取組であり、利益を目的としないとする規定を削除することは何の意味も持たない。

それから、農協法第八条に最大の奉仕と非営利の原則がうたわれていますが、協同組合の原則が根底から覆ることとなります。剰余金が出たら出資配当、さらには利用高配当、不測の事態に備え

るための組合員の財産として積立金として蓄える。

それから、総会の決議事項であつて、独り占めできる仕組みにはなつていません。経済的弱者が、相互扶助の原則の下、自主自立の精神で結び付いた組織のため、営利目的の組織にしたいのであれば、国が別にそのような組織をつくらなければならないか、協同組合にそのようになれとはお門違いである。

それから、そもそも協同組合は民主的な運営管理を行う非営利の相互扶助組織です。そのため、現農協法においても利益を目的としないとする規定が設けられていると理解しています。よつて、その規定を削除し、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならぬと規定することは職能組合への拍車を掛ける以外の何物でもないと考えておりますという御意見でございますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(奥原正明君) この営利を目的として事業を行つてはいけないというのは、出資配当を目的として仕事をしてはいけないという、これだけの意味でございます。これ、法律の解釈としては間違いなくそういうことでございまして、この趣旨は、先ほどから申し上げておりますように、今後の農協法の中でも出資配当の上限は書かれていくわけでして、この点は何も変わつていないです。

問題は、やつぱりそれぞれの農協の方々が、農産物の有利販売ですとか正組合員である農家の方々の所得向上に向けてきちんとした販売努力あるいは生産資材のコストを下げる工夫をしていただきたい、もうそこがまさに狙ひでございます。それ以上のもではないんです。別に会社と同じような組織になつて、もうかれこれいんだというふうにしていくことを申し上げておるわけではありせんので、あくまで農業者にとつてメリットが出る協同組合らしい農協であつてほしいと、そういうふうになつてほしいと、そういう趣旨の改正でございます。

○徳永エリ君 今までもそういう努力はみんなしてきていますよ。だから、何でもみんなちゃんとそのことを分かっているのにわざわざ書き換える必要はないのかということ、非常に、何かあるんじゃないか、裏にこういうふうになんか思っているわけですね。分かっていることをわざわざ書き換えて更に局長からそういうふう指摘されるというのは、もう非常に失礼だなという感じがつくづくしますよね。

それから、そもそも農協は営農・経済事業に専念せよというのは食料・農業・農村基本法に反するんじゃないでしょうか。

基本法第五条の農村の振興については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれているということにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることに鑑み、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならないとされています。

そして、農業者の努力、第九条には、農業者及び農業に関する団体は、農業及びこれに関連する活動を行うに当たつては、基本理念の実現に主体的に取り組みようとするものと書かれています。農村の振興、地域の振興に農業団体、農協が主体的に取り組みなさいと法律に書かれているわけですね。

それを改正案の第七条第二項では、農業以外のことはやらなくていいから営農・経済事業に専念しなさいと、農業でもうけなさいと言っているわけでありまして、この食料・農業・農村基本法の関連はどうなのか、そもそもこの基本理念を変えてしまふということになりはしないでしょうか。

○政府参考人(奥原正明君) 基本法との関係でございます。

食料・農業・農村基本法、この中で基本理念が書いてございますが、第二条から第五条までにか

れが書いてありまして、食料の安定供給の確保、それから多面的機能の発揮、それから農業の持続的な発展、あるいは農村の振興、こういったものを基本理念として位置付けているわけでございます。それから、今も御指摘ございましたが、この基本法の第九条のところでは、農業者それから農業に関する団体は、これらの基本理念の実現に主体的に取り組みよう努めるものとするということも規定をされているわけでございます。

しかしながら、このことは、あらゆる農業に関する団体が全ての基本理念の実現に向けてひとしく活動するということを求めているわけではございません。それぞれの団体につきましては、それぞれの根拠になつて法律がございまして、それぞれ根拠の法制度の下で、目的もございまして、それから事業の範囲もございまして。そういった枠組みの下で仕事をされているわけでございます。

で、その枠組みの下で事業を実施する場合にこの基本法に書いてある基本理念の実現を意識するよう求めているというのがこの第九条の規定だということに理解をしております。

農業者の協同組織であります農協につきましては、今回の改革の基本的考え方でもあります農業者の所得向上に向けた活動に全力投球をする、これによりまして農業の持続的な発展等の基本理念の実現に取り組むというのが基本であるというふうに考えております。結果的にこれが農村の振興につながる面はもちろんあるというふうに思います。

今回の改正では、このような観点から、農協の本来の役割を明確にして、農協が農産物の有利販売等に積極的に取り組むことを促すためにこの第七条第二項を新設したわけでございます。これは基本法の理念に反するとは考えておりません。

○徳永エリ君 農業で幾ら利益を上げて、やつぱり農協が担つてきた事業が削減してしまつて、地域で人が暮らせなくなつてしまへば、これは先ほど申し上げましたように地域がもたないという

ことでありますから、農村の振興、地域の振興ということ考えたときに、経済的側面だけではなかなか説明が付かないんじゃないかというふうに思います。

何度奥原局長の話を聞いていても、なかなかすとなつてこないで、この点がすとなつてこないこの法案は通せないなというように思いますが、強まるわけでございますけれども、昨日ちょっと農水省の皆さんとお話をしたときにも、もうこの審議も後半というか最後の方に来ましてから、この問題だけは、なるほど、局長もよくそこまで考えて答弁してくださつたというふうな、少しでも不安が軽減されるような御答弁をしていただきたいなというふうな望みをお話ししたんですけれども、全然今の話では気持ちが変わりませんというところを改めてお伝えしておきたいと思ひます。

そして、規制改革会議のヒアリングで、北海道のホクレンへの評価が規制改革会議の委員から非常に高かつたと、去年のヒアリングで、そのことを農水省の方から伺つたことがあります。何で高いのかと、まあ高いのは分かるんですけど、その高く評価されたということが何につながるのかなと思ひながら聞いていたんですが、全農やホクレンを株式会社化したら、これ、日本の企業だけではなくて外資が途端に狙つてくるんじゃないかということが非常に心配されます。

日本の多くの企業は、だつてもう既に外資の手の中にあるじゃないですか。日本を代表する企業と言われるところの外国人の株保有率というのはもう四〇%、五〇%を超えているわけでありまして、しかも、何か北海道の場合には、平水委員も前にお話ししていただきました、ニュージラードのフォンテラだとか、そういう話もあるわけでありまして、特に全農はアジア最大の穀物商社と言つても過言ではないと思うんですね。日本の主食を扱う、米などを扱う全農が買収されるというふうなことになるればこれ大変な問題で、食料安全保障上も本当に深刻な問題だということに思つ

ています。

ＴＰＰなどの関係も恐らくあるんだと思いますけれども、株式会社と転換することによるそういった懸念というのは政府にはないんでしょ

か。  
○政府参考人（奥原正明君） 全農等が株式会社に組織変更する場合、株式は現在の出資者である農協ですとか農協連合会に当然割り当てられるということになります。したがって、組織変更した当初は、株式会社の意思決定は株主である農協や連合会によって行われるのはもう間違いないと思います。会社法上は一般的に株式の譲渡は可能ということになっておりますけれども、会社法上、この株式の譲渡に制限を掛けるということもできるようなっております。

そこで、今回の改正に当たりましては、今先生の御指摘もございまして、外資に支配されたりどうするということもございまして、組織変更計画、これを作った出していることになりま

すけれども、この組織変更計画の記載事項として、農林水産省令において組織変更後の株式会社が発行する株式を譲渡制限株式とすることという

ことを決めるつもりでございまして、こういった懸念がないようにしていきたいというふうに考えてお

ます。

○徳永エリ君 先ほど皆さんが笑われた意味は何

だっただろうと私は思うんですけども、私はやつぱり、今の流れから、まさかということが次々と起こっていますから、やつぱりＴＰＰ、国際社会の流れも含めて、そういうことが起きない

ように慎重に対応しなければいけないんじゃないかというふうに思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

たつては、地域の代表性が堅持されるよう十分配慮すること。」としています。

首長の恣意的な選任を防止するということが、それから地域の代表性を担保するというところですけれども、他薦である推薦と、それから自薦である募集、これ同列になっていると思えますけれども、紙先生からも農業委員の選任基準をきちんと決めるべきなのではないかというお話があつて、農林水産省からは八条、九条に規定されているんだという話がありましたし、それから先日の富山の地方公聴会の際には富山県の農業会議の鍋嶋会長の方から、まずは地域での推薦ということがあるので私は安心していきますというお話があつたんですね。

地域で、民主的、それから透明性を持った推薦という形で農業委員を選べるのであれば選挙制よりもいいんじゃないかというようなお話もあつたわけでありまして、私はやつぱりこの推薦というのを基本にするべきだというふうに考えます。地域の皆さんが信頼して、是非この人になつてもらいたいという人じゃないと、農地は財産ですから、なかなか信頼していかない人とかよく分からない人には心情的には預けられないと思うんですね。

地域から透明性を持って推薦された人たちを選任するというのを基本にして、どうしても定数が推薦だけでは満たされなかったときに募集というところを行うというのであれば代表性というの担保できるのではないかと思います、この点についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人（奥原正明君） 今回の法案では、農業委員の選出方法につきまして、公選制から市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制に改

て適切な方を選任するための事前の手続として推薦と募集という二つの方式を並列で規定をしているところでございまして、一方が他方に優先するという関係にはなっておりません。

従来、公選制でやられておりましたけれども、実際の投票行動に至っているのは一割ということ

で、九割は無投票当選になっております。その場合は事実上の地域推薦という形で決まっていますわけ

でございますけれども、従来のこの仕組みの下では女性の方ですとか青年の方々がなかなか農業委員になれなかつたというのも実際のところであ

りまして、こういったことに十分考慮する必要があるというふうに考えております。

推薦、それから募集による候補者の方がその定数を上回った場合にどうするかという問題はござ

いますけれども、透明、公正に適切な選任が行われるように、地域の関係者の意見を聞く機会を設けるですとか適切な手続を取ることが必要であるというふうに考えております。

うな人が入ってきたのでは困るなと思うので、もっと具体的に、政府はどんな人を推進委員としてイメージしているのか、御説明いただきたいと思

います。  
○政府参考人（奥原正明君） 今回新設をいたしま

す農地利用最適化推進委員でございましてけれども、農地中間管理機構と連携しながら、自らの担当区域におきまして、担い手への農地利用の集

積、集約化ですとか、あるいは耕作放棄地の発生防止、解消、こういった農地利用の最適化の推進に関する現場での活動、これに携わっていただくことになるわけでございます。

現場におきましてこの農地利用の最適化に向けた推進活動を行っていくためには、地域の農地の所有者の方ですとかあるいは農業者の方の信頼を得て、農地利用の調整を公正かつ円滑に実施をしていく能力が必要でござい

ます。このため、そのような能力を有する方、これは例えばでござい

まけれども、例えば、信頼のある農協職員のＯＢの方ですとか、あるいは普及員のＯＢで地域から信頼をされている方、あるいは経営を次世代に譲つた農業者の方ですとか、こういった能力を有する方々が推進委員となることが望ましいという

ふうに考えているところでございまして、地域からの候補者の推薦ですとかあるいは募集によりましてこういった方々が推進委員にきちんとなるように工夫をしているところでござい

ます。  
なお、推進委員につきましては、こういった推薦、公募の制度、これをやった上で農業委員会が委嘱をすること、こういう形にしておりますので、御指摘のありましたような農地転用に積極的な不動産のデベロッパーですとかあるいは地上げ屋のような方が委嘱される可能性は低いのではないかと

いうふうには考えているところでござい

ます。

○徳永エリ君 低いつて気になりますけど、ないというふうには明言していただけないんでし

ょうか。  
○政府参考人（奥原正明君） ないことを希望して

おりますけれども、これ、実際の選任はそれぞ

のところで行うわけでございますので、断言という話ではないかと思えます。

○徳永エリ君 改正案の第十七条第五項で、農地利用最適化推進委員の活動に当たっては、農地の中間管理機構との連携に努めなければならないとしています。今後十年間で担い手への農地利用集積を現在の五割から八割に引き上げるためには、農業委員会と推進委員が一緒に農地の中間管理機構との連携を図るべきと考えますが、なぜ推進委員だけが連携に努めなければならないとしているのか。推進委員は、農業委員会が作成する農地利用の最適化に関する指針に従って活動を行うことが規定されています。

推進委員の中間管理機構との連携とは具体的にどんなことを指しているのか、また指針との関係はどうなるのか、御説明いただきたいと思えます。

○政府参考人(奥原正明君) 農業委員会と農地中間管理機構の関係でございますが、まず、農地中間管理機構は、これは機構自身が農地を借り受けて、これを担い手の方々にまとまった形で転貸をするという、こういうスキームでございます。このスキームが機能するためには、地域の農業者の方々の話し合いを着実に進めて、まとまった農地を機構に対して貸していたく、こういう動きがどうしても必要でございます。

他方で、農業委員会の方は農地利用の最適化の推進をより良く果たしていくということが期待をされておりますし、今回の改正ではその観点で、許可認可の判断を中心に行う農業委員とは別に、それぞれの地域において現場での調整活動をやっていたく農地利用最適化推進委員、これを新設することにしたわけでございます。このため、実際に現場で活動を行うこの推進委員の方につきまして農地中間管理機構との連携を今回規定をしているところでございます。

一方で、農業委員会と農地中間管理機構の関係でございますけれども、これにつきましては既に、農地中間管理事業の推進に関する法律、これ

は二十五年に作っていただきましたけれども、この法律の中で、農地中間管理機構は地方公共団体等と密接な連携の下に農地中間管理事業を積極的実施することが規定をされているところでございます。この法律の第二十三条でございますが、そういう意味で、改めて今回の法律で規定する必要があることから規定は特に設けておりません。推進委員の方は、機構と連携をして、具体的な業務といたしましては、地域の農業者あるいは地権者の方との話し合いを進めて、機構を介して担い手への農地の集積、集約化を進めるということ、あるいは、リタイアしようとする方がいらっしゃった場合あるいは耕作放棄地を持っている農家の方がいらっしゃった場合には、その農地を機構に貸すように調整をすること、こういった実務をやっていたくということになるというふうに考えております。

また、今回の改正の中では、推進委員は、農業委員会が作成する農地等の利用の最適化に関する指針に従って活動を行うということも書いてございますし、農業委員会がこの指針を決めたり、あるいは変更しようとするときには推進委員の意見もちやんと聴かなければいけないということも法律の中に書いてございまして、推進委員も全体としての農業委員会の一員でございますので、推進委員と農業委員が連携をして農地利用の最適化に向けた活動をきちんと行っていたくということ

を担保しているわけでございます。このように、今回の法改正によりまして、推進委員が農業委員会の一員として農業委員と一体となつて活動する体制の下、中間管理機構とも連携をしながら農地利用の最適化の推進のための活動を行うことによつて、機構を活用した農地の集積あるいは集約化がより加速するものというふうに考えているところでございます。

○徳永エリ君 もう少しこの点に関して聞きたいことがあるんですけど、ちよつと時間がないので、農地委員の定数基準については政令で定めると

されていまして、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない農業委員の定数基準と、それから推進委員を委嘱しないことができる委員の定数基準、これ、どのようになりますか。○政府参考人(奥原正明君) 定数の関係でございますが、今般の農業委員会の改革では、農業委員については委員会を機動的に開催できるようにするという観点で委員の数を現行の半分程度にするということ、それから、農業委員とは別に現場で農地等の利用の最適化のための活動を行う推進委員を新設をするということにしているわけでございます。

この推進委員に関しまして、現在の農業委員会一本の制度でうまくいっているところ、すなわち農地利用の集積が相当程度図られている、あるいは耕作放棄地はほとんど発生していないといった一定の基準に該当するような市町村につきましては、これは今のままでうまくいっておりますので推進委員を置かなくてもいいという規定を設けているところでございます。

こういった、推進委員を置かなくて、今のままでうまくいっているという農業委員会につきましても、これは定数を半分にしようことは意味がありませんので、従来と同様に業務を行っていたく観点から、現在と同水準の員数を置けるように措置をする方向で検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、農業委員の定数の見直しにつきましては、地域の実態も踏まえまして、農地の最適化が進むように適切に検討してまいりたいと考えております。

○徳永エリ君 確認ですけれども、北海道の場合は農地集積が進んでいるので、改正法第十七条の第一項第二号の農地利用の効率化、高度化が相当程度の農業委員会というのが非常に多いと思えます。その場合、農業委員の定数ですけれども、現場からは、定数が減つては業務推進に支障を来すことになるので、現行の選挙委員の定数とそれから選任委員の定数を合わせた数、これにしてはし

いという声が上がっているんですが、そうなるといふ方向になるということではよろしいんでしょうか。

○政府参考人(奥原正明君) 推進委員を置かなくていい農業委員会の基準はこれから決めることになりまして、農地利用の集積、集約化がどのくらい進んでいるか、あるいは耕作放棄地の発生がどのくらいかという、この基準を決めることになりまして、それをクリアしている、今の体制で、農業委員会一本の体制でうまく機能しているというところについては、その農業委員の数は今の数と同じでできる方向で考えております。

○徳永エリ君 そして、先ほどの話ですけれども、法改正をめぐって女性の農業委員の方々が大変心配しているというふう聞いています。公選制の廃止や農業委員を半減することによつて女性の登用促進にブレーキが掛かるのではないかと。これまで農業団体や市町村議会の推薦からなる選任委員があつて、現在二千五百七十二人いる女性の農業委員の八割が選任委員でした。選挙制だったけれども、女性が手を挙げるというのなかなかこれハードルが高いということでありまして、選任委員で一、二期務めた女性が選挙委員に立候補する、そして次の選任委員に新たな女性の推薦を働きかけることで女性を徐々に増やしてきたということなんです。

公選制の廃止によつて、募集はしますが、自ら手を挙げて、首長さんの女性参画に対する意識や、それから数が半減するというのもあつて、また男性が優先されるという懸念もあります。さらには、委員の過半が認定農業者ということも女性性が委員になる可能性を狭めています。

農林水産省は女性枠の創設については慎重なようですけれども、現場では女性が入ることによつて非常に会議が活性化するという話もありますし、女性の活躍というのは政府の方針でもありますから、法改正後もやはり女性や若い人が農業委員に選任されるような枠とか何か方法というのをしっかりと考えた方がいいんじゃないかと思えます

が、いかがでしょうか。

○大臣政務官(中川郁子君) 基幹的農業従事者に占める女性の割合が約四割であるのに対し、農業委員の女性の割合は七％、今先生御指摘のように二千五百七十二人というふうになっております。女性の意見が十分反映されるものとはなっていないというふうに思います。

このため、昨年六月の政府・与党の取りまとめでは、女性、青年農業委員を積極的に登用するとの文言が盛り込まれたところでございます。これを踏まえまして、今般の改正法案では、市町村長が農業委員を任命するに当たっては、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮するというふうにしています。改正後の法律第八条第七項にこのように書いてあるわけでありまして、

それぞれの地域内での農業者の性別、年齢別構成を踏まえた上で、各地域で工夫をして女性や青年農業者も適切な人数を任命するようにしていただきたいというふうに考えているところでございます。あらかじめ女性や青年の定数の枠を設け、その枠だけ満たせばよいといった運用は適当ではないというふうに考えています。

この点につきましては、先で行われました地方公聴会において、公述人のお一人から、先ほどから先生がお名前を出しておられる富山県農業会議の鍋嶋会長がお話をされているというふう聞いておりますが、ただ枠をつくって女性の方が何名要りますよというの私は適切ではないと思うという発言があったというふう聞いています。

農林水産省といたしましては、法案成立後、この規定の趣旨を周知徹底し、各地で、女性そして青年が推薦を受け、また公募に手を挙げられるように働きかけていきたいというふうに思います。

○徳永エリ君 先ほど女性や若い人を積極的に登用するためにも募集というのが必要なんじゃないかと局長からお話がありましたけれども、選挙制と同じで、やっぱり募集であつても女性はいかなにか手が挙げづらいんだと思うんですよ、積極的には、実態はそうだと思いますよ。

なので、枠をつくって何人ということじゃないにしても、女性や若い人をどんどん登用してくださいという通達的なものを是非とも農水省から出していただきたい。とにかく、女性や若い人が入っていく、次世代を担う若い人も必要ですから、そういう構成になるように努めていただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

それから、今回の改正で、現行法で規定されていた農業委員会の業務、意見公表、建議、諮問に対する答申などが削除されました。これはなぜなのかということ、改正法案第三十八条及び第五十三条に、関係行政機関等に対する農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構の意見を新設しています。農地等利用最適化推進施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関に対して、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないとしていますけれども、農地等利用最適化施策の改善についての意見とはどこまでのことを指すのかと。

意見提出の内容は、農業、農村の現場の様々な問題、関連する農業者の意見等幅広いものでなければならぬというふうに思いますけれども、政府のお考えをお聞かせいただきたい。

それから、関係行政機関はその意見を考慮しなければならぬとしていますけれども、これ、考慮だけでは駄目で、しっかりとこの意見が施策に反映されなければ意見を出す意味がないと思います。

この点を併せて御説明いただきたいと思えます。

○政府参考人(奥原正明君) 農業委員会は農地に関する市町村の独立行政委員会でございますので、その主たる任務は、担い手への農地利用の集積、集約化あるいは耕作放棄地の発生防止と、こういった現場の業務でございます。

これが、地域によって違いますけれども、現在必ずしも十分に機能していない側面があるということで、今回、農業委員会制度の見直しを行っているわけですが、こうしたことから、農

業委員会あるいはネットワーク機構が、その主たる業務であります農地利用の最適化の推進業務、まさにこれに集中をして取り組むことができるようにするという観点で、今般の法案では、法的な根拠がなくても行える意見の公表等とか建議は法令業務からは削除するということにしたわけでございます。なお、法令業務からこれを削除いたしましたも、意見の公表等は当然自由に行うことができるでございます。

それから、一方で、改正案では、農地に関する施策につきまして、やっぱりPDCAサイクルをきちんと回して、改善すべきところは改善をしてより良いものにしていきたいと、そういう思いの中で、農業委員会につきまして、必要があると認めるときは関係行政機関に対して農地利用の最適化の推進に関する施策についての具体的な改善意見を提出する義務を課すということをしておりまして、改善意見を提出された関係行政機関はその意見を考慮しなければいけないという規定も置いているところでございます。

この意見の提出でございますけれども、その趣旨からしまして、農地利用の最適化の推進に関する施策を対象にしていますので、具体的には、担い手への農地の集積、集約化等と、あるいは新規参入の促進、あるいは耕作放棄地の発生防止、解消、こういった課題をより良く解決するための改善意見であれば、予算ですとか税制の話も含めまして、幅広く意見をこの条項に基づいて提出していただくということになるものというふう考えております。

それから、今回、従来は書いてございませんでした、これを受けた関係行政機関の方につきましては、意見を考慮しなければいけないというところまで書き加えたわけでございますけれども、実際に提出をされた意見が実態を踏まえた建設的、現実的なものであれば、当然それが施策に反映される可能性は高いものというふうに考えております。

○徳永エリ君 しっかりと現場の声を施策に反映

させていただきたいというをお願い申し上げます。

時間がないので、二問併せて御質問させていただきます。

農業生産法人の構成員要件について伺いしますが、現行法では、農業生産法人の構成員となる農外の出資者については、「その法人からその法人の事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又はその法人の事業の円滑化に寄与する者であつて、政令で定めるもの」と規定されています。しかし、改正案ではこの規定は削除されました。なぜ、削除したのか。

それから、農業生産法人の構成員要件について、改正案では、資本の調達をしやすくするため、出資割合が二分の一未満までは誰でも出資できることになりました。

農地中間管理事業の推進に関する法律の五年後の見直しや、あの竹中平蔵氏の農業生産法人の要件の緩和について、海外の投資家は日本の改革の本気度を見るリトマス試験紙みたいに見えているという発言もありました。

今回の法改正は、農業生産法人に外国資本を入りやすくするためではないか、あるいは農業や農地を投資の対象にしようとしているのではないかと懸念が実は現場から非常に多く上がっています。特に、私の地元北海道は、四、五年前ですが、中国の方々に山林や水源を買われてしまったということが頻繁にメディアにも取り上げられましたけれども、大変に大きな問題になりました。

法改正によって、農地の所有権を有する農業生産法人が外国資本を含めてその法人の農業経営と実質的に関係しない単なる投資の対象となることは大変に大きな問題だということふうに思っております。

出資割合二分の一未満の範囲の出資者についても法人の構成員とする以上、その法人の事業との関わりは必要だということふうに考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(奥原正明君) 現在の農地法の規定

は、農地を所有できる法人であります農業生産法人につきまして、まず、構成員になることができる者が農業関係者及びその法人の事業に関連する事業を行う者、これに限定をされるときに、関連事業者の議決権は原則として総議決権の四分の一以下と、こういう規定が今までの規定でございます。

他方で、法人が六次産業化など経営の発展を進める上で多様な主体からの資本調達を必要とする、こういう場合も当然でございますので、その際には現行の議決権の要件はネックになっているということでございます。

また、近年は多様な企業から農業を支援したいと、そういう声が出ているのも事実でございますので、農業者と多様な企業との連携がいろんなところで進んでいるわけでございます。このため、今回の農地法の改正におきましては、この農業生産法人の要件につきまして、法人が六次産業化に取り組み際の障害を取り除くと、法人の経営発展を推進していくと、こういう観点から議決権の要件のところを見直すことにしております。

具体的には、構成員になることができる者について限定を廃止するとともに、農業関係者以外の議決権について二分の一未満のところまでであれば許容するという形の改正をしているわけでございます。こういった改正をいたしても、農業関係者が議決権の過半を占めると、経営を支配するという体制は基本的に維持をされておりますので、これでやっていくということでございます。

それからもう一つ、外国資本との関係、御指摘がございましたけれども、今申し上げましたように、議決権の過半数は引き続き農業関係者が保有するということになっておりますので、法人の基本的な性格は維持をされているということでございます。

それから、農地を所有できる法人でありますところについては要件がいろいろ決まっておりますが、株式会社も要件を満たせば、この農業生産法

人、今度は農地所有適格法人と言っておりますけれども、これになることができませんけれども、この株式会社については、農地法上株式の譲渡について制限のあるものでなければいけないと、こういう限定が掛かっております。会社法上株式の譲渡について制限のある株式会社については、株式を譲渡する際は当然株主総会の承認が必要ということになるわけでございます。

議決権の過半数を農業関係者が持つていくわけでございますので、その意に反して法人に外国資本が流入したり、あるいは投資の対象になるようなことは基本的にないものというふうに考えております。

○徳永エリ君 ありがとうございます。  
今日、いろいろお話を聞いてきましたけれども、やっぱりこの法改正によつて今後どうなるんだろうという様々な不安はなかなか払拭されません。そして、五年間調査するとか五年後見直すとかということが随所に見られまして、じゃ五年たったら一体どうなってしまうんだろうかと。

そして、奥原局長はいろいろ御答弁をなさいますけれども、農協の組合長さんたちも、あるいは農業関係者の方々も、そもそもこの法改正の目的が一体どこにあるのかということはどうもみんな大分分かっていくわけであります。その目的を遂げさせてはならないとみんな思っている。その目的が遂げられるようなことがあれば、いや、本当に笑い事じゃないんですよ、本当に、農村はどうなるのか、日本の農業はどうなるのかと。

おっしゃっていることと違つて、やっぱり私たちは、今回の法改正の審議の中で、どうしても明るい農業、農村の未来が見えない、本当に何か不安だらけという感じがあまりまして、いろいろ議論をしまいたければいいけれども、今日も一つも不安は払拭されなかったということをお伝えして、少し時間が余りましたけれども、私の質問を終わらせていただきますと思います。

○平木大作君 公明党の平木大作でございます。ありがとうございます。

今日のこれまでの議論をお伺いしていても、本当に充実してきたという感じが私はいましてあります。何か新たな論点が次々と出てくるというよりは、割と最初の頃に出てきた同じ論点を再訪しながら、でも質問の角度も、まあ答弁は一部前と同じだなというものもありましたけれども、そういったものが徐々に重なってきた。これは、やっぱりこの議論を一旦経て、その後地方公聴会をやったり参考人質疑をやったり、あるいはまた、地元の方々の皆様の御意見を伺う中で、徐々に徐々にと改めて御議論を重ねていく中で、徐々に徐々に、当然新しい気付きですとか様々なものも得ながら、今この議論に反映させていくことができているんだらうなというふうに思っております。

その意味では私も、今日は、自分がかつて問うた問いとある意味同題旨である同じ部分を問うところもあるんですけども、ある意味、この議論の熟成というものを経て、どういった御答弁をいただけるのかというところにも是非注目をしながらお伺いをさせていただけたらなというふうに思っております。

まず最初にお伺いしたいんですけども、これまで、いろいろ参考人ですとかお伺いしてくる中で、徐々にこの農協法、中身について理解もできてきたよという声も聞かれたわけでありますけれども、ただ、皆さんが口をそろえておっしゃっているのは、いずれにしても当初物すごく反発していたんだということを、これは問はず語りにおっしゃっていただいたので、この点はとても大事だと思ふんですね。反発がある限り、どんなにこつちが一生懸命説明をしようとしても耳を塞いでしまふわけであります。やっぱり、何で反発が起きてしまったのかというところをしっかりと我々としても見ていかなきゃいけないわけであります。

その中でおっしゃっていたのは、一つは、報道が大分ちよつと過熱きみであったと。これは何か反TTP潰しなんだとか、いわゆる政治的な文脈

がすごく強調されてしまつて、それに引張られたところもあったなということもおっしゃっていただけてますが、同時に、皆さん口をそろえておっしゃっていたのは、自分たち農業者の代表じゃない規制改革会議が主導してきたあるいは始めた議論で、何で我々が改革をやらなきゃいけないんだという認識をやっぱり持つている方が非常に多かったんですね。

この点は、私は最初の質疑のときも申し上げさせていたんですけども、まさに規制改革会議の影との闘いというか、いまだに残っている残像をどう払拭するのかというところがやっぱりすごく大きな課題として残っているんだらうなというふうに思ふわけであります。当然、これは、規制改革会議が作ってきた案をそのまま法案にしたものではなくて、我々も与党の一員として、まさに与党内で、また与党間でしっかりと議論を積み重ねて作ってきた法案であるわけであります。ここについてはしっかりと説明を尽くすかなんかというふうに思つておるわけです。

ただ、今、もう一点指摘させていただきなさいいけないのは、やっぱり議論の本筋は見失っちゃいけないなということも同時に考えるわけであります。そもそも、私もまだこの委員会に籍を置いて二年ぐらいたったわけでありまして、この農協改革というテーマ自体はもうある意味十年以上続いてきている、この農協の在り方というものをいま一度見直した方がいいんじゃないかという声、様々な意見を受けて、これまでも農協の皆さんもグループとしても地域の農協としても改革に取り組んでいらしたわけであります。この十年間の取組というものを全く取り外して、何か急にこの二、三年で規制改革会議が始めたみたいなことにしてしまつと、これまでの取組とは一体何だったんだということにやっぱりなりかねないなというふうに思つておるわけであります。

そういう意味では、例えばこの直近の政府としての取組も、平成二十三年に農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組

合法人向けの総合的な監督指針、これを出されて、これ随時改訂を重ねられながら、農業者の皆様とまさに政府も意見交換しながら、農協改革にどう取り組んでいくのかということとをずっと取り組まれてきているわけであります。

改めて、これ、一旦この認識をしつかりと出発点、またこの議論の本筋を確認するという意味でも、農協改革の出発点、そして意義について、これは是非大臣からお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣 林芳正君 大変大事な御指摘をいただいたと思ひます。

農協改革は、どこから歴史を手繰り寄せるかというところで、信用、共済事業の健全化という観点から、実は、懐かしい言葉でございますけれども、住専の処理というのがございました。平成八年の住専処理の後の農協信用事業の改革、これは農協中金と信連を統合できるようにする、これをやりました。そして、平成十三年のペイオフ解禁に向けて、ペイオフ解禁前の農協信用事業の改革、ここでJAバンク法の制定と、こういうことになるわけでございます。そして、平成十六年に農協共済事業の改革と、こういうことがあつたわけでございます。

一連のこういう金融関係、信用、共済事業の法改正を行う際に、農協にとつて最も重要な経済事業の改革、これを促す観点から、平成十二年には農協系統の事業・組織に関する検討会、こういうものが開催されまして、農協としての販売力を産地ブランドの確立、地産地消の推進等により強化をするとか、購入形態や購入量に応じた価格設定等のルールを定め、これを農業者に明示すると、こういう提言がなされているところでござい

ます。また、平成十五年には農協のあり方についての研究会ということが開かれまして、市場、イチバと言つた方がいいのかもしませんが、市場任せの出荷から脱却し、実需者への直接販売を拡大する、全農と商系の有利な方からの仕入れ、物流拠点の集約化を行う、こういうことが実は累々提言

をされてきておりまして、自己改革というものの促しをやつてきたと、こういうことでござい

すので、全体像としては、JAの自己改革やその前の六月のものがあつて、最後の部分だけが、特に最後の取りまとめで決まつたということでござい

どう変わるのかなというところに実は一番注目をしております。私の質問の観点というのは先ほどの徳永委員のとはちよつと違う観点になるわけでありまして、この七条二項でうたつてい

ます。また、この農産物の有利販売、資材価格の引下げによる農家所得の向上と、こういった面です

たが、この法案の、先ほど来申し上げておりますように、審議を通じて、また、成立させていた

しつかりと明確に書いていた条文であるというふうに思ひます。

今回、一昨年にはなりましたか、政府全体で新しい農政プランというのをまとめたときに、需要サイド、供給サイドを含めた産業政策と、そして地域政策を車の両輪にしてやつていこうという大

○平木大作君 不勉強なこともあつて、十年ぐら

りまして、参考人の皆様、先ほど御紹介ありましたが、この条文ごと削除すべきみたいな意見もあると。農協を解体するための根拠条

きな全体のパッケージを決めてそれを目指していこうと、こういうことになつたわけござい

や、これは、これまでいろいろ試行錯誤してきて、当然、うまくいったもの、うまくいっていないもの

でいらつしやるわけでありまして、やはりこれ改めて、何度までも確認して恐縮なわけでありま

が、こういうブレーヤーについてもそれに対応した改革をやつていこうと。そのときに、そのブ

すけれども、こはやつぱり議論の本筋に戻つて、どうやったら、じゃ、前向きにこの改革に取

り組んでいけるのか、JAの皆さんが地域でそれぞれの自己改革に取り組めるのか、そして、それ

を全うした次期通常国会に法案を提出すべく取りまとめるといふことで、先ほど来議論になつて

ございますが、今年の一月に最終的に取りまとめたと、こういうことがこの経緯だつたと、こ

うふうにお願ひをしたいと思います。

まに今委員がおつしやつたように、何回も何回もいろんな経緯があつたわけでございますが、

次の質問、実は、先ほど徳永委員の方から質問のありました七条二項についてちよつとお伺い

したいと思ひます。

の前の秋のJAの自己改革のプランを発表された

ときの報道と比べて、かなりこちらの方の報道が多かつた

資材の購入における農協の取扱ひシェア、これも

低下傾向にあると、これも事実でございます。

このために、今回の改正では、この農協の農業者の協同組織であるところの原点に戻って、農協が農産物の有利販売等に積極的に取り組んでいただく、このことを促すために、第七条第二項のところ、組合はその事業を行うに当たっては農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないという規定を置いたわけでございます。まさに、これが一丁目一番地といえますが、一番大きな眼目ということになるわけですが、これは従来と同じように書いてあるわけですが、農協は正組合員だけではなくて、准組合員を含めて、組合員のために最大の奉仕をすることを目的とするというのはそのまま規定をしているわけでございます。

したがって、今回の改正案では、地域農協がその判断によって各種サービスを総合的に提供することができると、こういう枠組みは何ら変えていないわけでございまして、一昨日ですか、参考人の質疑の中で、この第七条第二項が農協解体のための根拠条文であるという御指摘がございましたけれども、正直言います、非常に理解に苦しんでいるところでございます。

○平木大作君 今、最後御答弁いただいたポイントですが、私もロジックは理解できなかったんですけれども、御心配があるということでありました。そういう意味では、法律の条文の中に全てを書き込む、全ての懸念を打ち消すような条文を書き込むということは当然できないわけでありまして、まさにその懸念を払拭するためにお伺いしているわけでありまして。

明確に、そういった根拠条文として用いるつもりはないんだということ、これは重ねて御答弁いただいているわけでありまして、また、こういったところ、ある意味、この議論をこの後繰り返しても、何ら生産的でないというか、そもそも組合とは何か、そういうところからなかなか脱し切れないのかなという思いもいたします。

そういう意味では、やっぱり農業所得を増大することによって、ああ、農業継いでもいいかなと思つて担い手が現れてくる、後継者が出てくる、そうやって地域も共に発展していくわけでありまして、そういったところを、是非前向きな部分を改めてしっかりと強調して、また説明していただきたいと思っております。

この法案、様々な御意見いただいているわけでありまして、現場の理解が進んでいないという、そういう現状というのはやっぱりこれから農協の自己改革に取り組んでいく上で障害とならないわけですね、現場の理解。

法案の審議中でありまして、政府としても、この法案通りですからといって、ペーパーを作つて配つて説明に歩くわけにはなかなかいかないわけでありまして、ある意味、現時点でこれだけ大部な法律でありますので、法律のいわゆる中身についてそれほど進んでいないということ、これは仕方がないところもあるかと思ひます。そういう意味では、成立後にしっかりと、この説明の際、どうやって現場の皆さんに理解していただけるのかというところに意を尽くしていただく、こういう工夫が求められていくわけでありまして。

大事なことは、もう本当にこれも言うまでもないわけでありまして、中身を説明して終わりでないわけですね。これから現場の皆様はまさに自己改革に取り組んでいかれるわけでありまして、これは非常に長い時間が掛かる。五年とか十年とかそれこそ掛けて、自己改革にやっぱり取り組まなければいけないわけでありまして、やっぱりこのときに納得感がないとなかなか力が出ていかないわけでありまして。納得感というのは何をもちつて納得を得ていただくのか。一つは、やっぱりその法案について理解していただく、そういうことか、この法案は我々の改革を後押ししてくれるんだねということ、これを頭で理解していただくことも当然大事なことでありまして、これは、納得感もう一歩先にやつぱり進めて、これは、納得感

というのは、結局、自分たちの意見というのは、しっかりとつちを向いてある意味改革を今進めようとしているのか、政府としても今どつちの方向を向いているのか、ここにやつぱり納得感が出てくるかどうかというのが一番大きなポイントだということに思っております。

先ほど御引用ありましたけれども、参考人として一昨日来ていただきました全国農協青年組織協議会の天笠会長ですね、私たち農協青年部の声を聞いてくれということ、これを強調されていたのが大変私印象に残っています。

要するに、いわゆる代表の皆さんが持つてくる意見というのはどちらかというと陳情書の形になつていて、法律でこれをやってく、だいたいとか、税制のときにここを変えてく、だいたいとか、割ともうそのまま受け入れるかどうかというところを我々としても求められることが多いわけでありまして、農協青年部の皆さんですか、あるいは今後の農協を担つていかれることが期待されている女性の皆さんですか、こういった方たちというのは、やつてみたんだけれどもうまくいかなかったとか、そういう声もどんどんどんどんもつと実は農水省に聞いてほしいというやつぱり思いを我々はぶつたらんだというふうに思っているわけですね。

そういう意味では、説明を尽くすということに加えて、また農業者の代表でない規制改革会議の声ばかり聞くのではなくて、まさにこれからを担つていかれる青年層あるいは女性、こういった方たちの声がある意味定期的に聞いていく場、こういったものをやつぱり持つていくことが大事だということに思ふわけでありまして、この点について政府としてのお考えをお伺いしたいと思います。

○大臣政務官(中川郁子君) 先生御指摘のとおり、今回の改革の趣旨、内容を農業者を始めとする皆様方に周知、そしてやはり理解をしていただくということは本当に必要だ、大変重要であるというふうに考えています。

このため、例えば、昨年六月に政府・与党の取りまとめが決定されました際にはブロック別に地域農協の組合長への説明を行わせていただきましたし、本法案が成立した際には、こうしたブロック別説明会の開催なども含めて、趣旨、内容について丁寧な説明を行つていきたいというふうに思っています。

そして、先生が今強調していただいたとおり、青年や女性により理解をしていただくというためにも、今までも様々な意見交換会を行つているところでございます。二十六年、二十七年でも随分と女性そして青年の皆様方に農林水産省にお越しをいただいて、意見交換の場を設けております。

例えば、意見交換テーマはいろいろではありますけれども、女性農業者に來ていただいた二十六年二月、そして農業女子プロジェクトメンバーの方には二十六年三月、そして二十六年十一月とおいでをいただいておりますし、青年農業者の会に關しましては二十六年三月、そして4日クラブの皆様方には二十六年七月、二十七年七月と、随分たくさんおいでをいただいて、御意見をいただいているところでございます。

このような青年農業者や女性農業者の意見交換、この農協改革についても、今までも議論してきたところでありまして、成立後もこうした機会を積極的につくつていただけて活用しながら、改革の趣旨、内容について皆様方に理解をしていただけるように努めていきたい、このように思っております。

○平木大作君 これまでも青年層の声、また女性の声聞いていた、だいたいということでありましたけれども、是非とも、これまた、立場のある方たちだけじゃなくて、ある意味そういった肩書のない方たちも定期的に参加できる、そういった場、是非積極的にまた今後つくつていただきたいと思います。

次、お伺いしたいのは、これも以前私がお伺いしているところ、ちよつと重ねて問うわけでありまして、准組合員の事業利用実態調査につ

いて再度お伺いしたいと思えます。

今後五年間にわたってこれから調査が行われるようになるわけでありませうけれども、やっぱりどのような調査を進めていくのか、これは本当に大事なわけですね。私が以前質問させていただいた中でも、どういう調査をするのかという問いに対して、正組合員と准組合員の利用量、そういうもののほかに、地域の中にほかにサービスを提供するような事業者がどの程度あるのかないのか、こういったことも含めてちゃんと調べていきますよという御答弁をいただきました。これ、本当に大事な点であるというふうに思っております。

もう一つ、ただ、もうちょっと、今まさに検討中だと思っておりますけれども、いろいろ考えていただきたいなということを今日投げかけたんですけど、J Aの自己改革案、プランを見させていた。だと、必ず書いてあるのが、大きな章立てとして一つはやっぱり地域振興活動ということが必ず書かれてあるんですね。これは行政の側からすると、いや、そんなことお願いしていいやというところでもしかしたらあるかもしれないわけですね。けれども、J Aの皆さんにとってはやっぱり地域活動というのは自分たちの活動の中核の活動の一つなんだという意識があるわけでありま

す。

そして、結局、そういう活動がある意味、中核活動の一つに据えているというのはどうということかという、農業者でなくとも地域の農業の応援団として自分はこの活動に関わっていきたいという地域の皆さんが准組合員として実際にいらつしやるというやっぱり実態があるわけでありませう。

こういう人たちにしてみると、同じ地域の中にJ Aと同様のサービスを提供できる事業者がいるかどうかということはある意味余り重要なことではない。ほかのところが提供してくれるんじゃない、私は農業振興あるいは地域振興に農業つてやっぱり大事だという観点からJ Aと付き合っているんだという方がいらつしやるわけでありま

して、そういう意味でいくと、やっぱり今後の調査の中で、例えば准組合員の皆さんがJ Aとどういう日頃関わりを持っているのか、どういう活動に参加されているのか、こういったいわゆる量で余り測れないようなところでも結構なんですねけれども、むしろ定性的なところ、こういったこと、声を拾うでも結構ですし、是非調査の中に含めていただきたいと思います。この点について、いかがお考えでしょうか。

○政府参考人(奥原正明君) 准組合員の関係でございますが、五年間調査をすることになっているわけでございますけれども、具体的な調査内容は今後検討することになります。その調査結果を見ながら、政府・与党で白紙から検討を進めていくということになりますので、検討に資する項目をある程度幅広く調査をしていく必要があるというふうに考えております。

現時点では具体的な調査項目あるいはその公表の仕方とか、こういったことは決めておりませんけれども、この調査につきましては、今後関係者の御意見を伺いながら、それから今先生から御指摘いただきましたそういった点も含めまして、幅広く検討して適切に対応していきたいというふうに考えております。

○平木大作君 是非よろしくお願いいたします。ちょっと時間が押してきましたので、一問飛ばして質問を続けさせていただきますと思います。公認会計士の監査への移行についてお伺いします。

この監査の在り方ですとか、あるいは費用負担についても大分皆様から御不安の声をいただきました。大事なことは、監査を受けるいわゆるJ Aの皆さんも不安に思っているわけですね。大分、自分たちが受ける監査が変わるということに不安を抱いていらつしやる。同時に、会計士の皆さんあるいは監査法人の皆さんも、自分たちができるのかなというところをやつぱり不安に思っているわけでありませう。

これはもう私のいわゆる狭い範囲で知り得た話

でありますけれども、大手の監査法人であれば、基本的にはいわゆる事業会社とそれから金融機関を監査する方というのは完全に分かれています。

これは事業の在り方自体がそもそも全く違うので、当然、いわゆる決算書ですか、そういったものも全く作りが違ふ。だから、事業会社をやっている方にちよつと、いわゆる金融機関の監査について言つて言つと、絶対に断られるわけですね。

そういう意味でいくと、今回のいわゆる総合農協を監査するというのは、まさに他の事業を経営する事業とそして信用事業、共済事業、そういったものをまとめて監査していただくということになりますので、これはやっぱり監査法人の側から見てもチャレンジングなわけでありませう。この両方の不安というのをやつぱりどれだけちゃんと事前に払拭していけるかどうか、ここが大事だと思つて

いるんですが、この点について、円滑なこの移行に向けたロードマップは今からもうちゃんと検討されているのかどうか、あるいはこの費用負担といたこともさんざん言われているわけでありませうけれども、この点についても今どういった検討状況にあるのか、お伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(奥原正明君) 今回の農協改革におきましては、全中の監査の義務付けを廃止をして、ほかの金融機関と同様に一定の規模以上の農協等につきましては公認会計士による会計監査を義務付けるということになっているわけでございます。

この公認会計士監査への移行が円滑に行われるようにするということは極めて重要なテーマだというふうに考えておまして、このため、法律の中でも幾つかの工夫をしております。

まず一つは、改正法の施行後三年六か月の間をその準備のための移行期間として設定しておりますので、すぐに移行するという話ではございませう。それから、改正法の附則第五十条の第一項におきまして、公認会計士監査への円滑な移行に関して種々の配慮事項、これも法律の中に明記をしております。それから、附則の五十条第二項

では、政府は、農林省それから金融庁その他の関係行政機関、それから日本公認会計士協会、それから全中による協議の場を設けるというのを規定しております。ここで関係者は協議をしながら、具体的な問題の一つ一つ解決をしながら円滑に公認会計士監査に移行させていきたいというふうに考えてございます。

まだ法律が成立をしておりますので、この具体的な協議等始めておりませうし、ロードマップを決めているわけでもございませうけれども、法律が成立をした際には、この協議の場を早期に立ち上げまして、そこで具体的なテーマにつきまして議論をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、公認会計士監査に移行したときの農協の負担の関係でございますが、これも先ほどの配慮事項の中で負担が増えないように配慮するということも書いてございます。これも協議の場を開いてそこでの議論をしながら、あるいは調査をしながら進めていくということになります。まずこれはこれまでの農協の負担が監査につきましてどのくらいであったのかということの確認から始まりますけれども、公認会計士の監査になったときにどのくらいの費用が掛かりそうかといったようなこともある程度見極めて、仮にその方が負担が多くなりそうであれば、それを下げるためにどういう形の手当てを打っていくか、そういうことを具体的に一つ一つ協議の場を通じて詰めていきたいというふうに考えております。

○平木大作君 最後の質問になるかと思ひます。私、この質疑をずっと通じて、基本的には農協の取るべきリスクとは一体何なのかということを考えてながらずっと質疑をさせていただきまして、まだ個人的にも結論が出ていないんですけれども、じゃ、それは在庫リスクなんだろうとか、価格変動リスクなんだろうとか、いろいろ考えてみるんですが、なかなかやつぱりしつくりした答えが見えてきません。

ただ、先日の地方公聴会の中でいただいた声

に、私、一つヒントをいただいたというふう  
に思っております。それは、JAの皆さんには本  
当にお世話になっております。信用事業も全部JA  
に頼んでます。共済も全部JAですと、でも、今  
自分で作っているお米については四割ぐらい今お  
願ひしているんだけれども、これからいわゆる系  
統を通じて出荷する量は減らしていこうと思つて  
いますということをおっしゃっていた方がいた  
いました。それは、自分が要するに渡していくお  
金の、市場で売れば消費者の方は倍ぐらいの値段  
で買っているところを、自分でやった方が  
いいんじゃないかと思うという率直な声だったわ  
けですね。

結局、どのリスクがということを考えるとな  
かなか答え出てこないわけですけども、自己改革  
の中で一つ目指すべき姿というのは、やっぱり選  
ばれる農協、ここに向けてどういう挑戦をしてい  
くのかということに尽きるのかなというふうに今  
途中経過でありますけれども考えてきておりま  
す。

そういう中において、今様々伺いしてい  
くと、自己改革という取組をするんですかと。  
やっぱりイの一番に出てくるのは、営農指導を  
しつかりもう一度原点に立ち返って頑張るんだと  
いうことをおっしゃっていただきます。これはも  
う間違ひなく農業者の皆さんが求めている事業で  
ありますので、ここを力を入れていただくかな  
ければいけませんし、新しい技術がどんどん出て  
くる中で、まさに個々の農業者で追い付けない部分  
はたくさんあるわけでありまして頑張っていた  
だきたいんですけれども、同時に、私が聞く限り  
においては、一方で市場志向ですとか、顧客志  
向、大臣がよく使われるマーケット・インとい  
言葉ですね、これが何か全然聞えてこなかった  
というのが正直なところと残念なんです。

やっぱり、農業者の皆さんというのはユーザ  
ーでありますから、JAとしてもその声を聞いてい  
ると、当然生産者の立場にずっと引つ張られると  
思うんですね。ただ、これからのJAというのは

それだけじゃ多分成り立たないのかなと。ある意  
味、選んでいただくためには、消費者の側もちゃ  
んとつかんで、見て、やっぱりこれからの改革取  
り組まなければいけない。そこは、なかなか今意  
識としてもまだ行き切れていないところが正直あ  
るんじゃないかなというふうに思っているわけで  
ありまして、ここを政府としても、こういった取  
組、マーケット・インの取組を後押し是非してい  
ただきたいんですが、この点について最後伺い  
できますでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) やはり農産物を有利に販  
売するというためには、実需者、川下にい  
る消費者、こういう方々のニーズにどう対応して  
いくかと。マーケット・インとおっしゃっていた  
いただきましたが、この発想が大変大事だと思つてお  
ります。

今回の農協改革も、地域農協が地域の特性を発  
揮しながらそういうことをやっていく、その環境  
を整備すること。そのことによって、まさに今委員  
がおっしゃったように担い手の農業者の皆さんか  
ら選ばれる農協になると、こういうことであらう  
と思っております。具体的にも、理事の過半数を  
認定農業者にするとか農産物販売のプロにする、  
農業所得の増大に最大限配慮する、先ほど取り上  
げていただいた規定ですとか、それから農業者に  
事業利用を強制してはならないと、こういうふう  
な規定ぶりをしております。現に、この間ヒアリ  
ングではそういう方がいなかったということですが、  
全国見渡しますと、ナガイモの輸出をやつて  
いるところとか、それから大手と連携してミカン  
の加工品を開発するですとか、地域ブランドで、  
農協ぐるみで、地域ぐるみでやってるところ、  
いろんな例がございます。

したがって、こういう取組を、横展開をどう  
やってやっていくのかと、こういうことに意を用  
いて我々もやっていきたいと、こういうふう  
に思っております。これまでもそういう優良事例  
の調査をして、またそれを発表したりして横展開  
を支援してきたところでございますが、農協改革

を進めていく上でも、そういうことを念頭に置い  
てしっかりと選ばれる農協をサポートしていきた  
いと思っております。

○平木大作君 終わります。

○儀間光男君 維新の党の儀間でございます。

質問をさせていただきまうけれど、いよいよ本  
法案、この委員会で大詰めを迎えて、今日が最後  
の質問になるのかなと、大臣を迎えて。そうでも  
ないんだそうですが、何となくそういう雰囲気  
があつて、三十分ではあります時間がいたしま  
したから、これまで質問したものとかぶる部分  
もあるとは思いますが、どうぞ、確認、おさらい  
も含めてでありますから、よろしくお願いをし  
たいと思います。

〔委員長退席、理事野村哲郎君着席〕

ただいまの農協法の一部を改正する法律につ  
いては、その法律の趣旨は私なりに理解をしてい  
つもりで。ただし、理解して賛成だったか反対  
だったか、これは最終日を迎へぬとよく分かり  
ません。そんなようなことで、かなりの理解はす  
る立場になつたと思ひます。中には同法案等の改正  
について、何というんですか、全く強烈な反対の  
考え方を持った知見者がかなりいらつしやるん  
ですね。

例えば、十八日の参考人質疑の中でも四名の参  
考人がおいででしたけれども、香川洋之助JA広  
島中央会の会長でさえ、聞いた途端、見た途端に  
農協解体だなどというふうに思つたんだそうで  
ところ、いや、実はこれは農家の所得を増やす  
ための改革だということを知りて、何となくそ  
うかなということでも聞く耳を持つようになった  
と、こういう公述がありましたね。

それから、もっと強烈なのは龍谷大学の石田正  
昭教授ですが、この方はこうおっしゃってしま  
した。安倍農協改革のゴールは小泉郵政改革と同じ  
で総合事業の解体、JA事業の分社化だ。その最  
大の障害は、JA、JAグループの司令塔たるJA  
全中、これを徹底的にたたき、JA、JAグ  
ループを分断するというのが政府、政権側の作戦

だ。TPPも、うるさい、黙らせてやるという狙  
いも込めての全中解体にまで一気に進んだと。正  
しいかどうかよく分かりませんが、激しい口調だ  
と、こう思ひます。

それから、天笠さん、青年経営者でしたが、非  
常に積極的で、将来三名で五十ヘクタールぐら  
いやるんだと。水田を中心に、裏作に小麦あるいは  
飼料米等々を積極的にやっていくんだという頼も  
しい発言があつたけど、この青年経営者は、こ  
うおっしゃっていました。農業就業人口は減つても  
耕地は増えまうと、したがって私たちの生きる道  
は開けるんだと。最後はそうは言ひませんでしたが、  
そういう余韻を残して、小規模農業者の件も  
含めて大変心配をしながら将来を担つていき  
たいというふうにおっしゃっていました。

もう一つ強烈な先生がいらつしやいます。元明  
治大学教授で北出俊昭先生、「安倍政権による農  
協「解体」の狙いと特徴」とあります。この人な  
んかは本当に理解しても反対の理解、私と一緒に  
で、理解すればするほど、私はよく分らないで  
すが、先生方は理解はするけれど反対だよと、す  
るだけに反対だよというふうなことをおっしゃ  
っているような気がしてならないんですね。

そこで、このことは恐らく、農協関連の制度が  
長年培われてきたんですが、これがここへ来て改  
廃するということから、この制度の改廃がなされ  
るけれども、ますます不透明でよく分からない。  
議論がたくさんありましたけれども、枠組みも決  
まつていないのがあつたり、例えば准組合員の五  
年後の見直し、附則ですから、これ、附則はい  
れ消える、本則に戻ることもなかなかないので  
あつて、附則がたくさんあつて、その部分が非常  
に不透明で心配が絶えない、尽きない、こういう  
ようなことをおっしゃっていました。私もそのよ  
うに思つて幾つか聞いた覚えはあります。

さらには、我が国の国土の七〇％は山林から  
成つております。したがって、中山間地が多く  
て、この農業体系というのは地域と密着型の農  
業、つまり小規模で家族経営で集落経営をしてい

るという農業が主であつて、この形態は全国の農業者のおおむね九〇％を占めていゝと言われておりますが、また、その美しい田畑あるいは里山の風景が自然な形で残されていゝという我が国の農業の持つ特徴、さらには自然環境の好循環も保持されていゝと言われ、そんな中であつて、今般の法改正は、法案の趣旨を達成するための、つまり農業の成長産業化、六次産業化、海外輸出、農地集積、集約化等々の大規模農業の振興とともに、土地の中間管理機構システムとの連携を促し、同時に農業委員会法の改正で農業委員会の業務を更に分業化してこれに連動させていくという認識であります。

また、これも八月四日の質問で少し触れましたけれど、一方で、我が国の伝統農業である家族農業、集落農業を高く評価する国際機関もあるわけですね。知つてのとおり、国際連合では、国連は平成二十六年を国際家族農業年とする決議の中で、米国やオーストラリアの大規模農業の生産力はもう既に限界に達してゐると。反対に、人口の急増地域のアジアやアフリカの農業の近代化を進め、生産力を高め、同地域に圧倒的に多い小規模な家族経営に思い切つた投資をしていかなければならぬ。つまり、世界の食料不足が叫ばれて久しいわけですが、この広い地域に投資をして、日本の得意とする家族農業を導入して世界の食料自給を高めたいと、こういう狙いがあるように思ひます。

〔理事野村哲郎君退席、委員長着席〕

ちなみに、我が国の農業者一人当たりの面積と、EUやアメリカ、それからオーストラリア、これをちよつと比べてみたいと思ふんですが、実に、これは平成十九年、二〇〇七年の資料でございすが、我が国の耕地面積はEUの九分の一、アメリカの九十九分の一、オーストラリアに至つては、一八六二年、あつ、千八百六十二分の一。年と出たのは、アメリカの南北戦争を今ぱつと思ひ出して年と言つてしまつたんですが、あれはたしか、余談ですが、六一年から六五年だつたと思

うんですね。それをちよつとぱつと思ひ出して年と言つてしまいました。失礼しました。千八百六十二分の一。もう本当に比較するに足りないぐらゐの耕地面積で、日本は狭隘である、狭小であるというふうに着目される。

したがつて、日本の耕地面積非常に小さいわけですから、生産面積小さいわけですから、生産量はもう話になりませんね。生産量が少ないのは必定であると思はれるわけがございします。そういうことから、想像を絶するほどの耕地面積の違いで生産量は落ちるんですが、生産性は高いんですね、逆に。今度は生産性が高い。

一方、この問題について、国連の世界食料委員会の報告書には、日本は小規模農業部門の経験の世界に提供できる存在であると述べておりますね。我が国の小規模家族経営が小規模のままで、ここはいいですよ、小規模のままで近代化に成功した、生産力を高めた唯一の国である、国際機関の中でも高い評価を得てゐるの我が国の家族農業経営です。特に小規模家族農業が大多数を占めるアジア、アフリカにとつて、我が国の農業、総合農協の在り方が一つの参考例として役立つといへばいいなと期待をしたいと、こういうふうに着目されております。

そこで聞きたいんですが、せつかく国連も我が国の家族農業、集落農業に大きな期待を寄せ、アジア、アフリカ地域に技術移転をしてほしい、あるいは総合農協のシステムを輸出してほしいという期待があるわけですから、ここは一つ、日本には海外援助のODAシステムがありますから、これは農林水産省の担当ではないんですが、関係要路と協議する中で、農林水産省のリクエストとして、こういうものをアジア、アフリカで展開してほしいというようなことを要求されてはいいかがかと思ひますが、お聞かせください。

○国務大臣(林芳正君) 大変大事な御指摘だと思つております。

実は、先週、私はベトナムと香港に出張を、国会のお許しをいただきましたので行つてまいりま

した。香港はフードエキスポということで、輸出の振興ということがメインのテーマでございまして、ベトナムは実は、まさに今委員がおつちやつていただきましたように、日越の農業対話、ハイレベル会合というのをやりまして、今年で三度目になります、準備会合、そして一回目、二回目ということ、まさに委員がおつちやつていただきましたように、アメリカやオーストラリアのような新大陸型ではなくて、限られた農地というものを有効に活用してしっかりと農家の所得につなげていく。このことを日本のいろんな方にも参画をしていただいて、ベトナムの実は三か所を選びまして、生産のモデル地区、加工のモデル地区、そして流通、消費のモデル地区ということ、モデル地区を設定して五年を目途にこういうことをしっかりと実現していこう、こういうことをやつていこうということで、我が国にとつても初の試みでございしますが、これが中長期ビジョンの策定ということで端緒に乗つてきたということでございます。

ベトナムの要人とも会談をさせていただきましたが、向こうから繰り返し申されるのは、大体人口の六、七割が農家である、しかし農業のGDPに占める割合は二割にすぎないと、こういうことでございまして、この農家の所得をやはり増大をしていくということが均衡ある経済の発展にとつて欠かれないと、こういう認識を強く先方も持たれておるといふことでございまして、そのため、アメリカでもオーストラリアでもなくて、この日本の農業のやり方をしっかりと学んでいきたいと、こういう姿勢が示されたところでございします。

このモデルを成功させることによりまして、一つの事例として、ほかの、今委員から御指摘のありましたように、東南アジアを中心とした、アジアあるいはアフリカにも同様のモデルでいゝるんや方方を共有していきたいと、こういうふうにも考えておるところでございします。

○儀間光男君 大変向きの御答弁で、ありがと

うございました。

大臣、そのことが国際社会で外交的にも日本が信頼を得て、日本の地位が高まつていくということにつながっていくと思ふんですが、それが、農林水産省の業務関係から国際貢献をして外交に貢献していける、そういうことになれば本当に最高だと思ふところから、どうぞ、いつまで農林水産大臣が分かりませんが、大臣の在任中にそれを目鼻付けてODAにも申し入れてください。いづれ総理になつたら更に進めていただきたいと、こう思ひます。

次に、法律十七条事項を質問してまいりたいと思ひますが、これは農業委員会、農地利用最適化推進委員の新設関連の法律です。

十七条では、推進委員を委嘱しなければならぬと、農業委員会はですね、ならないとし、ただし書があつて、三条第五項の定めによる市町村には委嘱しなくてもよいと、こういう定めがあるわけですね。それを見ますと、後でちよつと言ひますけれど別枠扱いするんですね、定めのないところとあるところ、別枠扱いしております。

そもそも、推進委員を設置した意義、目的を何

○政府参考人(奥原正明君) 農業委員会の見直しの関係でございしますが、現在の農業委員の機能、これは大きく二つに分けられます。一つは、農業委員会としてメンバーの方に集まつていたたい、権利移動の許可ですとか、こういったことをきちんと議論した上で結論を出していくという、これは委員会としての決定行為の部分でございします。それと、もう一つは、それぞれの農業委員の方がそれぞれの地域で活動していただいて農地の集積、集約化を図るといふ、大きくこの二つの仕事

がございしますが、この二つの仕事それぞれが的確に機能するようにしていくというのが今回の基本的な発想でございします。このため、今回の法改正では、農業委員とは別に農地利用最適化推進委員、こういうものを新設することにしてゐるわけでございます。

改正後は、農業委員の方は合議体としての意思決定、こちらの方が中心ということになりますので、具体的には、農業委員会の総会ですとか部会に出席をしていただいて、出席する前に準備がいろいろあるかと思いますが、農地の権利移動ですとか転用の許可に当たつての意見具申、こういった中身について審議をして、最終的には議決権を行使していただく、これが農業委員の主たる仕事になります。

一方で、推進委員の方は、自らの担当区域におきまして担い手への農地利用の集積、集約化、それから耕作放棄地の発生防止、解消、こういった具体的な現場の仕事をしていただくわけですし、特に農地の流動化につきましては積極的に農地の出し手の方に働きかける、こういった業務を行っていただく、こういうことでございます。

この委員、農業委員とそれから推進委員、これ役割分担を行っていただいた上で両者が連携しながら活動することその地域の農地利用の最適化がより良く進むようにというのが今回の改正の趣旨でございます。

○儀間光男君 私に疑問に思うのは、今の業務、わざわざ推進委員をつくって別法を仕立てて、そこへ移して、職務分掌を別にしていく必要が本当にあるのか。今のものを、それぞれ農業委員会の中の農業委員でもって、推進委員等は付けず農業委員でやって、この推進委員がやろうとする業務担っていったらいいんじゃないですか、そう思えてならないんです。

これは、何というんでしょうか、三条五項という推進委員つくらなくたっていい市町村と、つくらなければならぬ市町村、別枠、違う枠にしているんですね。非常に平等感に少し不満が生ずるんじゃないかというふうな感じがするんですね。だから、市町村によってその三条五項の適用を受ける市町村があれば、推進委員はいないんですから、農業委員がそれを恐らくカバーするののか、別の推進委員がカバーするのかわかりませんが、そういうのがあるから一つに一元化すべきじゃないかと、その方が行政のワンストップに向く、サービス上ですね、と思えてならないんですが、それにお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(奥原正明君) 今回の推進委員の条項のところ、先ほど先生から御指摘ございましたように、十七条の一項のただし書というのがございまして、一定の市町村につきましては推進委員を置かなくてもいいということになっておりまして、元々、農地面積等が少ないために農業委員そのものが必置になつていない地域が一つございまして、これも置かなくていいわけですが、それともう一つは、現在の農業委員会一本の体制で農地の担い手への集積、集約化が相当進んでいる、あるいは耕作放棄地の発生がほとんどない、今の体制で成果をきちんと上げているところについては、推進委員を新たに置かないで、従来の農業委員一本の体制で今後も継続できるようにしようというのがこの十七条一項ただし書の趣旨でございます。

全国の農業委員会を見ますと、本日に現在の体制でうまくいっているところも確かにございますけれども、多くのところではなかなかうまくいっていない。農地の集積、集約化も進みませんし、耕作放棄地がかなり増えてきていると、こういった状況がございまして、うまくいっていないところで本日にうまく仕事をしていた、農地の集約利用の最適化、要するに、担い手への農地の集積と、それから耕作放棄地の発生防止がきちんとできるようにするという観点で、今回は、合議体としての活動を中心にしていた、農業委員と、それから現場での活動を中心にしていた、推進委員に大きく二つに分けたと、こういうことでございまして。

○儀間光男君 それはよく理解できるんですけど、分かなくなってきたんじゃないですかと申し上げていられるんです。それはそれで、別に法律で決めてわざわざ分業化しなくたって、一元の中で、仮に推進委員ができたから農業委員が減るといふことじゃないんでしょう。例えば、じゃ、推進委員

は必要としない市町村にはどなたがどう対応するんですか。

○政府参考人(奥原正明君) まず人数の関係ですが、農業委員を置いたところにつきましては、農業委員の方の人数は基本的に従来の半分ぐらいいにしたいと、機動的に会議を開催して決定できるようにするという観点で半分ぐらいいにしたいと、その上で推進委員の方を必要とする人数をきちんと置いて現場での農地流動化の活動ができるようにしていくと、これが今回の基本的な設計でございます。トータルの数としては、農業委員と推進委員を合わせると、従来の農業委員一本のときに比べれば数はちよつと増えるような感じになると思いますが、それをきちんとやっていこうというのが今回の発想でございます。

考え方として、推進委員を置かず農業委員一本の体制で人数を増やしたらいいんじゃないかという御指摘もあるかと思いますが、この委員会でも何回か御質問いただいたところですが、農業委員一本でその数を増やした場合に、合議体としての活動の方は、人数が多くなりますとなかなか集まるのが容易でなくなります。機動的に委員会を開催するのが難しくなるといふ側面が一つあるというところ。それから、農業委員一本で、合議体にも参加して議決もしますし現場での活動もやるというところになりますと、やはりなかなか負担が重く、現場での活動の方がおろそかになってしまふ可能性が高いのではないかと、なかなか成果が上がらないような農業委員会のところにつきましては推進委員を新たに置いていた、だく、二本立ての体制にしたいというのが今回の改正の考え方でございます。

○儀間光男君 富山へ地方公聴会で行ったとき、それから十八日の参考人質疑のときも、一本化して農業委員に自信と誇りを持たせた方が行政はもつとスムーズにいく、また我々との連携もうまくいくように思うと、わざわざ増やす必要があつたのかなという声を多く聞きまして、い

うこともあつて、だから現場の声が余り届いていない。

僕はこの委員会に来てずっと林大臣にも現場とネクタイ組の話をやっただんですが、その現場とネクタイ組がなかなか意思の疎通ができていなくて、そこを起しているというような感じがしてならないんですね。全くやっていないとは言いませんよ、やっていないとは言いませんが、時々こういうことが起きている。

例えば今度のそれも、規制改革会議、それと農業者あるいは農業委員、つまり、現場の意見が集約をされないままに法案が提案されていたのではないかと危惧をする面が往々にしてかいて聞き、かいて見たから申し上げているんですが、その辺どうなんだろう。平委員も少し指摘しておりますが、現場の意見を、その法案、素案を作る前に聴取をするとかいう作業をやったかやらないか、たか分かりますが、現場から聞くと、いつも素案ができて、いよいよ言つたつて動かない状況になつたときに情報として入つてきて、あるいは相談を受けたらということであつて、まさに規制改革会議、ネクタイ組が一方的にやつたとは言いませんが、配慮に足りなかつたのではないかと、このようなことなどを現場でよく聞くんですが、この辺どうなんだろう。

○政府参考人(奥原正明君) 今回の改正に至るプロセスでございますが、平成二十五年からこの農業委員会あるいは農協の問題というのは政府・与党の中での議論が始まつております。いろいろな議論の中で、これは与党の中でも、農業者の方、あるいは農協の関係者、農業委員会の関係者と呼んでのヒアリングも行われた上で、昨年の六月に基本的な考え方の整理が一旦行われております。これは農林省の方でもかなり丁寧な説明会をブロック別に分けてやりまして周知徹底をいたしましたけれども、そのことを踏まえてそれぞれの系統組織でも自己改革をどうするかということがいろいろ検討されたということでございます。

うこと等もあつて、だから現場の声が余り届いていない。

す。

その後、自己改革案、農協作っていただいたりいろいろいたしましたが、今年の一月から二月にかけて、昨年六月にまとめた方向性を踏まえた上で、どういう制度の骨格にするかということをもう一回濃密に議論をする場面がやつてまいりました。この際も与党では、相当農業者の方にきていただいてヒアリングをいたしましたり、それからJAグループとの意見交換もいろんな形でやって、最後はJAグループの御理解も得た形で制度の骨格をまとめたということでございます。

それに即して法律案を作つて提出をしたわけでございますので、これで十分だったかどうかという点はいろいろあるかと思いますが、プロセスとしては、農業者あるいは関係の団体の意見もいろいろ伺いながらここまで法律案の作成に進めてきたと、こういうことでございます。

○儀間光男君 これ以上議論しません。労を多とし、どうぞこれから余りミスマッチ、余りというかミスマッチがもう起こらぬように、これが起こるといふと、せっかくの農政がなかなか目的を達するわけにいかないというようなことも生ずるわけですから、どうぞそういうふうには頑張つていただきたいと思います。

それから、例の、農協が有している総合農協の機能を分離するというやり方ですが、地域経済や地域社会のそのことは衰退を招くおそれがある、これは農業関係者や農政に精通している有識者の一致した意見であります、これについて少し尋ねてみたいと思います。

いわゆる地域経済や地域社会の衰退を招くおそれ大きいと指摘されているのでありますが、そうなる、安倍政権の主要政策の一つである、いづも言っている地方創生、これにも少なからぬ影響が出てくるものだと思います。農協が今日まで果たしてきた総合農協としての機能を地方創生の観点から考量すると、JAには総合農協の機能を維持させながら、JA自身の自己改革と規制改革を着実に推進させ地方創生の一翼を担うていただ

くことが必要と常々指摘してまいりましたが、政府は地方創生と総合農協機能とは全く別次元の問題だと捉えていらつしやるのか、御所見をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(林芳正君) 農林水産業・地域の活力創造プランというのを作らせていただきました、需要サイド、供給サイドを中心として産業政策的なものをしつかりやる、そしてもう一つの柱として地域政策ということ、これを車の両輪にしてやつていこうと、こういうことにしたわけでございます。その中で、今回の農協改革というの、地方分権、この間も委員とのやり取りの中で申し上げさせていただきましたが、今までより一層にそれぞれの地域農協がその地域の特性を生かしていくということをやれるような環境づくりをやつていこうと、こういうことでございます。

したがって、今委員が触れられましたこの総合農協ということについては、まさにそこをどうしようということではなくて、これから総合農協としてやつていただくということは大前提の上で、その総合農協である地域農協を含めた農協がしっかりと地域の特性を生かしてやつていけるようにしていこうと、こういうことでございます。

したがって、むしろ事実上地域のインフラとして果たしている役割という議論になつてまいります。先ほど来議論になつております准組合員の問題等々が出てくるかと思ひますが、それも先ほど来御答弁しておりますようにいろんな議論もございまして、五年間しっかりと調査をやつた上で規制をするかしないかも含めてやつていくと、こういうことにしたところでございます。

○儀間光男君 余り時間がないので最後の質問になるかと思ひますが、残された質問は、またあるそうですから、次の機会にさせていただきますと思ひます。

なぜそれを指摘するかというと、私、休みを使つて、JA、農協の方々、いろいろ会つてきましたけれども、いわゆる地方創生基本戦略を作つて、都道府県に作つて、市町村に作るわけでは

よ。そうすると、地方のJAはですね、都道府県から市町村の戦略作りに参画してほしいんですが、なかなかその積極的な取組が見えないんですね。聞いたら、なかなか、そのままオール、全部丸投げされるんじゃないかという懸念もあるのかい。うところをひとつ御指導をいただきますように申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。今回、四回目の政府質疑ということになります。この間、富山県での地方公聴会とそれから参事人質疑を行いました。多くの疑問や不安が出されていきました。特に地方公聴会後の記者会見で山田委員長が、この改正案は現場の実態からずれているぞという思いが強く出たというふうに感想を述べられていました。この発言の持つ意味というのは非常に重いというふうに思つています。

私と同じく実は感想というか思いを、多分委員の方も共通の思いを持つてこられたと思ひます。それで、出された疑問や意見について質問したいわけなんですけれども、今日は農業組織への企業論理の持込み、農業への企業参入という角度から少し議論をしたいと思ひます。

農協法の改正案では、非営利規定を削除、あるいは全中の監査から公認会計士監査への移行など、農協組織に企業の論理が持ち込まれ、理事も非農民化が進められていきます。農業委員会においても公選制から任命制に移行すると、それから、公募という形で農業委員の非農民化が進められようとしているわけです。農業生産法人についても非農家の道が更に広がります。

それで、今日、その農業生産法人について少しお聞きしたいわけです。まず、農業生産法人の役員要件についてなんですけれども、現行法では、役員の過半が農業の関連事業を含む常時従事者であること、さらにその過半が農作業に従事することという規定になっているわけですが、この改正案は、農作業の従事要件を理事等又は農林水産省令で定める使用人のうち、一人以上が農

作業に従事するという規定に改正するわけですね。六次産業化を推進するために、これは販売や加工に従事する役員を増やすためにそうするんだということの理由としては言われているんです。

例えば、役員が十人いたとしたら、この十人の、現行法で言うところ、農作業に従事する人、つまり耕作者というのは過半の過半ということですよ。だから、過半だから、十人のうち半分が五だけ、プラス一で六と。その過半となると、六人のうちの半分だから、三プラス一で四ですよ。

過半の過半といつたら四人と。改正案でも耕作者のところというのは一人になるわけですよ。しかし、この現行法で農業以外の役員というのは、実は六人、過半といつたら六人なんだけど、あと四人がいるわけですよ。ですから、耕作者を四人から一人に減らさなくてもこの六次産業化に対応できるんじゃないのかと、四人はいるわけですからと思うんですけども、いかがでしょう。

○国務大臣(林芳正君) この農地を所有できる農業生産法人ですが、農業を継続的に真摯に取り組んでいくということを担保する観点で、今委員からお話がありましたように、役員等について一定の要件を設けております。六次産業化の展開については、この要件がネックとなることがあると、こういうことでございます。

今お話がありましたように、六次産業化を進めていくということになりますと、加工それから販売部門、こういうところの役員を増やそうということが出てくるわけですが、今お話をしていたいただきましたように、役員の四分の一程度が農作業に従事する必要があるということでございます。

で、役員を増員しようと思つと、同時に農作業に従事する役員の増員も行うと、こういうことになるわけでございます。業務量が加工と販売の方が増えていくということでございますが、これに依じた適切な人員配置が行えないおそれがあるということでございます。

は、六次産業化を進めれば農作業のウエートそのものが下がるということも踏まえまして、役員等の一人以上が農作業に従事すればよいと、こういう見直しをするということにいたしましたところでございます。

○紙智子君　ですから、それが、四人の人たちはどうするのという、足りなくなるといふ話をするんですけど、耕作者のところを一人に減らさなくてもやれるんじゃないのかと。やっぱり何で理屈としてそうなるのかがよく分からないんですよ。

○政府参考人(奥原正明君)　先生の今の事例ですと、十人のうち四人は農作業じゃない、販売とか加工に従事しているということですね。

さらに、この六次化を進めていくときに、例えば販売体制をもっと強化するときに役員をもっと増やさなきゃいけない、例えば今は四人でやっているところを、そこを八人にしなければいけないというようになことをどんどん考えていったときに、では、その全体の中で四分の一が農作業の方にちゃんと回った体制が確保できるのかという話にも逆になつてくるわけでして、これはケースによつていろいろ違うと思います。

現行の体制の中で泳いでいけるケースはもちろんあるかもしれませんが、そこをかなり、加工、販売のところを大きくしていこうというときに、やっぱりこの四分の一は農作業を必ずやらなければいけないというのはネックになるケースが出てまいりますので、その障害はやっぱり取り除いた方がいいというのが今回の改正の考え方でございます。

○紙智子君　ケースによつていろいろだということとで、これ分らないわけですけど、いろいろな今理屈言われたんですけども、私はやっぱり一人に別に減らさなくたってやれるんじゃないかなというように思います。

それからもう一つ、構成員の要件なんですけれども、現行法では農業者以外の者の議決権が総議決権の四分の一以下なんですけれども、今度の改

正案では二分の一未満に緩和すると。つまり、農業以外の議決権が増えるということになるわけですよ。現在では、全国で事業を展開している外食産業の、食品産業ですね、それからJ・Rとか商社なんかも参入していますから、農業関係者以外の支配が強まるんじゃないかという懸念が出ているわけですよ。

一九六二年に、農業生産法人制度をつくった当時ですけども、そのときの農地局長、庄野さん、この方が当時、法人組織を認める理由として、資本家的経営と申しますよりは共同経営的色彩の濃い性格のものなんだ、だから株式会社は排除しましたという答弁をされているわけですよ。

役員構成員要件をますますこれ緩和すれば、株式会社が参入をして資本家的経営色が強まって、耕作者主義というのを原点とした元々の始まりがあるんですけども、地域に根差した農業者の共同体という農業生産法人を要するところになるんじゃないか。これ、大臣、奥原さんはあくまでも座つておられるということなので、農水大臣お願いいたします。

○国務大臣(林芳正君)　座っている者は親でも使えという言葉があるかもしれませんが、御指名でございます。

六次産業化を進めていくことになりまして、やはり外部から資金を調達するということが必要になつてくるという場合があるということとでございますので、現在は四分の一以下に制限されている議決権を二分の一未満まで保有可能とするということでございます。そうしなくてはいいなというところでなくて、そうしたいという方はぎりぎり二分の一未満までということとを、資本を増強する場合もあるということとでやつていこうということでございますので、逆からいえば、法人の総議決権の過半数、これは農業者が保有するということとは変わらないわけでございます。

したがって、生産法人の基本的な性格は維持を

されるものと、こういうふうと考えております。

○紙智子君　誤解のないように言っておきたいと思うんですけど、私は、農産物の加工とか販売とか、地場の企業と農業が連携するということはあると思うんです。北海道なんか建設業と農家の人と支え合いながら地域を構成するということがあるから、そういうことはあると。しかし一方で、農業をビジネスチャンスにしようというとか、何というかな、もうけだけを、地域のことよりもそのことを考えてチャンスにしようという動きがあるというのも事実だと。ですから、今回の改正が、農業者の共同体としての生産法人を支援することになるのか、それとも企業の農業参入を支援することになるのかというの議論が必要だというふうに思うわけです。

そこでなんですけれども、なぜ企業は農業生産法人に参入するのか、農業の発展のためなのか、農家のために参入するのか、この点での大臣の見解をお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(林芳正君)　平成二十一年に農地法改正をいたしました、企業のリース方式で農業参入をするということが全面解禁をされました。したがって、このリース方式ということであれば、企業が農業生産法人として参入する必要はなくなると、こういうことでございます。

実際に参入された企業の状況を見ますと、経営農地がリースのみであるということにもかかわらず、農業生産法人でないリースも含めて農地を利用して農業生産を行うことができない、こういうちよつと誤解があるということがあつた。それからもう一つは、やっぱり農業生産法人になつた方がその地域に受け入れられやすいと。みんなと一緒になつてうまくやつていこうという意識がそこで現れる、それが地域に受け入れられると、こういう理由もあるようでございます。

そういう理由もあるようでございます。そういう理由で、地域の農業者と一緒に農業生産法人を設立しているケース、こういうのが多くあるところでございます。

こうした企業が出資するタイプの農業生産法人

であつても、先ほど申し上げましたように、総議決権の過半数が農業関係者が保有しております。したがって、もちろん農業者の意向に反した経営や農地利用が行われる懸念はないと、こういうふうには思っております。そもそも、元々持つているものをそういう方に売るといふ行為がまず最初になければいけませんので、その時点でも、最初からそういうことが分かっているような方にそういうことはなかなかないのではないかなと、こういうふうにも思っております。

○紙智子君　ちよつと聞いたこととの関係の答弁になつていないかなというふうに思うんですけど、

それで、この後にちよつと聞こうと思つていたんですけども、日本政策金融公庫が二〇一三年に、企業の農業参入に関する調査ということで、その結果を公表しているんですよ。

企業が農業参入する際に、その成功のポイントを四点というところで書いてあるんですけども、その一つが農業技術、それから二つ目は農地の確保、三つ目は販路、四つ目は資金繰りということとで、この四点が、参入する場合、成功させるために必要なポイントだと。さらに、企業にとつて容易に解決できない課題に農地の確保の問題と農業技術の習得の問題があると。

企業は、農家を出資母体としてその農家の土地を使う農業生産方式というのは初期コストが少なくて済むというふうになつていっているわけです。とりわけ、食品関連企業が農業に参入していくメリットというのは、安定した数量や品質の食材の調達、安定化を図ることができ、それから、消費者のニーズや自社での使いよさに合わせて原料の差別化を図るためなんだということが言われているわけです。

なぜ食品大手がこの農業生産法人に参入するかというと、それはやっぱり小売チェーン店同士の激しい競争があると言われていて、結局その企業の都合に合わせて農家を囲い込むということになつていんじゃないでしょうか。いかが

でしょう。

○国務大臣(林芳正君) 農家を囲い込むといいますが、先ほど来申し上げておりますように、我々、産業政策としての部分で、需要をきちっと見極めて需要に応じたものを作っていくマーケット・インというのを申し上げてきておりますので、そういう形にならないとしても、やはりきちっと需要を見て、需要者がどういふものを欲しているかというものは生産者の方でも考えていくということは元々大事なことでないかと、こういうふうな思っているところでございます。

先ほど申し上げましたように、リース方式が解禁をされておりますので、平成二十一年から約五年間で、改正前の約五倍のペースでこのリース方式による参加が起こっております。農業界、産業界、連携して前向きに推進している状況になってきておりまして、今後は地域の農業の担い手になり得る存在だと我々も考えておりまして、特に担い手の不足する地域において、担い手として企業がリース方式で参加していただくということを期待しております。

制度上も企業が認定農業者になるということは可能でございますので、こういった意味で、しっかりと農業界、産業界が連携をしていくということを進めていきたいと思っております。

○紙智子君 二〇〇九年の農地法の改正で、企業はリース方式で農業に参加することが可能になったわけですね。二〇〇九年以降農業に参加した企業数や撤退した企業数はどれくらいあるのかということ、農水省に聞きましたら、参加数は、二〇〇九年以降で三十三法人だ、千七百十二法人だと。撤退数は百四十三法人だ。そのうち、株式会社は千六十社が参加して、九十社が撤退しているというんですね。二〇一三年のＪＣ総研レポートによると、青森県では三十一社が参加したんだけれども十二社が撤退と、四割ですね、撤退したというふうになっているんですね、なぜこれだけ撤退しているのかということについてはいかが

がでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) ちょっと青森県の個別の数字が手元にございせんが、全国では、全体で千七百十二法人がこの平成二十一年の農地法改正後の五年間で参加をしております、百四十三法人が撤退と、こういうことでございます。撤退した場合でも、まさにこれリースでございますので、リース契約を解除して、ほとんどのケースで新たな権利移転先において農地が適正に管理、利用されていると、こういうところでございまして、リース方式での良さの一つがここに出ているのではないかと、こういうふうに思っております。

リース方式での企業参加については、参加企業が農地を適正に利用していない場合はリース契約を解除して農地の現状回復を図ると、こういうふうにしてありますが、先ほど申し上げましたように、ほとんどのケース、百四十三法人につきましては農地が契約解除後適正に管理されておるといふ状況でございます。

○紙智子君 なぜ撤退したのかということについてはどうでしょう。

○国務大臣(林芳正君) これは個々の企業のやり事情によるものが多いんじゃないかと、こういうふうな思っているところでございます。

したがって、我々としては、個々の企業の事情というのをつまびらかに一つずつ把握をしているわけではございませんが、やはりうまくいかなかった、あるいはいろいろ事情があつて撤退されたところの農地がしっかりと新たな権利を移転されたところで適正に管理、利用されると、このことをしっかりとやっていきたいと思っておりますのでございます。

○紙智子君 なぜ撤退したのか、個々の事情は分からないというのとはちよつと問題だと思ふんですね。やっぱり、自らの制度をつくっているわけだから、どういふ理由でどうなったかということとを把握してやっつけられないと無責任になつてしまふと思ふんですよ。

それで、企業を多様な担い手というふうな位置付けてリースで参加を認めたわけですから、それを認めながら、撤退している。こういう状況というのは、農水省が進める、今のこの担い手の農業者に農地を集積しようという方針なわけですから、これにも反するんじゃないか。

○国務大臣(林芳正君) 個別の案件について申し上げることはいたしません、全体として、撤退若しくは解約ということになりましようか、この理由としては、四〇％が他の農業を営む法人と合併したとか他の農業を営む法人等への権利を譲渡するとか、こういうことになっております。また、販売先の確保が困難とか労働力の確保が困難、農業経営の不振というのが二九％で続いております。それぞれそういう理由があつたのではないかと、こういうふうな思っております。

○紙智子君 日本生産性本部に経済成長フォーラムというのがあります。座長は、政府の規制改革会議の議長代理で元経済財政担当大臣の大田弘子さんと、メンバーには、規制改革会議の農業ワーキンググループの座長を務めた金丸氏、それから産業競争力会議の農業分科会の主査を務めた新浪氏が参加をしております。

二〇一四年に提言を出しているんですけども、ここでは、企業の農業参加を加速化させるためには、農業生産法人の構成員要件や事業要件を今後一年から二年で撤廃すべきという提案をしているわけですよ。アベノミクスを推進してきているメンバーが提案している内容というのは、農業の発展のためというよりも、農業を囲い込んで自らのビジネスチャンスにしようとするものなんじゃないんでしょうか、いかがですか。

○国務大臣(林芳正君) ちよつと御通告がなかったもので、その生産フォーラムについてつまびらかに資料を持っておりますが、いろいろな方いろいろな立場で御意見を述べられるというのはあることだと、こういうふうな思っておりますが、それを受けて我々農水省としてどうするか、また政府・与党として最終的にどうするか

と、これはしっかりと議論をして、皆様方の御意見を踏まえて決めていかなければならないと、こういうふうな思っております。

○紙智子君 今回の改正で、この農業生産法人という名称が農地所有適格法人に変わるんですね。その理由は、農業生産法人でなければリース方式が活用できないという誤解があるんだと、だから誤解を受けないように農地所有適格法人という名称に変えたんだという答弁になっているんです。誤解を解消するために名称を変えるのかなという、これはちよつとよく、私も疑問なんですけれども。

二〇一四年に閣議決定をした日本再興戦略では、農業生産法人要件の緩和や農地法の見直しというの、農地中間管理事業法の見直しに合わせ、リース方式で参加した企業の状況等を踏まえて、リース方式を検討する場合、リース方式の農業参加の自由化を検討する場合には、リース方式については事実上耕作放棄されたり産廃の置場になった場合にはリースの契約解除による現状回復という確実な担保があるんだということを踏まえて、これに匹敵する確実な現状回復法の確立を図るといふことを前提に検討するとしているわけですよ。

つまり、こういう条件を付けて企業にも農地の所有を認めるということなんじゃないんでしょうか。その先駆けとして言わば農業生産法人の名称を変えるということなんじゃないのかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) この名称につきましては、先ほど委員からお話がありましたように、農業生産法人という特別の何か法人格が、例えば医療法人とか株式会社とか、こういうものがあるのではないかと、したがって農業生産法人でなければリースもできないんじゃないか、こういう誤解が見受けられて、更なる規制緩和の要望というの、実はこういう誤解に基づいて要請が行われているというケースもあるわけでございます。したがって、先ほど私からも申し上げましたよう

に、平成二十一年の農地法改正前までは農業生産法人でなければリースも含めて農業生産できないだったわけですが、二十一年にリース方式が全面解禁されましたので、農業生産法人でなくともリース方式での参入ができるようになったと。

こういうこともあって、いわゆる法人格ということではなくて、農地を所有できる要件を満たしている法人のことを農業生産法人というふうに農地法上呼んでいると、こういうことでございますので、この実態を踏まえて、農業生産法人という呼称をより正確に実態を表すために農地を所有できる法人という意味で農地所有適格法人ということに変更をしたということでございまして、企業の農地所有を推進するために行ったものではないというのを申し上げておきたいと思えます。

全体的な農地所有につきましては、先ほど委員から整理をいただいたとおりでございまして、最後におっしゃっていただいたように、二十六年の六月二十四日に決めました日本再興戦略でそういうことが記述がされておりますので、それでしっかりとやっていくことになろうかと思えます。

○紙智子君 多様な担い手という言い方で企業にも農地所有を認める、企業的な経営が重視されるということになると、一方で家族経営が切り捨てられることになりかねないんじゃないかと思うんです。

そこで、改めてちよつと、農水省はこれまで企業の農地所有を認めてこなかったと、なぜ認めなかったのか、見解をお話ししてください。

○国務大臣(林芳正君) これは、企業の農地所有につきましては、企業が農業から撤退して耕作放棄が進んでいるはその場所が産廃置場になるんじゃないかと、こういう農業、農村現場の懸念があるということでございます。

したがって、個人とは異なつて、法律上の人格である法人の農地所有については、農業を継続的に真剣に取り組んでいただくと、これを担保しな

ければなりませんので、そういう意味で、先ほど来御議論いただいておりますように、役員それから議決権等について一定の要件を満たす法人、農業生産法人と呼んでおりましたが、これを改めて、所有適格法人ということになるわけでございまして、これに限って認めることとしてきたところでございます。

○紙智子君 今、農水省の基本的立場というのをお話しいただいたわけですが、本日にその見解が維持できるのかなというふうに思っています。先ほど紹介しました経済フォーラムの提言というのは、企業の農業参入を加速するために、土地のリース方式以外に、企業の選択肢を増やすために、一般企業の農地所有を今後五年以内に実現することということ提言しているんですね。

フォーラムに参加したメンバーというのは、実は今回の農協法の改革を推進している方々です。こうした経過を見ますと、この提言というのは人ごとじゃないんですね。企業に農地の所有を認めるということとは、私はもう絶対容認できないというふうに思っています。

それで、今世界の流れというのは、企業的な経営の方向ということではなくて、やっぱり家族農業なんですよ。そして、参考人質疑の中でも家族農業への支援を求める意見というのが強く出されていまして、農地法で定められた耕作者主義を守つて、家族農業や家族的経営への支援こそ強化すべきではないんでしょうか、大臣。

○国務大臣(林芳正君) 重ねての答弁になるかもしれませんが、やはり、我々ずっと進めてまいりました農政の改革というのは、産業政策の部分とそして地域政策の部分とを車の両輪としてやっていくということでございますので、家族農業でなくはならないとか、企業でなくはならないとか、大きくしなければならぬというものではなくて、それぞれの地域やそれぞれの農業をやつていただいている主体に合わせて、言わば足し算的にいろんな方が創意工夫をできるようにしていくと。結果として強い農業とそれから美しい農山漁

村が保たれると、こういうことをやっていくということとを両輪としてやってきておりますので、どちらかの方に方向を定めて進めていくというふうには考えておらないところでございます。

○紙智子君 この間いろいろ出された意見を踏まえても、本日にこれからの農政の向かう方向という上でも本日に大事な岐路になっていて、やっぱり出された意見をちゃんと尊重すべきだというふうに思っています。

それで、ちよつと時間がもう僅かになつて、本日は地方公聴会、参考人の皆さんの出された問題で幾つか質問する予定で通告もしていたんですけど、残り僅かになつたので、一、二問できるとできないか、ちよつと最後にお聞きしたいと思えます。

地方公聴会、参考人質疑では、准組合員の問題が一つ出されていたと思えます。広島県の農協中央会の香川会長が、中山間地ではJAは地域で暮らす人生全てを支えるインフラそのものだ、准組合員利用の規制という問題が入ると地方の農村形勢全てにおいて崩壊するんじゃないだろうか懸念をおっしゃっていました。それから、富山でも、六田JAの会長は、政府は准組合員の利用実態を五年間調査して判断するとしているけれども、仮に准組合員の利用を制限したならば、地域農業を牽引するJAの機能が大きく衰退するだけでなく、地域住民の生活に大きな影響を与えることは明らかだ、准組合員の利用制限は認められないというふうに述べて、附則五十一條の第三項は削除してほしいという要望を具体的に要求されたわけです。

これらをどのように受け止めて、そして反映させる考えがあるかどうかということをお聞きしたいと思えます。

○国務大臣(林芳正君) ここは何回か御議論いただいたところでございますが、まず一条で、農協はあくまで農業者の協同組織であると、これは明記をされております。正組合員である農業者のメリットを拡大するというのがまずなくては

ならないということでありまして、准組合員のサービスに主眼が置かれて正組合員である農業者のサービスがおろそかになつてはならないというふうな考えております。一方で、過疎化、高齢化等が進行する農村社会において、農協が事実上地域のインフラとしての側面を持っている、これも事実でございます。

したがって、先ほど来、我が党の中の御議論も御紹介をしながらお答えさせていただいておりましたが、これまで規制がなかったということもあつて利用実態が把握できていないということも、また、今回の農協改革でどういう成果が出るか、こういうものも見極めていかなければならないと、こういうことでございまして、いろいろ議論の上、五年間調査を行った上で規制の在り方について議論をするということにいたしましたところでございます。

したがって、この内容を条文化をさせていただいたのが五十一條の第三項ということでございますので、この規定どおりにしっかりとやってまいりたいと、こういうふうに思つておるところでございます。

○紙智子君 今のお答えは結局ゼロ回答みたいな話なんですけど、やっぱりこれ、衆議院の段階から出ているし、ずっと聞き取りをする中でも出てきている意見ですから一部の意見では決してないわけで、やっぱり一貫して出されているわけですから、ちゃんと受け止めてどうにかするということが必要だというふうに思っています。

ちよつと時間になりましたので、まとめます。それで、このほかにも、例えば農業委員会の改正問題で農業委員の選任基準の問題も、前回もやっているんですけども、含めて次回、ちよつと中途半端になりますので、次回しっかりとやらせていただきたいと思いますということで、質問を終わります。

ありがとうございました。  
○山田太郎君 日本を元気にする会、山田太郎でございます。

今日は、もしかしたら対政府質疑、実質最後の本格的な質疑になるかもしれないということで、そろそろこの法案も出口を見出さなきゃいけないと、こういうことかもしれないが……（発言する者あり）頑張れという、ほかの委員からもありますので、きっちり今日もまとめていきたいと思いますが、ただ、大枠で、やっぱり最後、本当にこの法案がいいものなのか、あるいは問題があるのか、やっぱり見直さなきゃいけないのか、そんなところをしっかりとやっていきたいと思っています。

まず最初に、農協の果たす役割ということで、細かい法律論についてはいろんな委員の先生方が随分議論されましたし、私も前回やりました。大枠でもうちょっと、先ほどからあったんですが、いわゆる農協の役割が産業政策あるいは地域政策においてどういう役割を果たしているのかということをもう一度確認していきたい。どういう方向で今回農協を改革していくかとしているのか、その部分について少し、まず最初に質疑をしていきたいと思いますが。

前回の参考人の方の意見の中でも、農協を職能組合として純化しようとしていると、もしかしたら、改革の内容をよく見てみるとそういう側面は強いのかなと。要は、改革のいわゆる立て方が、農協というものがこういう問題があるとか、こういう形でもって利益を出す組織にせにやいかぬと、こういうことを改革の中では迫っていますから、どちらかというと、地域協同組合といういわゆる地域政策の側面における役割というよりも、職能組合としての、まさに産業政策の位置付けとしての農協改革ということが非常に語られてきたのかなと。

ただ、そうなってくると、今日の質疑の中でも多くの議論がなされていたと思うんですが、組合員、准組合員の問題であったりとか、まさにいろんな委員からも出ていました、地域をやっぱ農協は支えているという極めて重要な地域協同組合としての側面が非常に強いのではないかと、これが

それがれてしまうと、こういう議論があつたかと思っております。

そこで、多分政府はいいところ取りをして、あるときには、農協は、要は職能組合としての役割も果たさなきゃいかぬ、これは農業者の協同組合なんだからと言ってみたいとか、あるいはあるところでは、やっぱり地域では非常に役に立つと言ってみたりとか。ただ、残念ながら、改革というのは、もちろん竹でばつと割ったようにどっちにということではないんでしょうけれども、そんなにいいところ取りをやっぱりできるわけではない。私自身は今回の政府の、いい悪いはちよつとおいておいたとしても、まず政府から見解がいただきたいんですが。

あくまでも、今回の農協の改革の方向性は、どちらかというと、職能組合としてしっかりと原点に戻りなさい、そちらを強化するべきなんじゃないかと、こういうふうに関心するんですけども、特に地方創生とかそういう中でも、そういった形で本場に農協が役割として担っているんだらうか。その辺りを含めて、是非大臣の方から、まずスタートですので、御意見いただきたいと思っています。

○国務大臣（林芳正君） 本質的なお尋ねだと、こういうふうに関心しますが、やはりこの一条、農協は農業者の協同組織であるということ、農業者が、農産物の販売と生産資材の調達など、こういう事業を利用してメリットを受けると。これがやはりまずは目的として設立されたものである、こういうことで、改めて原点に回帰しなければならぬと、こういうふうに関心しておるところでございます。

いろいろと批判が出るのは、金融の信用や共済事業に力を入れますけれども、農業者、特に担い手の農業者のニーズに十分応え切れておらないのではないかと、こういったことや、結果として農産物販売、生産資材購入における取扱いのシェアも低下してきている、こういうことがあるわけでございます。

私も冗談半分で時々申し上げますが、テレビのCMを見ておきますと、まちのバンクというCMなんです。まちのバンクのところはやつてはいけないと申し上げるつもりはありませんが、テレビのCMをばつと見て、J Aまちのバンクと言われると若干違和感があるなというふうに思うわけでございます。やはり農業者のための協同組織という農協の原点に立ち返って、農業者、中でも担い手から見て所得向上に向けて経済的活動を積極的に進める組織、これを基本的な考え方としたら、こういうふうに関心しております。

○山田太郎君 確かに、それはそのとおり、よく分かるんですが、一方で、地域産業としての農業を支えていると。今の大臣のお話だと、どちらかというと、個々の農家に対するサポートという側面、また、そうすると、確かに原点である、農協は農業協同組合である、いわゆる職能組織だということがあるんですが、私はやはり今回の質疑、それから地域を回らせていたいて、いかに地域産業を支えているか、農業というのは個々の農家が閉じてはやっぱりできないんだということも非常に感じたところであるわけなんです。

現実的には、確かに、農協がそういった意味で経済事業だけで成り立てば、それはそれでこれはいいかもしれないかもしれませんが、ただ、その地域で農業が必要なんだということで、経済事業が仮に赤字だったとしても維持しているというのも機能でありまして、そうなってくると、うまく金融と共済を組み合わせてきたということも確かに言えるんじゃないかなと。

考えてみれば、前回の質疑のときも少しやりましたが、地域から例えば金融とか保険で集めたお金がどこかの外資に持っていかれて別に運用されるとか、東京のいわゆる都銀がどんどんその代わりに入ってきて違うところに使われるよりも、地域は地域でもって集めたお金が地域で還元されるということを考えれば、あるいはそれが農業に還元されるということを考えれば、案外うまい仕組みな

んではないかなと。

そういう、もう一回、地域協同組合や地域産業としての農協の在り方というのは現実的にあるんだという、やっぱり私もどちらかというと元々会社も経営してきたり上場してきたりしたので、効率的なところを考えたスタートの入口としてはそんなところの思いが非常に強かったんですが、やはり現場に行くと、地域を支えているという側面が何か今回の議論の中で足りていないような、見過ごされてしまっているような感もするわけでありまして、もうちょっとその辺りも、今後、組合員、准組合員の問題、それから、多分もしかしたら金融分離ということであつたりとか、あるいは全国を指導する中央会の在り方を見直しといったところも、そういう側面ももうちょっとバランスを持って議論をするべきなんじゃないかなというのをちよつと非常に感じましたので、これはよろしくお願ひしたいと。

特に、私のような、どちらかというと個々の企業のコサルと効率化をやってきた人間すら、何となく議論としてのちよつとバランスを欠くなというところを感じたということを強く主張しておきたいと思っております。

さて、次の論点へも少し行きたいと。別に皆さんの仲間だからというよりも、これは本当に慎重に私も考えてきまして、いろいろと議論させていただきます。

もう一つ、次の側面なんですけれども、とはいふものの、農協の役割の、七条の二項の中に、農協は農業所得の増大に最大限の配慮をしなければいけないと、こうたわわれているんですが、いわゆるこの農業所得というのは何を言っているのかといったところもちよつと大事だということに思っております。個々の所得向上ということもあると思いますが、いわゆる産業としての農業に対する全体の所得向上というのもあるのかもしれない。

そうなってくると、盛んに議論になっております、内需は非常に限界がある、もうお米も毎年八

万トンずつ消費が、需要が減っているなという中で、一方は飼料米ということをやっています。一方はいわゆる輸出を拡大しなければいけない、こういうことを言っているわけであり。ただ、輸出は、これも前回少しだけ質疑させていただきましたが、安倍政権は一兆円を目指しているというものの、実際には、要は国内生産が減っている状況の中では実は輸入に頼っているということにもなりかねないわけでありまして、輸出を増やせば増やすほど実は輸入が増えてしまうということになれば、実際の輸出振興というのは国内産業に対して圧迫の何物でもない。

非常に資料が古いものしかないということ、その辺り、どれぐらい輸出に対して国内の農作物を使っているのかということ求めたら、現実的にそういう資料はないということ、産業関連表で十年前のものであれば、一応、輸出品ではないけれども、国内産業における食品の約三割は輸入品だということは答弁をいただいているわけでありまして、もしかすると、輸出品に対する加工品は安く作らないと国際競争力になりませんから、そうすると素材を輸入している可能性もあるということなので、私は、政府にその辺りの構造をしっかりと調べていただかないと、政策そのものが国内のそういった農業に対する圧迫の何物でもないということにもなりかねないと思っております。その辺り、輸出振興と、特に農協に対する期待みたいなものもあるのかもしれないが、是非まずその辺り、考えとしてあるのであれば、あるいはこの七条の二項の農業所得のこの意味合いです。ね、その辺り総合的に、これも大臣にお答えいただけないでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 輸出の振興ということは大変大事だということを繰り返して申し上げてまいりましたけれども、今進めておりますのは、輸出をするときにやはり産地とかどこで作ったというものをなるべく表に出して輸出をしていくということではないかと、こういうことを申し上げているところでございます。

自動車やコンピュータと違いまして、やはり食べるものでございますので産地別の特色が出る、今G.I.等も受付をしておりますが、こういう特徴を出して、それが付加価値につながると、こういうことがまずございます。

更に言いますと、今海外からの観光客、大々増加をしておりますが、多分輸出をそういう形でやっていますと、そのどこかの何々を食べた人が、輸出したということは海外にいらつしやる、また増えたいということでございますので、今度はそれを食べに本場にいらつしやる、ただ、今度の意味でインバウンドにつながると、こういう意味でインバウンドにつながると、こういうふうな循環を是非つくっていききたい、こういうふうな思っているところでございます。

したがって、先ほど顧問委員にお答えしたときにアメリカやオーストラリアとの対比で申し上げたところがございますが、やはり限られた農地で、これはオーストラリアとかアメリカと相対的に比べてということでございますが、そういうところでしっかりと作り込んで、いい物を作って付加価値を付けていく、それを、できればこのG.I.のようなもので知的財産的に保護しながら地元の特産品のものを作っていく。できればそういう形で輸出をしていくということで、輸出の国内生産への波及ということを目指していき、それをインバウンドにもつなげていきたい、こういうふうに思っております。そのためには、今度は生産サイドで、優れた品種や高度な生産技術、こういうものをマーケット・インということでブランド化も含めてやっていただくと、こういうことも必要になってくるわけでございますので、まさに産業政策の中で需要と供給とそれを結びバリエーション、こういうふうな申し上げておるのは、そういうところがつながってきて初めて価値が出てくると、こういうふうな考えておるところでございます。

したがって、そういう全体的な政策を進めていく中で、しっかりと生産者に所得という形でマクロのいろいろな政策の成果が出ていくようにしたい

きたいと、こういうふうな思っております。

○山田太郎君 今大臣の方から表示ということが大事だという話をされたので、私もそのとおりだと思っておりますが、実は輸出の一兆円の一応政府の中身というのが大体決まっております。五、五、千億円、実は半分が加工品なんです。

加工品、実を言うと、表示義務というのがどうなっているのか、ちよつと消費者庁に聞いてみたことがあるんですけれども、農畜産物とか水産品、いわゆる生鮮食品はJ.A.S.法によつて原産地の表示が必要なんです。加工品に関しては四品目だけ、農作物の漬物、ウナギ加工、かつお削り、ぶし、野菜冷凍食品で、二十二食品群のみということでありまして、実は、そうなんちゃうと、何を使っているのか分からない。

これも昔の質疑で、思い出したんですけれども、要は、海外で日本食フェアをやったときの実は素材が結構海外物を使っていたなという話で、結局、せつかく日本から日本食だということ輸出してみたいものが実は素材としては現地産又は海外産だったということでは、もちろん食べる側が別に国内のものを絶対に食べなきゃいけないとか海外のを選ばない、こういうことではないし、そこは自由だと思っております。ただ、表示されなければ、それが本場に日本のかどうかというところが分からない。ただ、残念ながら、加工品、国内で加工される食品のほとんどが国内においても海外に出すものにおいてもいわゆる原産地表示されていない。こうなると、消費者も選びたくても選べないという現状があるかと思っております。

主管はもちろん消費者庁ということになるのかもしませんが、農水省としても是非、国内食品のあるいは生産の育成とか保護とか、盛り上げていくために、この辺り働きかけて、表示に関して、海外あるいは国内で売られている特に加工品に関する見直しというんですか、そういったことは考えられないだろうか。これも是非大臣の方に意見としていただけないでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 大変大事な御指摘で、私もかねがね上げられないかということで検討をしていたらできておりまして、着実に拡大をしてきているということでございます。平成十八年から二十食品群の加工食品、これに、二十一年度には緑茶飲料、揚げ落花生というのが加わりまして、さらに、二十五年には昆布巻きとか黒糖の加工品、こういうものが追加をされております。

こういうことをするということが、それから、義務付けはそういうことですが、自主的に、やっぱり付加価値を高めるといって、例えばコンビニ二のおにぎりですね、のりそのものにはいろいろな産地の表示がありますが、じゃ、コンビニ二のおにぎりののりはどこでできたかとか、そういうふうなことはなかなか細かく義務付けというのは難しいということであつても、そういうふうに表示をした方が、消費者が選んでもらうと、こういうようなこともありますので、自主的な取組ということで、「くさんくさん」運動みたいなことをいろいろキャンペーンを張ってやっていってあるところがございます。したがって、この運動も併せて、しっかりと先ほどの義務付けと併せてやってまいれば、こういうふうな思っているところでございます。

○山田太郎君 この問題、消費者庁の方にお伺いすると、形があるものに対しては国産か国産じゃないかというのは消費者はこだわるけど、形がないような加工品になると原材料を一つ気にかけている人はいないのではないかなんと言われているが、私は逆だということに思っております。食の安全とか安心とかそういうことも含めて、あるいは、先ほど、大臣の方も広げる努力をいただいているということですので、また別の角度で是非この問題は政府としてもどんどん取り組んでいっていただきたい。そうでないと、一番厄介なのは、輸出振興が結局国内の要は生産につながらないということでは最低でありますので、是非お願いしたいと思っております。

さて、次に、ちよつと農地についても少し聞き

たいと思いますが、まさに今回の改革がいわゆる農地の規模拡大というところを前提としている議論されているのかどうか、この辺り非常に気になるところでもあります。今回、この農協改革とは別に、農地中間管理機構というものを政府はつくって、大きな柱としてやっている。ただ、残念ながら、なかなか滑り出し、うまく必ずしもいつているわけではないという議論がある中で、一方、今回の農業委員会の中には農地利用最適化推進委員というのを設けたということだと思っております。ちよつと法文上見ても、この推進委員というのは、じゃ、農地中間管理機構に対して、例えば土地集約だったり農地拡大ということろにどこまでコミットメントしているのかといったところがよく分からないところがありまして、連携に努めなければならぬとしか書いていないんですね。

いわゆる連携とは何なのか。よくこの法律のいろんな、農業委員のところでは選任をめぐって詳細がないので現場で混乱するというふうに言っている議論になってきましたが、私はこれでは農地利用最適化推進委員と中間管理機構のちよつとした具体的連携というのは図れないのではないかなと、こういうふうにも思っているんですが、今後これは省令等を含めて埋めていくのか、どういう形の具体的連携をしてどういう機能をこの推進委員に持たせていくのか、併せてお答えいただけないでしょうか。

○政府参考人(奥原正明君) 農地の中間管理機構とこの推進委員の関係でございます。

先ほどもちよつとお答えいたしましたけれど、農地中間管理機構は、あくまでもこの機構自身が農地を借り受けて、これを担い手の方々に行き渡るだけ使いやすいたまつた形で転貸をする、そういうスキームでございます。これ十年間で、現在担い手の利用面積が全体の五割でございますが、八割まで引き上げるということを目的にやっているわけですから、これがうまく機能するためには、これ機構自身の活動はもちろん大事なんです

けれども、地域内の農業者による話し合いを着実に進めて、まとまった農地を機構に貸し出していただく、これが非常に重要でございます。

他方で、農業委員会の方は、元々、農地利用の最適化の推進を果たしていく、これが使命でございますので、今回の改正もそれをより良く果たせるようにするためにどうするかという問題意識でできております。この観点で、合議体として決定することを中心とする農業委員とは別に、各地域において農地の調整活動をやっていた農地利用最適化推進委員、これを設けることにしたわけでございます。

この推進委員の方は、機構と連携をして、具体的な仕事としては、地域の農業者の方あるいは地権者の方と話し合いを進めて、機構を介した形で担い手への集積、集約化を進める、こういうことをやっていただきますし、リタイアしようとする農業者の方がいらつしたり、あるいは耕作放棄地を持っている方がいらつしたりすればその土地を機構の方に貸していた、というような調整を行うと、こういうことになるわけでございます。

したがって、農業委員会が農地利用の最適化を今回の改正でより良く果たせるようになりますので、農業委員会と機構との連携をきちんと強化をしながらこの目的を達成していきたいと、こういうことでございます。

○山田太郎君 今何となく御答弁いただいた感じはするんですが、要は連携を努めながらということとで、より具体的にどうしていくのかな。

例えば、共同の目標を持つてこれぐらいの集約をやつていこうとか、どうしてもこの間に市町村が入りますよね。そうなつてくると、やっぱりなかなか連携というのは、きちつと制度設計で組み立てておかなくともきちつとワークしないのかなというところがすごく気になりまして、また、つくつてはみたものの、この推進委員というのは何をやっていくのかというところになりかねないと思いますので、是非その辺りは具体的に、省令レベルでいいと思うんですが、やっぱり国が

一回制度設計しているもので、現場では、ただ委員をつくりましたということではなくて、機能するようになつてほしいなというふうに思っています。そうでない、よく分からないことになつちゃうと思つています。

もう一つ大切なことが、今回、一人当たり十ヘクタールできるのかというのをすつともうこたわつて、いろんなところで聞いてはきたんですけど、やっぱり今回の改革が規模拡大ということとが一つ大きな目的なのかどうか、この辺りは非常に実は今後の農政、それから農協も含めて、それぞれの農家の、あるいは産業の所得を増やすというところには大きく抵触すると思うか、ポイントになるんじゃないかなというふうに思うので、ちよつとその辺りも農地という辺りで少し触れていきたいと思つてます。

これも本場に参考人の方々からも指摘されていきました。日本は中山間地が事実上半分、日本の耕地の四〇％、それから総農家数の四四％ということとでありまして、約半分近くが中山間地なんです。この中山間地でもって残念ながら大規模農業ということが適しているのかと、こういった議論はあるのかと思つています。

それから、家族経営が中心ということでもありまして、これも資料をいろいろ集めてみたんですが、けれども、九九％が家族経営ということでありまして、認定農業者の中でも九五％が家族農業経営ということでありまして、なかなか、元々農水省さんが想定された、常雇いがいるところの法人が上位二五％が一人十ヘクタールやつていて、残りの七五％は、どうも日本の農業の実態には合わないんじゃないかなというのをすごく数字からも感じる場所があります。

現場も、いわゆる現実解として、埼玉、それから富山、それから各参考人に関連のところも聞いてまいりました。埼玉の美里町でも、いわゆる一人十ヘクタールをやつていたのは一軒だけあつたということでありまして、そんな現実的ではないというふうな感じで現場を見てきた。どちらか

という中間管理機構の集約が割と進んでいるという事例でもって拝見させていただいたんですが、やっぱりその程度だと。

富山の地方公聴会でも、一人十ヘクタールは難しいという現場の声もいただいていたし、十八日の参考人招致においても、非常に進んだところとして一人当たり十ヘクタールと、十五ヘクタールを目指すということは言つてはいたものの、それはもう全体の平均としては難しいんじゃないかなと、こういうことを御意見として現実にいただいたわけでありまして。

何でこんなことをすつこくだわつていっているかといひますと、今後、担い手、新規就農者を含めて本場にどれぐらいのサイズの要は農地集約をやつていくのか、その目標の立て方がやつぱり大きく違つてくる。それとちよつと、担い手が例えば三十万人で仮に五ヘクタールしか平均できないのであれば百五十万ヘクタールということになるわけでありまして、それはそれで、政策的に三百万ヘクタールできないものをどうしなきゃいけないか、今から手を打たなければいけない内容だということふに思つています。

ただ、何となく、今のプランでは、元々三百万ヘクタールを維持するために、三十万人しか土地利用型の人がいないので、割り算をすると一人十ヘクタールやつてよというふうには見えないうわけでありまして、これを中心に、農協さんも含めて、あるいは今の農業委員会、土地集約、中間管理機構が全体で進むとおかしなことになるかなというところを大変やつぱり危惧しているわけです。

そういう意味で、奥原局長に聞くと、それでも一人十ヘクタールというふうにお答えになるでしょうから、私はこれは政治の問題だとも思つておりますので、大臣の方に、私、ずつとこの委員会の二つの疑問というのがありまして、本場に農協は改革すべきなのかということもあつたんですが、一人十ヘクタール本場にできるんですかということについては、何となくいろいろな方々に、

何となくじゃないですね、きちつと聞いても具体的にノードだったということなので、ここは私、ひとつ、もう大事な政治判断なんだというふうに思いますが、是非大臣の方から、この問題、規模の問題ですね、特に、この辺り、お答えいただけないでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) これは、平成三十七年に向けての見通しということでございます。したがって、こういう目標を立てて、それに努めて努力すると、こういう側面もあるんだと思います。現役でやっていらつしやる方もたくさんおられるし、農地中間管理機構も一年目やってみて、やりたいと、貸してほしいという希望者はいますけれども、出し手がなかなか足らないと、こういう状況があるわけでございます。

一方で、今委員もおっしゃったように、三十万人しか例えれば確保できないとした場合に、やめていく人が出てくるからその数になつてしまうわけでございまして、ということとは、やめていく人の農地というのはそこに厳として存在をしていると、こういうことでございます。

したがって、なるべく今の規模のままでやっていただいて、そして、実はもう耕作放棄地になつてしまつて何年かたつてやめてしまつたと、今からそれを元に戻そうとしてもなかなか難しいというようなことにならずにスムーズに集積、集約を進めていくということが、今、この十年先を見通した場合に今からやつていかなければならないことだろうと、こういうことではないかというふうに思っております。

日本の面積がだんだんだんだん少なくなつていくわけではありませんで、今の農地というのはきちつと続けていけば当然農地として維持ができるという規模があるわけでございまして、したがって、そういうことをしっかりとやつていくための目標という位置付けでこういう数字でありまして、何か理論的にこれがこうなるからこでこういうふうが可能だということよりも、こういう

目標を立ててしっかりとそれに努めて努力をしていくと、こういうことが大事なのではないかなというふうに思っております。

○山田太郎君 ただ、この数字は、私は、そんな目標値ではなくて、やつぱりいろんなものの計画の根本になつているところがあると思うんですね。毎年どれぐらいの人数を増やさないといけない、そうなるべくとどれぐらいの予算を使つてどれぐらいの施策を打つのか、そういったものが導き出されている根本的な考え方だと思いますので、必ずしも一人十ヘクタールを目指すんだというだけでは、目指すだけで、ほかのいわゆる目標数値、これは中間管理機構だつてどれぐらい集約していくのかということでも問題あると思いますし、中山間地をどれぐらい維持するのかと、こういったことも全部数字がいろいろ変わつてきつてしまつと。ここはしっかりと私は科学的にやるべきなんじゃないかなと。

一番現実的だと思つていますのは、いわゆる認定農業者が、前回出された平均七ヘクタールだといつたところが現実的なのかな。これは、いわゆる一人ではありませんで、一戸経営体ということで、なかなかこれまでも農水省さんは一人当たりということを経営体でも取つてこなかつたと。現実的に、農業家というのは家族経営なので、余り一人当たりがどれぐらいやるとかということ意識しなかつたからなのかもしれないけど、そう考えると、やつぱり一人当たりということの捉え方よりも、経営体としてのいわゆるマネジメントとか立て方と、こういうことの方がはるかに重要なんじゃないかなと、こういうふうにも思うわけであります。

そういった意味で、じゃ、仮に一人十ヘクタールやるといふことになるのであれば、大規模化は大規模化で、やつぱりインシヤルでコストがすごく掛かると思ふんですね。これも前回の参考人の方も言つていらつしやいましたが、十ヘクタールから十五ヘクタールになると、やつぱり掛かる金額が変つてきます、途端にと。いわゆる閾値というの

が多分あると思うんですね。

じゃ、そんなインシヤルはどれぐらい掛かるといふことを見込んで、これは大きな、十ヘクタールを目指す前提にもなると思ひますので、それは、じゃ、予算的にはどれぐらいと考えているのか。又は、そうするためのインセンティブですよね、集める側としては中間管理機構だとか推進委員というのををつくつたんですが、集める、いわゆる十ヘクタールにするためのインセンティブ、こういうものもあるのかどうか。

やつぱりそういうことも全部含めていかないと、単に狙つていられる目標だということだけでは前に進まないと思ひますので、是非その辺りも教えていただけないでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) やはり十ヘクタールということになつてまいりますと、一つは機械への投資というのがございまして。私もいろんなところに行つてお話を聞いておりますが、大体米ですと十から二十の間で数字はいろいろありますけれども、そのぐらいまでは一台でやれると、こういうようなことをよく聞きます。

この間、仙台に行きましたら、六十ヘクタール一台でやつておられるというところがあつたので、一体どうしてやつておられるんですかと聞いたら、四回に分けて、それぞれの作業を三日か四日ずつぐらいずらしてやると全部ずれていきますので一台でできるんだと、こういうことをおっしゃつておられました。そういうふうな工夫の余地もあるとしても、まずはそこを一台でできるところの集積を進めていくということになると、それほど過剰な設備投資をせずにやると。

メリットとしては、まさに生産コストが下がることによつて収益が上がつていくと。これはもうデータがございまして、必要があればお届けをできると思ひますが。こういうことでしっかりとやつていくということ、よく言われておりますのは、水田のフル活用ということ、ブロックローテーションをやるにも、規模がある程度あつた方が主食用米、餌米、加工用米と、こういうブ

ロックローテーションもやりやすいし、コンタミネーションも起きにくいと、こういうこともございまして、そういう全般的な施策でしっかりとメリットを感じていただけるようにしっかりとやつていきたいと思ひます。

○山田太郎君 時間になりました。

是非、今回の改革が本当に何のためなのか、地域なのか、まさに職能組織なのか。それから、土地を維持したいのか、農業者を守りたいのか、農業を守りたいのか、この辺りも本来は整理した上できちつと私は議論するべきだつたんじゃないかなと。この農協改革の議論が少しボタンの掛け違いだつたり、不明な点が非常に多い中で進んでしまつたのは残念だというふうに思ひます。

○委員(山田俊男君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時二十四分散会